

自己点検・評価報告書

2022年6月27日

福岡大学法科大学院

研究科長 署名欄

印

第1	法科大学院の基本情報	1
第2	自己点検・評価報告書作成のプロセス	13
第3	自己点検・評価の内容と結果	14
第1分野	運営と自己改革	14
1-1	法曹像の周知	14
1-2	特徴の追求	17
1-3	自己改革	26
1-4	法科大学院の自主性・独立性	32
1-5	情報公開	35
1-6	学生への約束の履行	40
1-7	法曹養成連携協定の実施状況	43
第2分野	入学者選抜	46
2-1	入学者選抜〈入学者選抜基準等の規定・公開・実施〉	46
2-2	既修者認定〈既修者選抜基準等の規定・公開・実施〉	53
2-3	多様性〈入学者の多様性の確保〉	57
第3分野	教育体制	59
3-1	教員体制・教員組織（1）〈専任教員の必要数及び適格性〉	59
3-2	教員体制・教員組織（2）〈教員の確保・維持・向上〉	62
3-3	教員体制・教員組織（3）〈専任教員の構成〉	64
3-4	教員体制・教員組織（4）〈教員の年齢構成〉	66
3-5	教員体制・教員組織（5）〈教員のジェンダーバランス〉	67
3-6	教員支援体制（1）〈担当授業時間数〉	68
3-7	教員支援体制（2）〈研究支援体制〉	70
第4分野	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み	73
4-1	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（1）〈FD活動〉	73
4-2	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（2）〈学生評価〉	77
第5分野	カリキュラム	80
5-1	科目構成（1）〈科目設定・バランス〉	80
5-2	科目構成（2）〈科目の体系性〉	85
5-3	科目構成（3）〈授業科目の開発，教育課程の編成及びそれらの見直し〉	88
5-4	科目構成（4）〈法曹倫理の開設〉	91
5-5	履修（1）〈履修選択指導等〉	92
5-6	履修（2）〈履修登録の上限〉	95
第6分野	授業	98
6-1-1	授業（1）〈授業計画・準備〉	98
6-1-2	授業（2）〈授業の実施〉	101

6-2	理論と実務の架橋（1）〈理論と実務の架橋〉	106
6-3	理論と実務の架橋（2）〈臨床科目〉	110
6-4	国際性の涵養	116
第7分野	学習環境及び人的支援体制	118
7-1	学生数（1）〈クラス人数〉	118
7-2	学生数（2）〈入学者数〉	120
7-3	学生数（3）〈在籍者数〉	121
7-4	施設・設備（1）〈施設・設備の確保・整備〉	122
7-5	施設・設備（2）〈図書・情報源の整備〉	124
7-6	教育・学習支援体制	126
7-7	学生支援体制（1）〈学生生活支援体制〉	128
7-8	学生支援体制（2）〈学生へのアドバイス〉	131
第8分野	成績評価・修了認定	133
8-1	成績評価〈厳格な成績評価の実施〉	133
8-2	修了認定〈修了認定の適切な実施〉	138
8-3	異議申立手続〈成績評価・修了認定に対する異議申立手続〉	140
第9分野	法曹に必要なマインド・スキルの養成	142
9-1	法曹に必要なマインド・スキルの養成（総合評価及び適格認定）	142
別紙2	6-1-2 授業（2）1（1）授業の実施，（2）到達目標との関係	153

第1 法科大学院の基本情報

- | | |
|-----------------------|-----------------------------|
| 1. 大学（院）名 | 福岡大学大学院 |
| 2. 法務博士が授与される大学院課程の名称 | 法曹実務研究科法務専攻 |
| 3. 開設年月 | 平成16年4月 |
| 4. 当該大学院課程の教学責任者 | |
| | 氏名 雨宮 啓 |
| | 所属・職名 法曹実務研究科
教授（法科大学院長） |
| | 連絡先 092-871-6631(内線4847) |
| 5. 認証評価対応教員・スタッフ | |
| ① 氏名 | 村上 英明 |
| 所属・職名 | 法曹実務研究科
教授 |
| 役割 | 自己点検・評価委員会
委員長、進路支援責任者 |
| 連絡先 | 092-871-6631(内線4850) |
| ② 氏名 | 山下 義昭 |
| 所属・職名 | 法曹実務研究科
教授 |
| 役割 | 自己点検・評価委員会
副委員長 |
| 連絡先 | 092-871-6631(内線4844) |
| ③ 氏名 | 平江 徳子 |
| 所属・職名 | 法曹実務研究科
教授 |
| 役割 | 教務・学生支援責任者 |
| 連絡先 | 092-871-6631(内線4849) |
| ⑤ 氏名 | 藤村 賢訓 |
| 所属・職名 | 法曹実務研究科
准教授 |
| 役割 | 入試・FD 責任者 |
| 連絡先 | 092-871-6631(内線4853) |
| ⑥ 氏名 | 木村 道也 |
| 所属・職名 | 法曹実務研究科
教授 |
| 役割 | FD 副責任者 |
| 連絡先 | 092-871-6631(内線4845) |

- ⑦ 氏名 井上 能孝
 所属・職名 法曹実務研究科
 准教授
 役割 進路支援副責任者
 連絡先 092-871-6631(内線 4842)
- ⑧ 氏名 徳田 裕美
 所属・職名 法科大学院事務室
 室長
 役割 自己点検・評価の事務
 責任者
 連絡先 092-871-6631(内線 4810)
- ⑨ 氏名 大浦 淑子
 所属・職名 法科大学院事務室
 役割 自己点検・評価の事務
 スタッフ
 連絡先 092-871-6631(内線 4811)
- ⑩ 氏名 大坂谷 貴史
 所属・職名 法科大学院事務室
 役割 自己点検・評価の事務
 スタッフ
 連絡先 092-871-6631(内線 4811)

houka@adm.fukuoka-u.ac.jp

〒814-0180 福岡市城南区七隈八丁目 19 番 1 号

6. 法科大学院の基本データ

(1) 過去5年間の入学者競争倍率…【1-3】【2-1】関連

	受験者数	合格者数	競争倍率
2018年度	29人	14人	2.1倍
2019年度	34人	17人	2.0倍
2020年度	37人	17人	2.2倍
2021年度	30人	15人	2.0倍
2022年度	57人	27人	2.1倍

(2) 過去5年間の入学定員充足率…【1-3】【7-2】関連

	入学定員 (A)	入学者数 (B)	定員充足率 (B/A×100)
2018年度	20人	12人	60.0%
2019年度	20人	12人	60.0%
2020年度	20人	11人	55.0%
2021年度	20人	13人	65.0%
2022年度	20人	16人	80.0%
平均	20人	12.8人	64.0%

(3) 修了者の進路に関する問題の把握, 検討, 具体的取り組み状況 …【1-3】関連

	受験者数	短答式試験の合格に必要な成績を得た者の数	最終合格者数	合格率	司法試験合格率 (全法科大学院平均)
2018年度	23人	9人	4人	17.4%	24.8%
2019年度	17人	8人	3人	17.7%	29.1%
2020年度	18人	10人	2人	11.1%	32.7%
2021年度	23人	13人	3人	13.0%	34.6%
2022年度	人	人	人	%	%

(4) 過去5年間の既修者選抜の競争倍率…【2-2】関連

	法学既修者の 定員 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争倍率 (倍)
2018年度	5	3	1	3.0
2019年度	5	7	1	7.0
2020年度	5	12	0	0.0
2021年度	5	7	0	0.0
2022年度	5	14	1	7.1

(5) 過去5年間の入学者数のうち、法学既修者数及び割合…【2-2 関連】

		入学者数	うち法学 既修者数
2018年度	学生数	12人	1人
	学生数に対する割合	100%	8.3%
2019年度	学生数	12人	1人
	学生数に対する割合	100%	8.3%
2020年度	学生数	11人	0人
	学生数に対する割合	100%	0%
2021年度	学生数	13人	0人
	学生数に対する割合	100%	0%
2022年度	学生数	16人	0人
	学生数に対する割合	100%	0%

(6) 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合…【2-3】関連

	入学者数	実務等経験者	他学部出身者 (実務等経験者を除く)	実務等経験者又は他学部出身者
入学者数 2018年度	12人	2人	0人	2人
合計に対する割合	100.0%	16.7%	0%	16.7%
入学者数 2019年度	12人	4人	0人	4人
合計に対する割合	100.0%	33.3%	0%	33.3%
入学者数 2020年度	11人	4人	1人	5人
合計に対する割合	100.0%	36.4%	9.1%	45.5%
入学者数 2021年度	13人	5人	1人	6人
合計に対する割合	100.0%	38.5%	7.7%	46.2%
入学者数 2022年度	16人	5人	2人	7人
合計に対する割合	100.0%	31.3%	12.5%	43.8%
5年間の入学者数	64人	20人	4人	24人
5年間の合計に対する割合	100.0%	31.3%	6.3%	37.5%

(7) 収容定員数及び専任教員総数…【3-1】関連

収容定員数	60人
専任教員総数	12人

(8) 法律基本科目毎の適格性のある専任教員の人数…【3-1】関連

入学定員が100人以下

必要教員数は、各分野につき1人

	憲法	行政法	民法	商法	民事訴訟法	刑法	刑事訴訟法
必要教員数	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人
実員数	1人	1人	2人	1人	1人	1人	2人
適格性を有する教員の氏名	村上英明	山下義昭	石松 勉 藤村賢訓	井上能孝	雨宮 啓	大庭沙織	平江徳子 新屋達之

(9) 実務家教員の数及び割合…【3-1】関連

法令上必要とされる専任教員数 (A)	実務家教員数 (B)	(B)のうちみなし専任教員数	法令上必要とされる専任教員数に占める実務家教員の割合 (B/A)
12人	5人	2人	41.7%

(10) 教授の数及び割合…【3-1】関連

	専任教員					
	専任教員総数			うち実務家教員 (実員)		
	教授	その他	計	教授	その他	計
専任教員数	9人	3人	12人	5人	0人	5人
計に対する割合	75%	25%	100%	100%	0%	100%

(11) 専任教員の配置バランス…【3-3】関連

	クラス数		専任教員数 (延べ人数)	クラス毎の履修登録者数平均	
	専任()は みなし専任	専任以外		専任	専任以外
法律基本科目	47(2)	0	55人	9.6人	0.0人
法律実務基礎科目	6(3)	2	10人	6.6人	6.5人
基礎法学・隣接科目	2	3	2人	7.5人	5.7人
展開・先端科目	7(2)	9	10人	2.9人	3.4人

(12) 教員の年齢構成…【3-4】関連

		39歳以下	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	計
専任教員	研究者教員	1人	0人	1人	5人	0人	7人
		14.3%	0%	14.3%	71.4%	%	100.0%
	実務家教員	0人	2人	1人	2人	0人	5人
		0%	40.0%	20.0%	40.0%	0%	100.0%
合計		1人	2人	2人	7人	0人	12人
		8.3%	16.7%	16.7%	58.3%	0%	100.0%

(13) 教員の年齢構成…【3-5】関連

性別	教員区分	専任教員		兼任・非常勤教員		計
		研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
男性		6人	3人	17人	5人	31人
		19.4%	9.7%	54.8%	16.1%	100.0%
女性		1人	2人	1人	3人	7人
		14.3%	28.6%	14.3%	42.9%	100.0%
全体における女性の割合		25.0%		15.4%		18.4%

(14) ア 過去3年間の各年度の教員の担当コマ数…【3-6】関連

【2020年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		兼任教員				備考
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最高	6.00	7.53	5.79	8.00	5.13	4.53	0.00	1.53	0.00	0.00	1コマ 90分
最低	2.00	2.00	4.00	4.00	5.00	4.00	0.00	1.53	0.00	0.00	
平均	4.51	4.79	4.70	5.40	5.07	4.27	0.00	1.53	0.00	0.00	

【2021年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		兼任教員				備考
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最高	5.00	5.53	6.79	8.00	4.13	5.00	0.00	0.53	0.00	0.00	1コマ 90分
最低	1.00	1.00	4.00	3.40	2.00	3.53	0.00	0.53	0.00	0.00	
平均	3.87	3.34	5.60	5.20	3.07	4.27	0.00	0.53	0.00	0.00	

【2022年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		兼任教員				備考
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最高	6.00	5.53	5.00	7.00	4.13	5.00	0.00	0.47	0.00	0.00	1コマ 90分
最低	1.00	1.00	4.00	3.40	2.53	3.53	0.00	0.47	0.00	0.00	
平均	3.58	3.39	4.58	5.20	3.33	4.27	0.00	0.47	0.00	0.00	

イ 他大学・他学部の授業数も含めた専任教員の担当コマ数…【3-6】
関連

【2020年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員		みなし専任教員		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最高	6.53	8.00	5.79	8.00	5.13	4.53	1コマ 90分
最低	4.00	4.33	4.00	4.40	5.00	4.00	
平均	5.56	6.12	4.95	6.15	5.07	4.27	

【2021年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員		前期	後期	
	前期	後期	前期	後期			
最 高	7.00	6.00	6.79	8.00	4.13	5.00	1コマ 90分
最 低	4.00	3.33	4.00	3.40	2.00	3.53	
平 均	5.48	4.63	5.60	5.20	3.07	4.27	

【2022年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員		前期	後期	
	前期	後期	前期	後期			
最 高	6.53	6.53	5.73	7.00	4.13	5.00	1コマ 90分
最 低	3.00	3.53	4.00	4.40	2.53	3.53	
平 均	5.21	4.96	4.91	5.53	3.33	4.27	

(15) 開設科目数及び単位数…【5-1】関連

2022 年度入学生適用

	開設 科目数	単位数	うち必修 科目数	うち必修 単位数
法律基本科目群	42	83	28	56
うち基礎科目	26	51	22	44
うち応用科目	16	32	6	12
法律実務基礎科目群	13	25	5	9
基礎法学・隣接科目群	7	14	0	0
展開・先端科目群	36	77	0	0
うち選択科目	12	24	0	0

[注] 1 「うち必修単位数」には「選択必修」の単位数は含まない。

2 「うち選択科目」は「司法試験選択科目」を指す

2021 年度入学生適用

	開設 科目数	単位数	うち必修 科目数	うち必修 単位数
法律基本科目群	42	83	28	62
うち基礎科目	26	51	22	56
うち応用科目	16	32	6	6
法律実務基礎科目群	13	25	5	9
基礎法学・隣接科目群	8	16	0	0
展開・先端科目群	36	77	0	0
うち選択科目	12	24	0	0

[注] 1 「うち必修単位数」には「選択必修」の単位数は含まない。

2 「うち選択科目」は「司法試験選択科目」を指す

2020 年度入学生適用

	開設 科目数	単位数	うち必修 科目数	うち必修 単位数
法律基本科目群	42	83	28	62
うち基礎科目	26	51	22	56
うち応用科目	16	32	6	6
法律実務基礎科目群	12	23	5	9
基礎法学・隣接科目群	8	16	0	0
展開・先端科目群	35	76	0	0
うち選択科目	12	24	0	0

[注] 1 「うち必修単位数」には「選択必修」の単位数は含まない。

2 「うち選択科目」は「司法試験選択科目」を指す

2019 年度入学生適用

	開設 科目数	単位数	うち必修 科目数	うち必修 単位数
法律基本科目群	42	83	28	56
うち基礎科目	—	—	—	—
うち応用科目	—	—	—	—
法律実務基礎科目群	12	23	5	11
基礎法学・隣接科目群	8	16	0	4
展開・先端科目群	32	70	0	0
うち選択科目	—	—	—	—

2018 年度入学生適用

	開設 科目数	単位数	うち必修 科目数	うち必修 単位数
法律基本科目群	42	82	25	56
うち基礎科目	—	—	—	—
うち応用科目	—	—	—	—
法律実務基礎科目群	13	26	9	11
基礎法学・隣接科目群	8	16	0	4
展開・先端科目群	32	70	0	0
うち選択科目	—	—	—	—

(16) 学生の履修状況…【5-1】関連 (2022年4月1日現在)

評価実施年度の前年度の 修了者について、各科目群 の履修単位数 (平均値)	未修者コース	既修者コース
法律基本科目	68.3	該当者なし
うち基礎科目	該当なし	
うち応用科目	該当なし	
法律実務基礎科目	15.3	
基礎法学・隣接科目	4.0	
展開・先端科目	15.7	
うち選択科目	該当なし	
4科目群の合計	103.3	

[注] 「該当なし」の科目は、学則上、2019年度入学生には適用されていない。

(17) 収容定員に対する在籍者数の割合…【7-3】関連

【過去5年間における全体の在籍者数の割合】(2022年4月1日現在)

	収容定員 (A)	在籍者数 (B)	定員充足率 (B/A×100)
2018年度	60人	24人	40.0%
2019年度	60人	31人	51.7%
2020年度	60人	32人	53.3%
2021年度	60人	34人	56.7%
2022年度	60人	37人	61.7%
平均	60人	31.6人	52.7%

【評価実施年度の在籍者数】(2022年4月1日現在)

	在籍者数 (未修)	在籍者数 (既修)	合計
1年次	20人		20人
2年次	8人	0人	8人
3年次	9人	0人	9人
合計	37人	0人	37人

(18) 修了認定要件としての必要単位数…【8-2】関連

	修了認定要件としての必要単位数	うち必修単位数	うち選択必修単位数
法律基本科目群	62	56	0
うち基礎科目	44	44	0
うち応用科目	18	12	0
法律実務基礎科目群	11	9	0
基礎法学・隣接科目群	4	0	0
展開・先端科目群	12	0	4
うち選択科目	4	0	4
科目群にかかわらず全ての選択必修科目及び選択科目	9	0	0~8
合計	98	65	4~12

[注] 1 「修了認定要件としての必要単位数」とは、未修者及び法学既修者に共通する数値をいう。

2 「うち選択科目」は「司法試験選択科目」を指す。

3 「科目群にかかわらず全ての選択必修科目及び選択科目」は、「選択必修科目」も含まれる可能性があるため「うち選択必修単位数」が「0~8」となる。

第2 自己点検・評価報告書作成のプロセス

福岡大学法科大学院（以下、「本法科大学院」という。）では、「福岡大学法科大学院における自己点検・評価及び認証評価に関する規程」に基づき、法令に基づいて必要とされる第三者評価機関による認証評価（学校教育法 109 条 3 項、学校教育施行令 40 条）を実施することを規定し、今回、第 4 回目の認証評価機関による認証評価に当たり、「福岡大学法科大学院における自己点検・評価及び認証評価に関する規程」第 4 条に定める「福岡大学法科大学院自己点検・評価委員会」（以下「自己点検・評価委員会」という。）が 2022 年度自己点検・評価報告書の作成を行った。

そのプロセスは以下のとおりである。

- ・ 2021 年 7 月 14 日法科大学院教授会
第 4 回目の認証評価機関を公益法人日弁連法務研究財団とすることを承認
- ・ 2022 年 3 月 9 日自己点検・評価委員会（第 66 回）
2021 年度自己点検評価報告書をベースに 2022 年度自己点検・評価報告書を作成すること、それに伴う新たな作成担当割（案）、前回の認証評価で指摘された事項を確認の上で対応・改善策を盛り込むこと、6 月末の提出期限に向けて遅くとも 5 月中には全体の確認及び修正作業を完了することを決定
- ・ 2022 年 4 月 6 日自己点検・評価委員会（第 67 回）
第 1 分野～第 3 分野の点検結果の確認、修正依頼
- ・ 2022 年 5 月 11 日自己点検・評価委員会（第 69 回）
第 4 分野～第 6 分野の点検結果の確認、修正依頼
- ・ 2022 年 5 月 25 日自己点検・評価委員会（第 70 回）
第 7 分野～第 9 分野の点検結果の確認、修正依頼
- ・ 2022 年 6 月 8 日法科大学院教授会（2022 年度自己点検・評価報告書承認）

第3 自己点検・評価の内容と結果

第1分野 運営と自己改革

1-1 法曹像の周知

1 現状

(1) 養成しようとする法曹像

本法科大学院は、「地域に密着した少人数規模の法科大学院」として、「地域社会の発展に寄与する地域に根ざした実務法曹を養成することを目的」とする設置趣旨¹、人間性豊かで専門性を備えた真のプロたる法曹を育成するという教育理念²の下、養成しようとする法曹像について、次のように規定している³。

第1は、「社会正義を実現する法曹」（人権を擁護する身近な弁護士、世の中の公正を追求する裁判官、社会正義の実現を目指す検察官など幅広い人材）の養成である。市民に信頼され、十分な法的サービスを提供できる豊かな人間性を身につけた法曹、すなわち地域社会における身近な弁護士として、市民の人権、平穏な生活、権利利益を擁護する法曹を養成するとともに、世の中の公正を追求する裁判官、社会正義の実現を目指す検察官など幅広い人材を養成し、市民が安心して暮らすことのできる法的環境を整備することが目標である。

第2は、「社会の発展に貢献する法曹」（企業、自治体、NPO など、様々な領域の社会活動を支える法曹）の養成である。九州・山口地域は、アジアの玄関口としての福岡を中心として、多数の優良な地場企業が優れた技術力や人的資源を背景に経済的な飛躍を遂げるに十分な基盤を形成しつつあり、このような地域経済の基盤となる企業に対して良質な法的サービスを提供できる弁護士を養成するとともに、地方自治体やNPO等の組織で活躍する組織内弁護士（インハウスローヤー）を養成することを目標としている。

第3は、「地域のあらゆる法律問題に対応できる法曹」（地域に根ざし、地域に通じ、幅広く人々の暮らしを支える法曹）の育成である。九州・山口の中心都市において、専門性の高い分野に特化して高度な法的サービスを提供するスペシャリストとして社会に貢献する弁護士を養成し、また法学以外の専門教育を修得した人材に高度な法学教育を提供して多様な専門知識と経験に裏付けられた新しいタイプの弁護士を社会に輩出することも目標としている。

¹ 添付資料 A5-41 「福岡大学大学院学則」第4条の2

² 添付資料 A53-1 「福岡大学法科大学院 | 教育理念・方針（ウェブ・サイト抜粋）」

<https://www.ilp.fukuoka-u.ac.jp/outline/idea/index.html>

³ 添付資料 A2 「法科大学院ガイドブック 2023」（以下「ガイドブック」と表記する）2頁、

(2) 法曹像の周知

ア 教員への周知、理解

本法科大学院は専任教員数 12 人（2022 年 5 月 1 日現在）の小規模な法科大学院であり、専任教員は、運営委員会、FD 委員会、教務委員会、入試委員会、学生支援委員会、進路支援委員会という法科大学院の教育研究・運営に関わるいずれかの委員会に所属している。これらの委員会では常に「養成しようとする法曹像」を前提として各々の所管事項に関する具体的な議論がなされており、こうした議論の過程を通じて専任教員間では「養成しようとする法曹像」の認識が共有されている。また、入学者選抜には専任教員全員が関わっているが、この選抜過程においても、「養成しようとする法曹像」を重要な基準として、自己評価書の記載内容、小論文・法律専門試験における解答、面接における人物評価及びコミュニケーション能力などの評価に関する審議が行われることにより養成しようとする法曹像の周知が行われている。

イ 学生への周知、理解

本法科大学院が養成しようとする法曹像については、学生に対しては、学修ガイド、ガイドブックで明確にしているとともに、学生募集活動に際しての説明会において、また、入学予定者に対する入学前の説明会においても十分な説明が行われている。

さらに、入学後も、新入生へのオリエンテーション、学期中及び定期試験の成績発表後の個人面談、学位記交付式その他の行事における訓話など、その時々々の機会を利用して、「養成しようとする法曹像」についての周知及び学生自身の理解度の確認が図られている。

ウ 社会への周知

本法科大学院が養成しようとする法曹像は、法科大学院のホームページ⁴を中心に、ガイドブック等の媒体を通じて社会への周知を図っている。また、九州内の大学（2021 年度は、西南学院大学、鹿児島大学、佐賀大学、北九州市立大学など）を中心に本法科大学院単独あるいは他の法科大学院と共同の説明会を開催した際に周知を図っている。なお、ここ数年は民間機関が主催する法科大学院説明会（福岡など）には参加していない。

(3) 特に力を入れている取り組み

法曹像の周知については上記の取り組みで十分と考えている。

⁴ 「福岡大学法科大学院ホームページ (<https://www.ilp.fukuoka-u.ac.jp/>)」

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

本法科大学院で「養成しようとする法曹像」は、司法制度改革の趣旨を踏まえた本法科大学院の開設時の理念に基づくものであり、しかも、教育活動の実態を踏まえた実現可能なものであり、適切なものであると考える。

また、「養成しようとする法曹像」は、教員、学生、社会のそれぞれに対し、それぞれに適した多様な方法で周知を図っており、現時点においては十分であると考える。

3 自己評定

B

【理由】「養成しようとする法曹像」の明確性及びその周知とも良好である。

4 改善計画

特になし。

1-2 特徴の追求

1 現状

(1) 本法科大学院の特徴

本法科大学院は、「地域に密着した少人数規模の法科大学院」として、「地域社会の発展に寄与する地域に根ざした実務法曹を養成することを目的」とする設置趣旨に基づき、「社会正義を実現する法曹」、「社会の発展に貢献する法曹」、「地域のあらゆる法律問題に対応できる法曹」の養成を目指している。このような法曹の養成を目指す本法科大学院の特徴としては、①学年定員 20 人の少人数教育体制の下、一人ひとりの学修状況を 1 年次から 3 年次まで随時把握しつつ、一人ひとりに寄り添うきめ細やかな個別指導を徹底する「法学未修者教育」に重点を置いていること、②本法科大学院の専任教員及び本法科大学院を修了した若手弁護士で組織される弁護士法人福岡リーガルクリニックセンター、福岡リーガルクリニック法律事務所（以下「LCC」という。）を中心に修了生弁護士間の支援システムとの連携により法科大学院の教育指導に取り組んでいることの二つが挙げられる。

(2) 特徴を追求・徹底するための取り組み

ア 未修者教育の充実⁵

本法科大学院の入学者のほとんどは法学未修者であり、2022 年 5 月 1 日現在で、在籍者 37 人（長期履修生 2 人を含む）全員が未修者コースでの入学者であり、また 2019 年度既修までの修了者 186 人のうち未修者コースでの修了者は 170 人（91.4%）を占めている。この点で、九州に 2 校のみの法科大学院のうち、九州大学法科大学院では入学者の大半が既修者であることと対照的となっている。このように入学者のほとんどが未修者であるという本法科大学院においては、未修者教育の質の向上を実現するために、一人ひとりに寄り添う丁寧できめ細やかな学修支援の取り組みを行っている。さらに、本法科大学院は、各学年 20 人の定員と小規模であるため、個々の学生の資質やニーズを専任教員全員が把握した上で個別指導が可能な体制であり、また、本法科大学院修了の弁護士の多くが地元福岡で弁護士となっているため、本法科大学院における指導に極めて協力的である。そこで、これらの利点を十分に活用し、専任教員による授業や授業外での、個々の学生の資質に合わせた教育指導を行うとともに、本法科大学院出身弁護士による授業外での学修支援体制を再増強し、法科大学院入学前から法曹になるまでの各ステージに応じた、丁寧できめ細やかな教育支援を行っている。

⁵ 添付資料 A34 「福岡大学法科大学院機能強化構想調書（法科大学院公的支援見直し教科・加算プログラム）12 頁～28 頁（取組①-2）

(ア) 入学前導入教育⁶

これまで、入学予定者に対する入学前教育として、3月にプレセミナー（憲法、民法、刑法について、4週間にわたり各4回の履修指導や導入授業）を実施するほか、12月にOBや在学生との交流会、3月にはOBであるチューター、若手弁護士及び司法修習生との交流会を実施していた。しかし、ここ数年、1年次前期において成績不良者が多く（中にはこの時点で進級不可となる学生もいて）、未修者にとっては、1年次前期の学修が極めて重要であるとの認識の下に、2021年にはプレセミナーを10月から前倒しで実施し、10月は法情報・法文書作成、11月は憲法、12月は民法、2月に刑法を各4回、内容的には、判例やテキストの読み方などを指導する導入教育を行うこととした。また、入学予定者が、このプレセミナーを受講し、また後期の授業科目について授業体験や早期履修制度を利用することに備えて、入学予定者には、2021年9月の後期開始より自習室を利用することを認め授業開始に向けて十分な準備をする環境を整えている。さらに、入学前から入学予定者には担任制を導入し、入学前から担任教員により学修上の指導ができる体制をとっている。2021年度に実施した上記の入学前教育については、結果的には、受講した学生が少なく、また受講した学生の中には他の法科大学院へ進学した学生もいたことから、十分な成果を上げることができなかった。しかし入学前教育の重要性については教員間で共通の認識を持っており、2022年度については、より効果的な教育方法を検討中である。

(イ) 未修者向けカリキュラムの充実

すでに2012年度の認証評価の指摘を踏まえて2014年度に未修者教育の充実のためにカリキュラムの再編成を行い、2019年度には、1年次前期において、導入（入門）科目として、従来からの少人数ゼミ形式の「判例講読」に加えて、「法情報・法文書入門」を新設し、法文書を書く（起案する）能力を養成することを目指した。

また、1年次後期の「法律基本演習」の内容を充実させるために、未修者向けの法的思考を養う法学入門を内容とするクラスと法学部出身者を想定した2年次必修科目の入門を内容とするクラスに分け、学生の学修進度に応じて受講することを勧めている。さらに、1年次の必修科目と「教科指導」については、復習に役立てられるように授業を録画し、学生がいつでも動画を閲覧することができるようにしている。

(ウ) 学生カード⁷

⁶ 添付資料 A35 「入学前教育（プレセミナー）の日程及び概要について」

⁷ 添付資料 A36 「学生カードの入力および利用促進（R3.4.2）」

定期試験や中間試験の成績、小テストやレポート等の評価、授業への参加状況、予習・復習の状況など一人ひとりの学生のその時々⁸の学修情報を集約した学生カードにより、すべての専任教員が各学生の学力の現時点での状況や問題点などの情報を共有し、これを個別指導で活用できるようにしていたが、このシステムをさらに改良し、2019年度からクラウド化（学生カードをクラウドに保存し、教員が各自のパソコンで入力できるシステム）し、これまで全学生の情報を一つの表で管理していたものを学生ごとのカルテ方式とし、入力項目も刷新した（TKC 模擬試験の結果や共通到達度確認試験の結果も追加）ことにより、各教員が担当する科目を超えた各学生の学力の状況、全国におけるレベルや問題点を容易に把握することができるようになり、授業担当教員の科目ごとの指導や担任による包括的な学修指導に生かすことができるようになっている。

(エ) アカデミック・アドバイザーとチューターの活用⁸

法律基本科目の授業担当教員との連携の下、授業のポイントをさらに深掘りすることを目標とするゼミを、本法科大学院出身の弁護士が中心となって開講するアカデミック・アドバイザー制度及び本法科大学院出身の若手弁護士が履修上の悩みや学修方法の相談など法科大学院での生活全般にわたってアドバイスをを行うチューター制度により、専任教員とは異なる角度からの学修支援を行っている。これらの制度をさらに活用するために、2020年3月に両制度の利用に関するアンケート調査を行い、その結果を受けて、学生が利用しやすいようなゼミ及び相談日の日程調整を行った。2020年度は、コロナ禍のため、両制度とも会議システムを利用して遠隔で実施せざるを得なかったが、2021年度以降は、チューターによる相談は対面と会議システムを併用して実施し、アカデミック・アドバイザーは、緊急事態宣言期間は遠隔で実施しているが、そうでない期間はなるべく対面で実施している。また、夜間の時間帯を活用するなどの日程調整を行い、夜間コースの学生も利用しやすいようにしている。アカデミック・アドバイザーのゼミの内容や日程は、掲示・メールで在学生及び法務研修生全員に告知し、それらの利用を勧めている。チューターについては、相談日の前日には、ミーティング情報を在学生及び法務研修生全員に告知し、予約状況を伝えて当日飛び込みでも利用できるようにしている。なお、チューターについては、入学予定者との交流会の際に顔合わせを行っており、入学前から相談しやすい環境をつくっており、2021年度は4月に1年次生の利用が多くみられた。

⁸ 添付資料 A37 「令和3年度 AA・チューター実施報告書」、A38 「令和4年度アカデミック・アドバイザー・チューター採用予定検討資料」、A39 「令和2年度 AA・チューター実施状況」

(オ) 担任制⁹

従来から、1年次生には専任教員が担任として修了時まで学生の相談や指導を行ってきたが、この担任制をさらに強化して学修支援を充実させるために、学生カードの情報をも参考にして、個別面談をより多く実施することとし、毎年度複数回実施している。この成績発表後の個別面談は、成績発表を受けてこれまでの勉強方法などを振り返るとともに、今後の勉強方法等について相談する時宜にあった機会を設けるものであり、このように個別面談の回数を増やすことにより、より詳細に学生の現状を把握して学修支援を行うことができるようになった。また、修了した法務研修生についても担任制を継続するとともに、個別面談を行うようにして修了後の学修支援を図っている。さらに前述のように2021年度からは、入学者選抜に合格した入学予定者についても担任をつけて入学までの相談や指導を行うことができる体制をとっている。

イ 修了生弁護士との連携による「地域に根ざした法曹」の養成¹⁰

本法科大学院からの司法試験合格者は2020年までに74人であるが、本法科大学院修了弁護士70人の九州・山口地区での登録の割合は85.7%（70人中60人）であり、本法科大学院が教育理念に掲げる「地域に根ざし、地域を通じ、幅広く人々の暮らしを支える法曹」を着実に輩出している。これを全国的に見ると、2018年度末における全国の弁護士数は41118人、そのうち関東・関西地域だけで31763人で全体の77.2%を占め、一方、九州・山口地域では2818人で全体の6.9%を占めるに過ぎない。しかも法科大学院34校のうち、九州・沖縄では3校となり全体の8.8%であるに過ぎず、これは法曹が地域的に偏在していることを示すものであるが、本法科大学院が掲げる「地域に根ざした法曹養成」に不断に取り組んでいることの重要性を示す根拠となっている。その取り組みとして、学生に九州・山口地域の実際の法律問題を扱う法律実務の現場を体験させて地域で活躍する弁護士を増加させることを目指している。具体的には、2019年度より、LCCが地域の公民館で実施している無料法律相談に学生を立ち合わせるプログラムを設定しているほか、九州・山口地域で実施されるサマークラークへの参加や修了生弁護士が活動している法律事務所への派遣などを行う指針を策定している。

(ア) 弁護士法人福岡リーガルクリニックセンターとの連携¹¹

LCCは、本法科大学院の教育の一端（「エクスターンシップ」、「リ

⁹ 添付資料 A40 「令和3年度担任一覧・令和4年度担任一覧」

¹⁰ 添付資料 A34 「福岡大学法科大学院機能強化構想調書（法科大学院公的支援見直し教科・加算プログラム）29頁～48頁（取組③）、A41 「修了生弁護士都道府県別登録者数（令和3年9月13日現在）」

¹¹ 閲覧資料 A6-4 「福岡大学リーガルクリニックセンター協議会（第51回）資料（2022年5月25日）」

ーガル・クリニック」など)を担うとともに、学内の学生・教職員のみならず地域の一般の人にも広く法的サービスを提供する目的で2010年4月に設立された大学キャンパス内の法律事務所である。LCCは、本法科大学院の実務家教員及び本法科大学院修了生弁護士で構成され、本法科大学院における前述の臨床系法学教育の支援のほか、本法科大学院修了生弁護士の実務能力養成の支援等の機能をも担っている。

LCCの活動は、①本法科大学院における臨床法学教育の支援、②無料法律相談などの福岡大学からの各種要望に対応する法的サービスの提供、③地域における無料法律相談などの地域貢献に大別されるが、実際の活動は以下のとおりである。

(1) 教育

①法科大学院

法科大学院の模擬裁判科目や民事訴訟科目で、法科大学院生を対象に、法律事務所の相談室を利用して、弁護士が行う法律相談に同席させたり、弁護士の監修のもと法律相談を実施させており、また、法科大学院生を対象にしたゼミを随時開催している。

従前から「エクスターンシップ」という法律事務所で2週間の実習を行う科目についてLCCも学生を受け入れている。また、2016年度から、学生が事務所の弁護士と一緒に実際の事件を担当する科目「リーガル・クリニック」を開始している。さらに2018年度からは、学生(2年次生中心)を対象に現実の刑事裁判への傍聴の引率及び解説を行っている(2018年度に5人、2019年度に10人参加)。また、2019年度からは、公民館で実施している無料法律相談会への学生の任意参加による立会いを推進している(2019年度に2人の参加)。

②法学部

法学部の新入生を対象に、ゼミ単位でLCC見学会の受け入れを行っている。また、ゼミの一コマを利用してゲストスピーカーとして、授業で学ぶ法律の条文や判例が身近なものとなるよう弁護士が経験した具体的な事例を通じた実務経験を話す「弁護士講話」を実施している。さらに、本法科大学院でゼミ単位での学生の参加の下に実施されている(参加型)「刑事模擬裁判」体験にLCC所属の弁護士が弁護人役として協力している。

③他学部

学生生活上気を付けるべき事項について、様々なテーマで講演会を実施している。

④法学部オープンキャンパスへの参加・協力

2018年度から、法学部のオープンキャンパスに本法科大学院とと

もに協力している。

(2) 福岡大学に対する法的サービスの提供

① 学生・職員への無料法律相談

LCC の設立以来、福岡大学の職員と学生を対象として、随時、無料法律相談を行っている。

② 詐欺・消費者被害の防止、投資詐欺被害への対応

2017 年度には、学生から投資詐欺を含む詐欺被害や消費者被害に関する相談を受けて詐欺等の被害を未然に防ぎ、2018 年度にも仮想通貨を用いた海外不動産投資名目の投資被害の相談において大きな被害を未然に食い止める成果も上げている。

③ 奨学金回収、福岡大学病院の未収診療費回収

学生課からの要請により、福岡大学奨学金（貸与）の回収困難者（特に連絡がつかない者）に対する回収業務を 2015 年度から開始している。

(3) 地域における無料法律相談などの地域貢献

① 自治協議会・公民館での無料法律相談

福岡市城南区及び南区の各校区自治協議会と協力し、各校区公民館（8 カ所）において、2 ヶ月に 1 回の無料法律相談を開催している。

② 公民館での講演会

各校区の自治協議会の要望に応じて、法律に関する講演会を実施している。

③ 高校生に対する講演会・見学会

高等学校からの依頼に応じて、法律実務に関する講演会などを行っている。

(イ) 九州・山口地域における修了生弁護士の登録者数の拡大

① 「法律相談立会い」プログラム

本法科大学院修了生弁護士の先輩が地域で活躍する様子を学生に見せることにより、本法科大学院においては地域における先輩・後輩の強い繋がりがあることをリアルに強く訴えかけることを目的として、「法律相談立会い」プログラムを設定している。このプログラムは、LCC が福岡市城南区・南区の各校区自治協議会と連携して公民館等で実施している無料法律相談に、1 年次から 3 年次の学生が可能な範囲で同席し、地域で生じた実際の法律問題に触れ、その後の検討会等で問題を掘り下げて理解を深めることを目指している。

② サマークラークへの参加など法律事務所との連携

九州・山口地域の有力弁護士法人が行うサマークラークに関する情報提供などを通じて、本法科大学院及び修了生と法律事務所との関係強化を目指している。2019 年度に下関市の弁護士法人が開催し

たサマークラークに本法科大学院修了生が参加して好評であったことを契機に、サマークラーク説明会を開催する企画を立てたが、コロナ禍により中止を余儀なくされ、中止となった説明会の代替策として、九州・山口地域で活躍する弁護士の魅力を伝える講演会「キャリアセミナー」を実施することとし、第1回（2021年5月）は、本法科大学院修了生弁護士で壱岐（長崎県）の法律事務所で2年間活動した弁護士の講演会を実施した（参加者15人程度）。このキャリアセミナーについては、継続的に実施する予定であり、第2回（2021年11月）は、本学法学部特任准教授で九州大学の法務担当・経済産業省安全保障貿易管理アドバイザーによる「安全保障貿易管理の概要と問題点」と題する講演会を実施し、在学生・法務研修生や弁護士の参加を得た。2022年においてもキャリアセミナーを開催する予定である。

また、本法科大学院修了弁護士の中で受け入れに協力してもらえる九州内の法律事務所に学生を派遣して弁護士実務を体験させる企画を検討中である。

(ウ) 修了生弁護士による教育支援

① 弁護士間支援システム

本法科大学院出身弁護士の活動支援を目的として、実務において直面する様々な困難な具体的問題の相談等のための恒常的なシステムとして、本法科大学院出身弁護士で弁護士間支援システム（メーリングリスト）を設置し、本法科大学院修了生弁護士のほとんどがこのシステムに加入している。これは、小規模法科大学院である本法科大学院の修了生の連携の強さと互いの信頼関係を示すものであり、本法科大学院における授業支援（例えば、「法と医学」の授業担当・コーディネーター）、授業外の教育支援（アカデミック・アドバイザーやチューター）、様々なイベント（例えば、学部学生の「刑事模擬裁判」体験における説明、県弁護士会主催の講演会の講師）において緊密な連携のもと多大の協力をしている。

② 「福岡大学ロイヤーズクラブ」

2013年より、修了生弁護士による「福岡大学ロイヤーズクラブ」という事例研究会がLCCを事務局として設置され、修了生たちが弁護士として直面する具体的な法律問題を毎回取り上げて報告・検討を行い、在学生を交えて質疑応答を行っている。すでに14回開催されているが、ここ2年間はコロナ禍により開催できない状況が続いている。この事例検討会は、本法科大学院出身の弁護士のための継続研修（リカレント教育）の場として活用することを目指している。

③ 福岡大学におけるインハウス・ロイヤー

本法科大学院修了生で薬学部出身者であり薬剤師の経験が豊富な弁護士が福岡大学医学部・大学病院において医療問題を専門に取り扱うインハウス・ロイヤーとして採用され、医療安全、医療訴訟分野における先端的リーガルサービスの研究並びに提供を行っている。同弁護士は、2016年12月よりLCCに所属しているが、2020年から本法科大学院の「法と医学」の授業を担当（オムニバス科目であるため他の担当者とのコーディネーターも務める）している。

（3）取り組みの効果の検証

本法科大学院の特徴である「未修者教育の充実」の取り組みの効果の検証は、教務委員会やFD委員会での検討結果を受けて、教授会において専任教員全員が取り組みの成果と問題点を共有し、問題点の改善についての議論を踏まえて同委員会にフィードバックして具体的に議論するというプロセスを通じて不断に検証を行っている。また、修了生弁護士との連携については、アカデミック・アドバイザーやチューターなど学生の教育支援に直接結びつく問題については、教務委員会において、学生からの相談内容やゼミの内容、学生の利用状況等を検証し、問題点がある場合は委員会で検討の上で教授会に上程して改善を図っている。また、LCCの活動については、定期的にLCC協議会（法科大学院院長、LCC所長、LCC所属弁護士などから構成）において報告され、問題点や改善点について意見交換が行われている。

（4）特に力を入れている取り組み

入学者のほとんどが未修者である本法科大学院にとっては、「未修者教育の充実」が本法科大学院の最大の特徴として要求される事柄であり本法科大学院の存立を支える最重要の課題であることを専任教員全員が認識し、さらなる改善を目指し検討を継続している。2021年度には、「入学前教育」として、10月より導入教育的なプレセミナーを半年にわたって実施することを試みた。また、授業を録画して学生の復習などに役立てる取り組みも実施している。また、LCCとの連携に見られるように、修了生弁護士との緊密な連携は、本法科大学院の教育支援において不可欠の要素となっており、今後とも、「地域に根ざした法曹の養成」に積極的に取り組んでいく所存である。

（5）その他

特になし。

2 点検・評価

本法科大学院が養成しようとする法曹像を実現するための本法科大学院の

特徴は明確であり、その取り組みも概ね適切であると考えます。

3 自己評価

B

【理由】特徴の明確性、取り組みの適切性いずれも良好である。

4 改善計画

特になし。

1-3 自己改革

1 現状

(1) 組織・体制の整備

本法科大学院の自己改革を目的とした組織としては、①本法科大学院における自己点検・評価の実施および認証評価への対応並びにその結果の公表に必要な事項の処理を行う「自己点検・評価委員会」(委員長：村上英明、副委員長：山下義昭、委員：井上、木村、平江、藤村)、②カリキュラムの調整・改善等について検討する「教務委員会」(委員長：平江徳子、副委員長：大庭沙織、委員：石松、青木、村上、山下)、③教員の教育内容・方法について検討する「FD委員会」(委員長：藤村賢訓、副委員長：木村道也、委員：井上、大庭、青木、新屋、三隅、山下)、④学生に対する学修支援等を検討する「学生支援委員会」(委員長：平江徳子、副委員長：山下義昭、委員：石松、大庭、木村、藤村)、⑤修了生の支援について検討する「進路支援委員会」(委員長：村上英明、副委員長：井上能孝、委員：木村、三隅)、そして⑥入学者選抜および学生募集に係る取り組みを実施する入試委員会(委員長：藤村賢訓、副委員長：石松勉、委員：井上、大庭、青木、新屋)がある¹²。

2021年12月以降は、各委員会の委員長を運営委員が務めることとし本法科大学院の運営を担う「運営委員会」との連携強化を図っている。

本法科大学院では、12人の専任教員から構成される小規模法科大学院としての特質を生かして、自己点検・評価委員会ほか上記の各委員会は概ね半数の専任教員により構成されていることから、これらの委員会で検討された課題が教授会に上程された場合は、すべての教授会構成員が問題点を共有して実質的な議論を行い、組織的に自己改革につなげていくという点で、教授会自体が法科大学院の自己改革を行うための柔軟性を持った組織となっている。

(2) 組織・体制の活動状況¹³

ア 自己点検・評価委員会

同委員会は、福岡大学が「学校法人福岡大学自己点検・評価規程」¹⁴に基づき実施する部局別自己点検・評価の報告書等の作成、及び本法科大学院が「福岡大学法科大学院における自己点検・評価及び認証評価に関する規程」に基づき実施する自己点検・評価の報告書の作成を実施している。また、法科大学院の事業計画の策定や実施結果の取りまとめなどを通して、改善課題の集約と改善策の検討を行っている。さらに毎年度末に三

¹² 添付資料 A42 「法科大学院各種委員等一覧」及び「各委員会の所管事項表」

¹³ 添付資料 A43 「令和3年度事業計画実施報告書・令和4年度事業計画」

¹⁴ 添付資料 A5-38 「学校法人福岡大学自己点検・評価規程」

つのポリシーの実質化の点検を行っている。

イ 教務委員会

同委員会は、2020年度に、開講科目の分類（「基礎科目」、「応用科目」、「入門科目」など）の見直し、司法試験のすべての選択科目の開講などを行い、2021年度には、司法試験の「在学中受験」のための特別履修プログラムを設定し、いずれも「福岡大学法科大学院学則」（以下、「学則」という。）等の規程の改正を行った。また、学生の学修支援の方策として、学生カードの利活用、担任制の強化、個人面談の設定、アカデミック・アドバイザーやチューターの利活用などに不断に取り組んでいる。

ウ FD委員会

同委員会は、年間を通して定例的に開催され、学生の授業アンケートや教員の授業傍聴の企画・実施を担当するほか、個々の学生の学修状況（最近は特にコロナ禍の下での状況）の問題点を把握しつつ、その改善策を提言するなどの活動を行っている。

エ 学生支援委員会

2021年10月に、従来、FD委員会や教務委員会で行っていた学生の学修支援を独立した委員会で担当すべきとの意見に基づいて、「学生支援委員会」が設置された。

オ 進路支援委員会

同委員会は、学生を無料法律相談に立ち合わせるプログラム、九州・山口地域の法律事務所において実務にふれるプログラム、サマーセミナーやキャリアガイダンス等の企画・実施を通じて九州・山口地域や弁護士過疎地域の法律事務所の活動を知る機会の提供、企業法務の授業の一部を公開するなど組織な弁護士・法務担当の活動を知る機会の提供等の事業を推進している。また、修了生の進路支援のために、メーリングリストを立ち上げ、キャリアセミナー（地方の法律家）や就職セミナーなどに積極的に取り組んでいる。

カ 入試委員会

同委員会は、入学者選抜に係る入試制度の検討・検証、募集要項の作成や入試問題の作成にあたるほか、学生募集においては、入試説明会やオープンキャンパスの実施はもとより、法学部との法曹養成連携協定に基づく法曹クラスにおける協力体制の確立、早期履修制度の周知、体験型刑事模擬裁判の企画・実施に取り組んでいる。

(3) 組織・体制の機能状況

ア 問題の把握、検討、具体的取り組み状況

(ア) 教育体制（カリキュラム、授業、教員体制等）の改善

教育体制については、教務委員会及びFD委員会のほか、教授会自体でもしばしば検討を行っている。学生の現在の学修状況を把握する方法として担任制を活用した個別面談方式を励行し、その回数も増やして実施している。この個人面談で得られた学生の情報については、従来は、面談担当者から報告書が作成・提出されて教員全員に配付されていたが、現在は、2016年度に制度化された学生カードに記入することにより、すべての教員による情報の共有が可能となり、担任による個人面談や科目担当者による履修指導等に役立てられている。FD委員会においては、授業評価アンケートや意見聴取の中でとくに問題となる検討課題をテーマとして取り上げ検討を行った上、教授会で報告がなされている。そしてテーマによっては教授会においても検討を重ね、施策を具体化して実施することも行っている。例えば、学生の授業準備や予習・復習の内容・方法について不十分な学生に対し担任のほか、各科目担当者が適切なアドバイスを行っている。

(イ) 入学者選抜における競争倍率の確保

過去5年間の入学者選抜における受験者数、合格者数、競争倍率（受験者数÷合格者数）は、基本データ表（1）のとおりである。

入学者選抜における競争倍率は、過去5年間において、いずれも2倍を維持している。

(ウ) 入学定員充足率の確保

過去5年間の定員数、入学者数、入学定員充足率（入学者数÷定員数）は、基本データ表（2）のとおりである。

入学定員充足率は、2022年度は80%に上昇したが、過去5か年の平均値は64%と低迷しており、定員充足は実現できていない。定員が充足できていないことについては、専任教員全員が危機感を持っており、毎年の学生募集活動は全教員が参加・協力する形で取り組んでいる。従来は、九州内の大学を中心に入試説明会を実施してきたが、入学者の内訳をみると各地での入試説明会の効果がほとんど表れてきていないことから、九州内の大学で入学実績のある大学での入試説明会は最小限継続するとともに、学生募集活動は、本学法学部の学生を対象とすることに重点を置くことに切り替えている。具体的な方策としては、従来からの「学内説明会」に加えて、趣旨に協力してもらえる法学部教員が担当する「演習」において本法科大学院の情宣

を行っている。情宣に際しては、特に、法学部入学者だけが対象となる「高田法曹育成基金奨学金」や「早期履修制度」、「特別選抜制度」についても周知している。

また、2018年度からは、法学部入学時の早い時期から実務法曹への関心を喚起する目的で、本法科大学院（主として実務家教員）の企画による1・2年次ゼミを中心とする学生の参加型刑事模擬裁判を実施している¹⁵。

2019年度からは、法学部3年次以上の卒業見込み者で本法科大学院進学希望者に対して、法科大学院の1年次の法律基本科目必修科目等の履修及び単位取得を認める「早期履修制度」の取り組みを開始した。これは、法科大学院の授業を入学前に履修し、履修した科目を入学後に既修得単位として認定することを目的とした制度で、目的意識をもって主体的かつ計画的に法科大学院への入学を目指すことができる制度である¹⁶。

法科大学院の授業を体験させる取り組みとしては、法科大学院の1年次の法律基本科目必修科目の授業の聴講を認める「授業体験」（15回の授業の任意の聴講を認める）の制度がある¹⁷。

さらに、2020年3月に法学部法律学科の「法律特修プログラム」¹⁸に「法曹連携基礎クラス」（いわゆる「法曹クラス」）に係る協定が締結された。このプログラムで開講される民法及び刑法の「特講」授業は、従来から本法科大学院の教員が担当しており、2021年度からは「憲法特講」が、2022年度からは「行政特別演習Ⅰ」と「民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ」の授業も本法科大学院の教員が担当することとなっており、法学部の学生が学部段階から法科大学院の教員による授業を受けて法科大学院への関心を高めてもらうことができると考えている¹⁹。

以上、刑事模擬裁判の体験参加制度、早期履修制度、法曹コースにおける授業担当などにより、本学法学部との連携をより一層強化し、法学部出身の入学者を増加させて入学定員の充足を図ることに取り組んでいる。

イ 修了者の進路に関する問題の把握、検討、具体的取り組み状況

（ア）司法試験合格率に係る問題の把握

過去5年間における本法科大学院の修了者の司法試験合格率は、基本データ表（3）のとおりである。

¹⁵ 添付資料 A44「法科大学院における模擬裁判等の見学について（ご案内）」、A45「令和3年度法科大学院棟（模擬法廷教室他）見学申込状況」

¹⁶ 添付資料 A5-36「福岡大学法学部における法科大学院の授業科目早期履修制度に関する申合せ」

¹⁷ 添付資料 A46「授業体験のご案内・法科大学院の授業を体験してみませんか」（令和4年度前期）

¹⁸ 添付資料 A5-37「法学部法律学科の法律特修プログラムに関する内規」

¹⁹ 添付資料 A47-1「令和4年度専任教員科目負担予定」

本法科大学院の修了者の司法試験合格率は、2019 年度までは全国平均の司法試験合格率の半分を上回っていたが、2020 年度及び 2021 年度は半分を下回った。

司法試験合格率の状況は、合格発表直後の教授会及び企画運営会議、大学院委員会において報告し、課題を共有している。

(イ) 司法試験合格率向上の改善

司法試験合格者の低迷に対しては、従来から取り組んできた 2～3 月期の「もう一押しゼミ」(主に論文対策)²⁰のさらなる充実を図るとともに、8 月には短答式試験対策及び判例精読の集中ゼミを開始したほか、8～9 月には司法試験と同一の時間で当該年度の司法試験の問題を解く「体験受験会」²¹を開催し、短答式問題については採点して返却し、論文式問題の答案については学生の希望に応じて添削等を行って返却している。その他、専任教員による任意のゼミ等での受験対策支援を行っているほか、修了生弁護士であるアカデミック・アドバイザーやチューターも学生の要請にこたえて個別指導にあたっている。

2018 年 3 月以降は法務研修生を中心とする司法試験受験有資格者を対象に「TKC 全国統一模試」の受験料の一部補助を行い、また、2021 年 4 月以降は法務研修生にも上記ア(ア)に記載の担任制を継続し、学修状況の相談・把握をしやすくする対策などを講じている。

2021 年司法試験においては、修了後 1 年以内の司法試験合格者が修了生 10 人のうち 2 人(2 人とも未修者)であり、未修者教育の充実を目標とする取り組みが徐々に表れ始めた結果と考える。

(ウ) 修了者の進路支援の充実

修了者の進路支援については、特に法務研修生以外の修了生各々の状況に関する情報が不足していたため、なかなか十分な支援を行うことができなかったが、2020 年度末に進路支援委員会の下で修了者向けのメーリングリストの仕組みを構築し、司法試験の受験の有無に関する情報をはじめサマークラーク、企業法務などに関する求人情報等を入手・発信することができるようにして、修了生の現状やニーズを確実に把握することができる仕組みを整えている。

(4) 特に力を入れている取り組み

未修者教育の充実に重点を置き、2021 年度は、1 年次の学修促進を目的として必修科目の録画をとりオンデマンドで復習に利用することができるようにし、また、「入学前教育」の充実を目的として、導入教育を内容とする

²⁰ 添付資料 A48 「司法試験受験予定者向けの講義等一覧」(2022 年 2 月 4 日)

²¹ 添付資料 A49 「令和 3 年度司法試験体験受験会募集案内」

プレセミナーを入学前半年の10月から開始することを試行することなどに取り組んでおり、3年間の標準修業年限で修了後に直ちに司法試験に合格する学生を一人でも増やすべく、未修者教育の充実のための方策を不断に検討している。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

自己点検・評価委員会、教務委員会、FD委員会、進路支援委員会は十分整備され、概ねその機能を果たしていると評価できる。

このような各委員会と教授会との情報の共有により教授会の構成員全員が、自己改革に向けて、高い問題意識を有しているといえることができる。

3 自己評価

B

【理由】自己改革を目的とした組織・体制の整備・機能いずれも良好である。

4 改善計画

特になし。

1-4 法科大学院の自主性・独立性

1 現状

(1) 教授会の権限

学則ほか学内規則²²上、教授会において審議することができる事項は以下のとおりである。下記(2)で示すように学長や理事会等の決定を必要とするものであるが、実際は、教授会の審議結果・意向が尊重されている。

- ① 学生の入学に関する事項
- ② 課程の修了及び学位の授与に関する事項
- ③ 教育課程の編成に関する事項
- ④ 教育研究に係る教員組織に関する事項
- ⑤ 教育職員の教育研究業績の審査に関する事項
- ⑥ 教育研究に係るキャンパス整備に関する事項
- ⑦ 自己点検・評価及び認証評価に関する事項
- ⑧ 学生の厚生補導に関する事項
- ⑨ 関係する学内規則の改廃に関する事項
- ⑩ 学長又は法科大学院長が必要と認めた事項

(2) 理事会等との関係

本学においては、学則変更等の重要事項については理事会²³が最終的決定権を有するが、その他の事項については学長が同様な役割を果たしている。企画運営会議²⁴は大学協議会で審議する案件を協議する機関であり、大学協議会²⁵は原則として企画運営会議が提出した案件について審議することとされている。

法科大学院教授会の審議結果は、従来は、企画運営会議を経て、大学協議会へ上程され、大学協議会の審議を経て学長(学則変更等については理事会の決定)によって最終的に確定するという手続きで行われていた。しかし、2021年度に、法科大学院を含めた大学院の活性化を目的とし、全学の教学マネジメント体制を整備することが決定され、2021年12月1日より、法科大学院長が大学院委員会²⁶の構成員に加えられた。²⁷この結果、これまで企画運営会議の了承を得て大学協議会で審議されていた本法科大学院の(1) 教学に関する重要事項(例えば学年暦)、(2) 入学に関する重要事項(例えば入学者選抜合否判定)、(3) 学位授与に関する事項(例えば課程修了判定)、

²² 添付資料 A5-1「学校法人福岡大学運営規則」A5-39「学校法人福岡大学運営規則第12条第3項の運用に関する取扱内規」、A5-5「福岡大学法科大学院学則」

²³ 添付資料 A5-40「学校法人福岡大学理事会業務に関する規程」

²⁴ 添付資料 A5-4_福岡大学企画運営会議規程

²⁵ 添付資料 A5-2_福岡大学大学協議会規程

²⁶ 添付資料 A5-3_福岡大学大学院委員会規程

²⁷ 閲覧資料 A69「大学院委員会資料(大学院及び法科大学院関係会議の統合について(R2.07.09))」

(4) 人事に係る調整に関する事項、(5) 教育研究に関する重要な規則の制定及び改廃に関する事項、(6) 授業の内容及び方法の改善に関する事項については、大学院委員会で審議されることとなった。ただし、教員の資格審査、特待生・準特待生の決定など、法科大学院の特殊性に鑑みて、従前どおり、企画運営会議に上程して承認を受ける事項、大学協議会に諮る事項も残されている。

なお、法科大学院教授会の審議結果はこれまでのところすべて尊重されており、法科大学院の意思決定の独立性は実質的に保障されていると見てよい。

また、法科大学院と他の学部との相違点として、学生部委員会、教務委員会、図書委員会等各学部から委員が選出される大学の委員会へ委員を出していないことが挙げられる。これは、法科大学院が学部から独立していること（例えば、図書委員会は全学部の図書予算作成の権限を有するが、法科大学院は独自の図書予算作成権を有しているので図書委員会には参加していない。）の他に、学部に比べて専任教員の数が少なく委員を出す余裕が実質的にないことによる。ただし、必要に応じて情報を共有している。

(3) 他学部との関係

法科大学院は他の学部、大学院（研究科）との関係で教授会の審議結果や意向が実現できなかった例はない。

(4) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

本学の学部の教員は、大学院担当教員であっても、いずれかの学部教授会に所属しているため、本学の意思決定など大学運営に関わる組織及び手続は、いずれも学部教授会を中心として構成されている。しかし、本法科大学院の教員11人（法学部との併任教員1人を除く）は、いずれの学部にも所属することなく、法科大学院教授会のみで構成されている。

このように本法科大学院は、大学運営上、本学において特異な存在であり、全学的な組織及び手続によっては対応が困難な場合が多いことから、規定上も事実上も、その意思決定についての自主性・独立性が尊重されているものといえる。

3 自己評定
合

【理由】法科大学院の自主性・独立性は十分に確保されている。

4 改善計画
特になし。

1-5 情報公開

1 現状

(1) 公開されている情報の内容

本法科大学院においては、教育活動等に関する以下①～⑮の情報がホームページ等により公開されている。

- ① 養成しようとする法曹像
- ② 教育課程並びに当該教育課程を履修する上で求められる学識及び能力
- ③ 成績評価の基準及び実施状況
- ④ 修了認定の基準及び実施状況
- ⑤ 当該法科大学院における司法試験の在学中受験資格の認定の基準及び実施状況
- ⑥ 修了者の進路に関する状況
- ⑦ 志願者及び受験者の数、その他入学者選抜の実施状況に関するもの
- ⑧ 標準修業年限修了率及び中退率
- ⑨ 法律基本科目のうちの基礎科目及び応用科目並びに各選択科目にそれぞれ該当する、法科大学院で開設される科目その他教育内容等に関するもの
- ⑩ 教員に関するもの
- ⑪ 授業料等、法科大学院が徴収する費用や修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置その他学生の学習環境に関するもの
- ⑫ 社会人・法学未修者の入学者の割合とそれらの司法試験合格率
- ⑬ 文部科学大臣が認定した法曹養成連携協定の目的となる連携法科大学院に入学した者のうち、当該協定の目的となる法曹コースからの入学者の割合とその司法試験合格率（現在の公開無し。今後、実績あり次第、公開の予定）
- ⑭ 在学中受験資格による司法試験の受験者数とその合格率（現在の公開無し。今後、実績あり次第、公開の予定）
- ⑮ 自己改革の取り組み

(2) 公開の方法

教育活動等に関する情報の①～⑫・⑮は、以下により公開されている。

- ① 養成しようとする法曹像：ホームページ、ガイドブック、学修ガイド
ホームページ（「法科大学院の概要」→「教育理念・方針／養成する法曹像」）において、本法科大学院が養成することを目指す法曹として、「社会正義を実現する法曹」、「社会の発展に貢献する法曹」および「地域のあらゆる法律問題に対応できる法曹」を挙げ、各々の法曹の具体的な役割等を明らかにしている。また、ガイドブック（2頁）及び学修ガイド

(3 頁)においても、養成しようとする三つの法曹像を明らかにしている。

- ② 教育課程並びに当該教育課程を履修する上で求められる学識及び能力：
ホームページ、ガイドブック、学修ガイド

ホームページ（「法科大学院の概要」→「三つのポリシー」）において、前記の法曹の養成を人材養成および教育研究上の目的として、ディプロマ・ポリシーにおける「学修成果の目標」及び「到達目標」を、カリキュラム・ポリシーにおける「教育課程方針」、「教育課程の実施（教育方法・授業形態等）」及び「学修成果の評価方法」を、アドミッション・ポリシーにおける「求める学生像」及び「入学者選抜の在り方」を明らかにしている。また、ホームページ（「教育内容」→「カリキュラム」）において、各年次のカリキュラム（授業科目）を公開している。また、ガイドブック（5 頁以下）及び学修ガイド（29 頁以下）においても教育課程（カリキュラム）の内容を明らかにしている。

- ③ 成績評価の基準及び実施状況：ホームページ、学修ガイド

ホームページ（「教育内容」→「成績評価」）において、成績評価基準（GPA 制度を含む）を公表しており、学修ガイド（43 頁）においては、成績評価の方法、成績評価の表示および成績評価についての異議申立てについて詳しく説明している。また、これらの成績評価の基準等については、定期試験の前に掲示板等において学生に周知している。また、科目ごとの「成績分布表」の学生への開示については、受講者数が激減して特定の学生を識別し得る可能性を理由に中断していたが、入学者数が増加傾向にある現状に鑑みて、2022 年度前期から、まずは受講者数が比較的多い 1 年次の法律基本科目群・基礎科目（必修科目）について復活させることとなった。

- ④ 修了認定の基準及び実施状況：ホームページ、学修ガイド

ホームページ（「教育内容」→「修了要件」）及び学修ガイド（46～47 頁）において、課程修了に必要な要件としての科目（科目群及び必修選択区分）及び単位数を明示している。

実施状況はホームページにおいて入学年度ごとの「修了率」を公表している。

- ⑤ 当該法科大学院における司法試験の在学中受験資格の認定の基準及び実施状況：学修ガイド

学修ガイド（39～40 頁）において、2022 年度から開始した「司法試験在学中受験プログラム」に関する選抜方法、通常課程と異なる特別措置

及びカリキュラムを公表している。

⑥ 修了者の進路に関する状況：ホームページ

ホームページ（「修了者状況」→「修了者の進路等」）において、「法曹としての活動状況」、「企業および公務員その他専門知識を要する職種への進路・活動状況」として、各々の人数等を公表している。

⑦ 志願者及び受験者の数、その他入学者選抜の実施状況に関するもの：ホームページ、ガイドブック

ホームページ（「入試情報」→「入学者選抜の状況・結果」）において、直近3年間のA日程・B日程・C日程の既修者コース及び未修者コースの志願者数、受験者数、合格者数及び競争倍率並びに合格者及び入学者の内訳（社会人と非社会人、法学系と非法学系など）を公表している。また、ガイドブック（13頁）においても入学者選抜日程・方法及び入学者選抜の状況・結果を明らかにしている。

⑧ 標準修業年限修了率及び中退率：ホームページ

ホームページ（「修了者状況」）において、入学年度別の修了者数及び修了率並びに退学者数を公表している。さらに、ホームページ（「特色データ」）において、2014年度～2019年度入学者についての標準修業年限修了者、標準修業年限修了以外の者及び退学者の比率（法学未修者・法学既修者別）を明らかにしている。

⑨ 法律基本科目のうちの基礎科目及び応用科目並びに各選択科目にそれぞれ該当する、法科大学院で開設される科目その他教育内容等に関するもの：学修ガイド、ガイドブック、ホームページ

学修ガイド（29～36頁）において、入学年度ごとの法律基本科目のうちの基礎科目及び応用科目並びに選択科目が公表されているほか、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の各科目群に配置される科目が公表されており、これらの授業科目の担当者及び担当科目も公表されている。また、ガイドブック（5頁）においても法律基本科目のうちの基礎科目及び応用科目等が明らかにされている。なお、各科目のシラバス（授業の概要、到達目標、成績評価基準・方法、授業計画など）は、2021年度からWebシラバスで公開することとなり、ホームページ（「教育内容」→「教員紹介&シラバス」→「電子シラバス」）から閲覧することができるようになっている。

⑩ 教員に関するもの：ホームページ、ガイドブック、学修ガイド

ホームページ（「教育内容」→「教員紹介&シラバス」）において、専任教員、兼任教員および兼任教員（非常勤講師）各々の略歴、専門分野、主著、担当授業科目、コンタクト方法が紹介されている。また、ガイドブック（9頁）及び学修ガイド（7頁、34～36頁）においても授業担当教員及び担当科目等が公表されている。

- ⑪ 授業料等、法科大学院が徴収する費用や修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置その他学生の学習環境に関するもの：ホームページ、学修ガイド、ガイドブック

ホームページ（「学費・奨学金」）において、学費等納入金、奨学金制度（福岡大学の奨学金として特待生奨学金、準特待生奨学金、高田法曹養成基金奨学金並びに日本学生支援機構の奨学金）が紹介されている。また、学修ガイド（19～20頁）において福岡大学の奨学金、同（27頁）において学費等納入金について、より詳細な説明をしているほか、同（21頁）では「学生少額緊急貸付」の制度も紹介されている。また、学生の学習環境として、学修ガイド（8頁以下）において、法科大学院棟（自習室やコンピュータラボ室）、中央図書館、情報基盤センターなどの各施設の利用のほか、健康管理センターにおける健康相談、ヒューマンディベロップセンターにおけるメンタルヘルスやハラスメント相談について紹介している。さらに、ガイドブック（14頁）において学費等納入金及び奨学金制度を、同（10頁）において施設・設備等に関する学修環境を、同（7～8頁）が「サポート体制」（入学前、在学中及び修了後のサポート）の内容をホームページ（「サポート体制」）とともに詳しく公表している。

- ⑫ 社会人・法学未修者の入学者の割合とそれらの司法試験合格率：ホームページ、ガイドブック

ホームページ（「入試情報」→「入学者選抜の状況・結果」）において、直近3年間の合格者の内訳として、法学既修者及び法学未修者数、社会人や非法学系の人数が公表されており、さらに同（「特色データ」）において、入学者の内訳として法学未修者と法学既修者の比率、司法試験合格者の内訳として法学未修者と法学既修者の比率、社会人または法学系以外の出身者の比率、社会経験の有無の割合が公表されている。また、ガイドブック（13頁）も入学者選抜の状況・結果が公表されている。

- ⑬ 自己改革の取り組み：ホームページ

ホームページにおいて、認証評価結果や加算プログラムの評価結果を公表している。

(3) 公開情報についての質問や提案への対応

公開された情報その他の質問については、法科大学院事務室で受け付け、運営委員や事務局が、適宜、メール、電話、口頭で回答している。

学生からの質問や意見・要望は自習室に設置している「目安箱」で受け付けている。「目安箱」への投書（自習室に設置する図書を購入要望が過半数を占める。）に対しては運営委員が運営委員会に諮るなどして随時回答（掲示板に掲示）を行っている。なお、「目安箱」への投書は、すべて運営委員会で回覧され、重要な提案については、運営委員会（必要がある場合には教授会）で検討され教育活動の改善に活かされている。

(4) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

開示している情報の範囲・内容、開示方法、学内外からの質問や提案等に対する対応は概ね適切であると考えます。

3 自己評価

B

【理由】 情報公開は良好に実施されている。

4 改善計画

特になし。

1-6 学生への約束の履行

1 現状

(1) 学生に約束した教育活動等の重要事項

本法科大学院が学生に約束した重要事項として次のようなものがある。

- ① カリキュラム編成（授業科目の開設）及び科目担当者、授業計画及び内容（シラバス）
- ② 正課外の学修支援体制の整備
- ③ 夜間コースの開設
- ④ 学修環境の整備（自習室・ロッカー等の整備、ネットワークの利用等）
- ⑤ 授業料、奨学金
- ⑥ 修了後の継続的支援

(2) 約束の履行状況

①については、1年次においては、導入教育として、「判例講読」、「法情報・法文書入門」、「裁判制度概論」及び「法律基本演習」（これら4科目は選択科目ではあるが、事実上履修を義務付けている）を配備し、これらを踏まえた上で、公法系・民事系・刑事系に係る法律基本科目（必修）を置き、これらの基本的知識を適用して様々な社会問題を解決することのできるスキルを修得させるために、2年次には法律基本科目として演習科目を重点的に配備し、また3年次には、事実分析・認定能力、法的思考力及び問題解決能力を展開させるとともに、地域に根ざした方和尚の使命と責任を強く自覚させるために、「民事実務演習」・「刑事実務演習」（模擬裁判）、「エクスターンシップ」や「リーガル・クリニック」、「法曹倫理」などの法律実務科目を配備している。さらに、学生の視野を広げるとともに、社会の様々な法的ニーズに対応することができるように、様々な基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目を配備している。これらの授業科目については、すべて担当教員の手当がなされ、特に、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目については、受講者数が少ない科目については隔年開講としているものもあるが、基本的には学生の履修希望に基づいて開講されている。また、司法試験の選択科目8科目すべてを開講科目とした。以上の授業科目については、これまでの教育活動の自己点検・評価、教育課程連携協議会の意見及び学生の意見に基づいて、教務委員会を中心に、科目の新設などカリキュラムの改善に取り組んでいる。

②の在学中の学修支援体制については、担任の専任教員による学生カードなどに基づく定期的な個別面談、各専任教員による「教科指導」（学生のレベルアップを目標として、各年次の学生のレベルに応じて、判例やテキストの深読み等を行う任意科目）、授業担当教員との連携の下に授業の一層の

理解を図るアカデミック・アドバイザー制度、本法科大学院出身の若手弁護士が授業を含む法科大学院生活全般の相談に乗るチューター制度、さらに、8～9月の「短答集中ゼミ」や「司法試験体験受験会」、2～3月の「もう一押しゼミ」において司法試験対策の学修支援を行っている。また、「TKC 全国統一模試」の受験料の一部補助も行っている。

③については、地域社会で活躍している有職の社会人などに対して法曹へのチャンスを提供する観点から、夜間コースを設けている。この夜間コースは、長期在学履修制度を利用して、平日の夜間の6時限（18：30～20：00）・7時限（20：10～21：40）に開講の授業科目を5年間で履修することにより、課程修了に必要な98単位以上を履修することができる²⁸。2016年度の開設から6年、実働から4年が経過し、カリキュラム上の課題や学年暦上の課題が浮上し、今後の夜間コースの在り方について改善や見直しが必要な時期となっている²⁹。

④については、法科大学院棟には学生定員（60人）を上回る座席数（164席）を確保した自習室を設けており、学生全員が各自のロッカーを利用できるよう（希望者にはさらに1個追加できる）整備している。また、法科大学院教育支援システム（以下「TKC」という。）ほかネットワークの利用環境を整えている。

⑤については、成績優秀者に対しては、特待生奨学金（授業料相当の60万円）及び準特待生奨学金（授業料半額相当の30万円）が支給される。さらに、2015年度から、「高田法曹育成基金」が新設され、本学法学部卒業生で成績優秀者に対して同基金を原資とする月額8万円（年額96万円）の給費奨学金が支給されている。³⁰

⑥については、本法科大学院修了者に対して最大5年間の「法務研修生」³¹制度を設けている。法務研修生は、自習室などの学内施設の利用はもとより、アカデミック・アドバイザーやチューターの学修支援、司法試験受験対策講座、模擬試験受験料補助などについて在學生と同様の環境が保障され、また、各教員の裁量により授業への出席も認めるなど、安心して受験勉強に集中できる体制をとっている。また、法務研修生にも担任制を導入して個別面談等を通じて継続的なサポートを行っている。なお「法務研修生」の研修指導料は、半期1万5千円で、修了生の負担を考慮して廉価に設定している。

（3）履行に問題のある事項についての手当て

現時点では、約束事項の履行に問題はないものと考えている。

²⁸ 添付資料 A50 「夜間コース履修モデル」

²⁹ 添付資料 A51 「法科大学院夜間開講（夜間コース）課題について（令和3年2月24日教授会）」、A52 「法科大学院夜間開講（夜間コース）検証について（令和2年12月14日教授会）」

³⁰ 添付資料 A5-31 「福岡大学高田法曹育成基金規程」

³¹ 添付資料 A5-14 「福岡大学法科大学院法務研修生規程」

(4) 特に力を入れている取り組み

本法科大学院の最大の特長である「一人ひとりに寄り添いきめ細やかに指導する徹底した学修支援」を具体化するために、学生（修了生を含む）に対する担任教員による個別面談、個別面談など学生のその時々学修状況を把握して指導に当たるための学生カードの利活用、目安箱を設置して学生の様々な要望を聞いて改善に取り組んでいることなど、一人ひとりの学生とのコミュニケーションに力を入れ、教授会や各種委員会において学生個人の現在の情報を共有して指導に当たるようにしている。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

学生に約束した重要事項については概ね誠実に実施されていると考える。

3 自己評価

合

【理由】本法科大学院が教育活動等の重要事項について学生に約束したことは、概ね誠実に実施されており、基準に適合している。

4 改善計画

特になし。

1-7 法曹養成連携協定の実施状況

1 現状

(1) 法曹養成連携協定で本法科大学院が行うこととされている事項

「福岡大学（大学院法曹実務研究科）及び福岡大学（法学部）の法曹養成連携協定」（2020年3月29日締結）³²において、法科大学院は、法曹連携基礎クラス（以下、「法曹クラス」という。）³³を修了して法科大学院に入学しようとする者を対象として、5年一貫型教育選抜を実施することとされている（第8条第1項）。また、法曹クラスにおいて、法科大学院は、(1) 法科大学院の学生の学修に配慮しつつ、法曹クラスの学生に対し、法科大学院の開設科目を履修する機会を積極的に提供すること、(2) 法学部の求めに応じ、法曹クラスにおいて開設される科目の一部の実施に当たり、法科大学院の教員を派遣すること、(3) 法学部における教育の改善・充実のため、共同して授業改善のための活動を行うこととされ（第6条第1号～第3号）、さらに、法科大学院と法学部は、法科大学院における教育と法曹クラスにおける教育との円滑な接続を図るための方策について継続的に調査研究及び協議を行うための連携協議会を設置するものとされている（第7条第1項）。

(2) 本法科大学院が行うこととされている事項の実施状況

ア 5年一貫型教育選抜

法科大学院においては、法曹養成連携協定に基づいて、本学法学部の法曹クラスを修了して法科大学院に入学しようとする者を対象として、以下の「既修者コースの入学者選抜における5年一貫型教育選抜方式による特別選抜枠」を設けている。

(ア) 募集人員：3人

(イ) 試験日：法科大学院のB日程及びC日程に面接試験を実施

(ウ) 出願資格：a 福岡大学法学部を卒業見込みの者 b 法曹クラスを修了見込みの者

(エ) 選抜方法：法曹クラスにおける成績、面接試験成績、自己評価書評価、その他資料評価

(オ) 選抜基準：法曹クラスにおける成績（60%）、面接試験（30%）、その他資料（10%）

法曹養成連携協定は、2020年3月に文部科学大臣の認可を受け、2020年4月入学生について、2021年4月1日より開始されることが決定した。

この決定を受けて、2021年3月に、1年次において一定の成績評価の要件を満たして法曹クラス（定員10人）の履修を志願した10人の法学

³² 添付資料 A32-1 「福岡大学（大学院法曹実務研究科）及び福岡大学（法学部）の法曹養成連携協定」

³³ 添付資料 A5-37 「法学部法律学科の法律特修プログラムに関する内規」

部生に対して、法学部において選考試験（憲法・民法の論述式試験）及び面接試験が実施され、6人が法曹クラスでの履修が許可された。2022年度4月時点においては、3年次の法曹クラスには6人、また、新たに募集して選考した2年次については、4人が法曹クラスに在籍している。

2021年3月、2022年3月に変更協定が認定された。³⁴

イ 開設科目の履修機会の提供

本法科大学院においては、1年次に開設されている授業科目について、法曹クラスを含む学生等が履修する機会を与えるために、「早期履修制度」及び「授業体験制度」を設けている。早期履修制度は3年次以上の卒業見込から履修可能となる。「授業体験」には年次の制限を設けていない。

（ア）早期履修制度

法曹クラスの学生（他の本学法学部生を含む）は、本法科大学院で開講されている1年次法律基本科目基礎科目（必修）を中心とした科目を在學生と同一の評価基準の下に履修し、単位を取得することができる（本法科大学院に入学した場合、当該科目については既修得単位として認定され、履修を免除される）。

（イ）授業体験

法曹クラスの学生（その他の学生等を含む）は、本法科大学院で開講されている1年次法律基本科目基礎科目（必修）について、授業を聴講することができる。

ウ 教員の派遣

法曹クラスにおける重要科目（法科大学院の既修者試験科目に相当する憲法、民法、刑法、民事訴訟法及び行政法に係る「特講」など9科目）を法科大学院の教員が担当することとされ、2021年度には、法曹クラスの2年次配当科目である「民法特講Ⅰ」及び「刑事法特講Ⅰ」の授業を担当している。2022年度には、法曹クラスの3年次配当科目として、「民法特講Ⅱ」、「民法特講Ⅲ」、「刑事法特講Ⅱ」、「憲法特講」、「民事訴訟法Ⅰ」、「民事訴訟法Ⅱ」及び「行政法特別演習Ⅰ」の授業を法科大学院の教員が担当している³⁵。

エ 連携協議会の設置

法科大学院と法学部は、以前より、各々のカリキュラム（相互の学内非常勤講師の科目の設定など）を中心として情報交換を行う連絡協議会を概ね年2回開催してきたが、連携協定に基づく「連携協議会」（第7条）

³⁴ 添付資料 A32-2 「法曹養成連携協定の変更の認定について（通知）」、A32-3 「法曹養成連携協定（公表資料）【変更協定 2022年03月】」

³⁵ 添付資料 A47-1 「令和4年度専任教員科目担当予定」

をこの連絡協議会に充てることとした。出席者は、法科大学院側は院長ほか運営委員 3 人、法学部側は法学部長及び法曹クラスの実質的責任者である教務委員としている。2021 年度は計 3 回開催し、法曹クラスの選抜の報告を受けたほか、来年度のカリキュラムや教員採用状況、法学部内における法科大学院の情宣活動等について意見交換を行った。

(3) 実施されていない事項がある場合の改善の見込み等

連携協定第 6 条第 3 号に規定されている「法学部における教育の改善・充実のための授業改善に向けた共同活動」については、2021 年度において法曹クラスの 2 年次生が受講する法科大学院の教員担当の科目は、「民法特講 I」及び「刑事法特講 I」の 2 科目だけであったこともあり、当該共同活動はまだ実施していないが、法曹クラスにおける法科大学院の教員による法曹クラス 3 年次生の授業が本格化する 2022 年度以降は、この行動活動の取り組みについて連携協議会において検討することとする。

(4) 特に力を入れている取り組み

法曹クラス修了者に対する法科大学院の特別選抜枠は 3 人を設定しているが、法科大学院の教員が担当する上述の 9 科目については平均 90 点以上を修了要件とすることなどにより、特別選抜者に真に相応しい者のみの入学にとどめる姿勢を以て、厳格な成績評価により選抜することとしている。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

法曹養成連携協定において法科大学院が行うこととされている事項については、概ね協定どおり実施されているが、法曹クラスの学生が 3 年次に進級する 2022 年度には、これらの事項を連携協議会の検討を踏まえて、さらに活性化することが必要である。

3 自己評定

B

【理由】法曹養成連携協定で本法科大学院が行なうこととされている事項については、現時点では、概ね協定どおり実施されている。

4 改善計画

現時点では、特になし。

第2分野 入学者選抜

2-1 入学者選抜〈入学者選抜基準等の規定・公開・実施〉

1 現状

(1) 学生受入方針³⁶

本法科大学院は2021年度入学者選抜までのアドミッション・ポリシーを見直し、2022年度入学者選抜では、「本法科大学院は、大学における所属・出身学部の専門分野、社会における職業や活動の専門分野を問わず、本法科大学院の定めた「共通的到達目標」※1の達成を目指す意欲と熱意を有する者を公平性・多様性が確保される方法で選抜することを、アドミッション・ポリシーとした。

また2023年度入試より、本学大学院におけるディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの表現の統一化にあたって、アドミッション・ポリシーを「法曹実務研究科では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）および教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえ、次に掲げる意欲と能力等を備えた学生・社会人・留学生を受け入れる。」として、「求める学生像」を以下のとおり3項目に収斂整理した。³⁷①本法科大学院は、大学における所属・出身学部の専門分野、社会における職業や活動の専門分野を問わず、ディプロマ・ポリシーに示された「社会正義を実現する法曹」、「社会の発展に貢献する法曹」および「地域のあらゆる法律問題に対応する法曹」を目指す意欲と熱意を持ち、ディプロマ・ポリシーを達成するためのカリキュラム・ポリシーに基づいて編成・実施された教育課程において然るべき学修成果に到達することのできる論理的かつ合理的な「思考力・分析力・判断力・表現力」という実務法曹としての基礎的能力および資質を有する者を、公平性・多様性が確保される方法で選抜することをアドミッション・ポリシーとする。②多角的な視点から多様な人材を選考し、様々な専門知識や社会経験を有する人に広く門戸を開くため、社会人及び法学系以外の出身者について、一定の範囲で優先的な特別選考を実施する。③地域社会で活躍している社会人に法曹へのチャンスを提供する観点から、夜間開講の授業を履修することにより課程修了を認定する「夜間コース」を設置する。

なお、2023年度入学者選抜からは、2022年度入学者選抜においてアドミッション・ポリシー内で示された「共通的到達目標」に代わり、上述①内で示されたディプロマ・ポリシーにおいて示す「学修成果の目標」※2が当該

³⁶ 添付資料 A7-4「令和3年度学生募集要項」2頁、添付資料 A7-5「令和4年度学生募集要項」2頁、A7「令和5年度学生募集要項」2頁

³⁷ 閲覧資料 A31-1「大学院委員会資料（大学院における三つのポリシー及び三つのポリシーの見直しに関するガイドラインの策定について（R030603）」

役割を担うこととなった。

法学既修者コースにおいては、本法科大学院の1年次法律基本科目について、その学修を終えた者と同等程度以上の学識を有していることも併せて求められる。なお、入学者選抜において、以上のアドミッション・ポリシーを具現化するための評価方法等や評価方法の比重などに関しては、募集要項の「選抜方法及び選抜基準等」を示す項目において詳細に示されており、これらについては、本法科大学院の入学につき関心を有する方々に向けて、概要を本法科大学院ホームページにて情報提供するほか、本法科大学院の進学説明会・進学相談会などでの詳細な情報提供を励行している。

※1 本法科大学院の定めた「共通的到達目標」（本法科大学院の学生が最低限修得すべき内容）（2022年度入学者選抜当時）は、以下の※2に示した「学修成果の目標」と同一内容である。

※2 本法科大学院の定めた「学修成果の目標」（ディプロマ・ポリシーにおいて示され、「学修成果の目標」を達成した学生に法務博士の学位を授与することとしている。2023年度入学者選抜以降）(1) 本質および実際の意義を理解した上での基本的法的知識を修得し的確に説明することができる、(2) 事実を正確に把握し法的問題を抽出する能力を有している、(3) 事実を法的に分析し問題解決に至る論理的道筋を整理する能力を有している、(4) 法的に表現・議論・説得することができる能力を有している、(5) 地域に貢献する法曹としての高い使命感と倫理観を有している

【飛び入学制度について】

未修・既修を問わず、出願資格(9)の「学校教育法第83条の大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本法科大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの」を利用して、平成30年度入学者選抜以前から、いわゆる飛び入学を認めていたと言える。ただし、同資格を利用して飛び入学が可能であることや具体的な「優秀な成績」の目安が示されていなかったことから、2022年度学生募集要項³⁸から、その内容を明記するに至っている。

その内容は以下のとおりである。

「上記出願資格の「(9) 学校教育法第83条の大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本法科大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの」により、出願する方は、次の要件をすべて満たしていることが必要です。

①令和2年度（2年次終了時）までに、卒業に必要な単位60単位以上修得し、総取得単位数の3分の2以上が100点満点中80点以上またはこれに相応する評語の成績であること

³⁸ 添付資料 A7 「令和5年度学生募集要項」3頁

②令和4年3月末において、休学期間を除き、大学に3年以上在学する者

③令和4年3月末までに、卒業に必要な単位のうち、90単位以上を修得し、かつ、総取得単位数の3分の2以上が100点満点中80点以上またはこれに相応する評語の成績であること

なお、入学者選抜に合格した後、上記要件の②③を満たすことができなくなった場合は、入学の許可を取り消します。

また、在学する大学において早期卒業制度を適用されることなく、飛び入学制度を利用して本法科大学院に入学した場合、「大学の学部を卒業していること」を要件とする国の試験その他資格試験等は受験できなくなります。」

(2) 選抜基準と選抜手続³⁹

本法科大学院は2018年度入学者選抜までは、法科大学院適性試験の成績が用いられていた⁴⁰が、2019年度入学者選抜以降においては、法科大学院適性試験の成績を用いない選抜基準に変更した。

また、法科大学院適性試験の成績のウエイトが50%であったS日程は実施せず、全日程(A・B・C)を通じて統一した選抜基準と選抜手続に一本化した。

その選抜基準と選抜手続は以下のとおりである。

(未修者コース)

①小論文試験の成績：60%

②面接試験の成績：30%

③自己評価書に基づく出願者の適性及び能力の評価：(面接に含める)

④その他資料に基づく出願者の学業成績及びその他の活動実績の評価：10%

①～④の評価の各々の基準及び手続は、以下に述べるとおりである。

① 小論文試験の成績

本法科大学院で独自に出題する問題において、特に読解力及び表現力など法科大学院における教育の前提となる基礎能力及び知識を的確に評価することとしている。また、法律学の知識を問うものではないことから、その課題及び内容については大学における法学履修者に有利にならないよう配慮して作成・出題している。

採点基準については、内部的な統一ルールとして、「設問の配点ごとに、一定の評価段階を基本として、出題者が評価基準を設定する。」とした上で、採点者の主観度合を可及的に極少化するため、一定の評価段階とし

³⁹ 添付資料 A7「令和5年度学生募集要項」5頁～7頁

⁴⁰ 添付資料 A7-1「平成30年度学生募集要項」4頁～7頁

て、8段階の基準を設けている。

② 面接試験の成績

面接試験は、学習意欲・協調性・豊かな人間性などの資質及び面接担当教員との円滑なコミュニケーションを実現できる能力といった授業履修の前提となる資質を判定する目的で実施している。また、法律学の知識を問うものではないことから、小論文試験と同様の配慮をしている。

なお、内部的には、評価方法として、①人物審査と②能力審査に分けて、それぞれにおいて詳細な評価基準を設けているが、募集要項で「面接試験は、学習意欲・協調性・豊かな人間性などの資質及び面接担当教員との円滑なコミュニケーションを実現できる能力といった授業履修の前提となる資質を判定する目的で実施されるもので小論文試験と同様の配慮をします。自己評価書に基づく評価も、面接の際に合わせて実施します」と記載し、資質を二種類示すことにより、評価方法の方向性を示唆している。

③ 自己評価書

自己評価書に基づく評価は面接の際に合わせて実施している。これは、自己評価書は、出願書類と併せ、事前に各自で作成・提出するものであるところから、その内容について、面接試験における確認と相俟って評価するのが適切と考えているためである。

なお、面接の際に自己評価書に基づく評価を実施している点は、募集要項にも明記している。

④ その他資料に基づく出願者の学業成績及びその他の活動実績

次の基準に従い点数化することとしている。

- a 評価は加算点方式により、加算点は1～10点とする。
 - (a) ベースは、0点
 - (b) 二つ以上の加算事項がある場合は、それらの加算点の総和を評価点とし最大10点
- b 評価の対象となる活動実績や学業成績は次に掲げるものとする。
 - (a) 資格：税理士、不動産鑑定士、公認会計士、司法書士、1級建築士、弁理士、応用情報技術者、情報処理安全確保支援士、証券アナリスト、ファイナンシャルプランナー(CFP®)、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、看護師、保健師、臨床検査技師など
 - (b) 勤務経験：公務員、民間企業(NGO等の社会経験を含む)
 - (c) 社会活動：大学卒業後に行った社会(国際社会を含む)活動
 - (d) 外国語の能力：英語についてはTOEFL®70点以上(iBT)、TOEIC®700点以上、その他の外国語について優れた能力を有する者

(e) 学部成績：優（80 点以上又はこれと同等の評価）の割合が
総取得単位数の概ね 50%以上の者

(f) 外国における法曹資格を有する者、Ph.D を有する者など、
評価に相当する能力又は活動実績を有すると認められる者
「その他資料に基づく出願者の学業成績及びその他の活動実績」に
ついては、その数値化の基準を定めた③と同様なる内部的な統一基準
に基づいて評価が行われている。上記の a 及び b 自体については、募
集要項にて開示しているが、それぞれの活動実績や学業成績について
の内部的な具体的加算点までは開示していない。

なお、既修者コースについては、後述 2-2 のとおり。

(3) 学生受入方針、選抜基準及び選抜手続の公開

本法科大学院の学生受入方針（アドミッション・ポリシー）については、
学生募集要項及びウェブ・サイト⁴¹において、選抜基準及び選抜手続につい
ては、A 日程出願期間の 2 か月弱前にウェブ上に掲載する学生募集要項にお
いて、入学者選抜試験の出題の趣旨・配点・採点基準については、各日程の
合格者発表後ほどなくして公開⁴²しているほか、大学内外の進学説明会・相
談会⁴³において周知徹底を図っている。

2023 年度入学の学生募集要項は、A 日程出願期間開始約 2 か月前の 2022
年 4 月 21 日、ウェブ・サイトに公開した⁴⁴。

2017 年度実施の募集活動については、進学説明会・相談会を、学内に
おいて 12 回実施し、学外において 7 回実施した。

2018 年度は、進学説明会・相談会を、学内においては 9 回実施した。学
外においては、熊本、佐賀、宮崎、鹿児島、北九州市、福岡市内の 6 か所
において、9 回実施した（佐賀・鹿児島・北九州市で各 2 回実施）。

2019 年度は、学内において 10 回の説明会を開催した。学外においては、
鹿児島、熊本、佐賀、宮崎、福岡の 5 か所において、9 回実施した（福岡で
4 回・鹿児島で 2 回実施）。

2020 年度においては、コロナ禍の影響を受けたことにより対面式説明会
の相当数が開催中止に追い込まれ、2 回のみ開催した学内における対面式説
明会でも 1 回については参加者が皆無であった。そのような環境の中、ウ
ェブ・サイトの全面的な改修を行い、全学的にも遠隔会議システム（Webex）
の利用が可能となったため、情報発信に即時性や機動性が向上し、学外向け

⁴¹ 添付資料 A53-1「福岡大学法科大学院アドミッション・ポリシー（ウェブ・サイト抜粋）」
<https://www.ilp.fukuoka-u.ac.jp/outline/policy/>

⁴² 添付資料 A53-2「入試情報・過去問（ウェブ・サイト抜粋）」<https://www.ilp.fukuoka-u.ac.jp/admissions/issues/>

⁴³ 添付資料 A33「学生募集スケジュール（令和 2 年度・令和 3 年度）」

⁴⁴ 添付資料 A53-3「学生募集要項・出願書類（ウェブ・サイト抜粋）」<https://www.ilp.fukuoka-u.ac.jp/admissions/requirements/>

にオンラインによる説明会を、熊本、北九州、佐賀、鹿児島、福岡所在の各大学向けに 7 回実施した。また、学生受入方針、選抜基準等の説明を含む「動画配信説明会」のウェブ・サイトでの公開を開始した。

2021 年度も、コロナ禍の影響を受けたため、対面式の実施が困難であり、特に、学外説明会のうち、県境をまたぐ説明会は難しい状況だった。かかる状況下において、学内において、オンラインにて 6 回の説明会を開催した（うち 2 回は対面式とオンライン併用であったが、参加者は全員オンライン参加であった。）。また、学内において、対面式の説明会を 2 回実施した。さらに、学外においては、オンラインによる説明会を 6 回開催した。

2022 年度においてもコロナの影響を考慮し基本的にオンライン併用での説明会開催とし、学内会場での対面オンライン併用式で 2 回、オンラインのみで 1 回開催している。学外での説明会開催もオンラインでの開催を中心に 7 回程度実施する計画を策定するとともに、また説明会を録画した動画を作成し、公式ホームページでの視聴が可能となるように公開した。オンラインにて説明動画に関する質疑に応じる機会を提供する準備を行っているところである。

（4）選抜の実施

ア 入学者選抜に先立ち、教授会において、入学者選抜実施要領⁴⁵・監督要領や入学者選抜評価基準を周知した上、入学者選抜試験当日も、同要領及び同基準を各担当教員に用意し、その励行を促している。

また、適切に実施するためになされている取り組みとして、入学者選抜問題の印刷用原稿を運営委員会で分担して検証しているほか、出題内容が適切であるかどうかを検証するためのチェック体制の整備として、小論文においては小論文担当の教員の会議により候補素材や候補問題に関する会議を開催して検討し、法律問題に関しては法律専門科目の担当教員が初校ゲラからの校閲作業を通じて検証し、面接に関しては能力審査の事例問題候補を入試調整委員に提出し提出された中から入試調整委員が適切な問題を選出する方法をとっている。また入試問題の情報管理を徹底するための取り組みとして、入試問題データについては、学内における情報管理指針に基づき、外部と遮断された領域で厳格に管理された学内専用のクラウドサービスでの運用管理を行うとともに、紙媒体については施錠された金庫に厳重に保管するなどの対応を徹底している。

さらに、面接試験が適切に実施されるための取り組みとして、出願者から提出された自己評価書や成績証明書を含む書類一式を踏まえて、人物審査にふさわしい問題を教員の合議で作成し、面接時にも合議で面接の評価を決めている。

⁴⁵ 添付資料 A10 「2022（令和 4）年度 法科大学院入学者選考 実施要領」

イ 2018年度以降入学者の選抜において競争倍率2倍未満となったことはない。

ウ 入学者選抜の公正さ・公平さに疑問を提起される事態（投書や口頭でのクレーム）も皆無である。

(5) 特に力を入れている取り組み

各教員が合否判定を実施する際の基準・手順等については、毎年度、改善を図り続け、より具体的なイメージが湧きやすくなるような改変等を心掛け続けている点は、これまでと同様である。

2020年度以降は、ウェブ・サイトの改善を図り、オンライン対応ツールの拡充により、以前よりも、情報の範囲を拡げて過去問等に関する情報を充実させ、入試説明会の動画配信を行うなどに加えて、入試情報の見やすさも増すようにした。

(6) その他

特になし。

2 点検・評価

学生受入方針、選抜基準及び選抜手続は、学生募集要項及びウェブ・サイトにおいて明確に規定され、適切な時期・方法により公開されているものと考えられる。この点は2023年度入学者選抜においても徹底している。

なお、過去における小論文の問題において題材とされた文章自体については、著作権との関係で、ウェブ・サイトでは開示していないものもあるが、著者の同意が得られたものについては、希望者に対し、特定・個別的に配付あるいは郵送することとしている。

3 自己評定

B

【理由】学生受入方針、選抜基準、選抜手続及び入学者選抜の実施は、公正・公平、適切かつ明確であって、いずれも良好である。

4 改善計画

特になし。

2-2 既修者認定〈既修者選抜基準等の規定・公開・実施〉

1 現状

(1) 既修者選抜，既修単位認定の基準及び手続

法律専門試験（法学既修者認定試験）は、「法科大学院における教育の基盤となる法の理論の側面についての理解度が高く、実務法曹教育を展開するのに十分な理論的基礎が確立しているか否かについて評価することを目的とし、その理論的基礎が確立しているものと認定された分野ごとに一定の授業科目を履修し、単位を修得したものとみなす制度」と位置づけている。

2014年度入学者選抜より、全体の募集人員が30人から20人に変更されたことに伴い、未修者コース15人程度、既修者コース5人程度と定め、未修者・既修者各専願及び併願による入学者選抜方法を実施しているが、これは、全体の募集人員の内部に一応の目安となる内訳を示すものとどまり、法学未修者とは全く独立別個に法学既修者の定員を厳格に設けて入学者選抜を実施するというものではない。

入学者選抜における既修者コースの選抜基準は、以下のとおりであり、カリキュラム変更に伴う法律専門試験分野に対応する具体的な科目名の変更は生じているが、枠相互のウエイト割合は、一貫している。

①法律専門試験の成績（5分野について論述式試験を実施）：60%

憲法 50点、民法 100点、刑法 50点、民事訴訟法 50点、行政法 50点：
合計 300点

なお、民法又は民法を除く2科目につき20%点に満たない場合には、合計点による順位に関係なく不合格とする。

②面接試験：30%

③自己評価書に基づく出願者の適性及び能力の評価：（面接に含める）

④その他資料に基づく出願者の学業成績及びその他の活動実績の評価：10%

以上のように、既修者コースでは、出願者から提出された書類（未修者コースの場合と同じ）に加え、法科大学院における教育の基盤となる法の理論的側面についての理解度が高く、実務法曹を養成する教育を受けるのに十分な理論的基盤が確立しており、2年次の授業についていくことのできる能力を有するかどうかを審査するために、憲法、民法、刑法、民事訴訟法、行政法の5分野について法律専門試験（論述式試験）を実施することとし、合格者は、1年次開講の「みなし履修認定科目」のうち、22単位以上28単位以下を修得した者とみなされ、2年間で本法科大学院を修了することができるようにしている。

法律専門試験(①)について、憲法 50 点、刑法 50 点、行政法 50 点、民法 100 点、民事訴訟法 50 点の、合計 300 点とし、民法又は民法を除く 2 科目につき 20% 点に満たない場合には、合計点による順位に関係なく、不合格とすることとしている。

なお、面接試験(②)、自己評価書(③)及びその資料(④)については、前述 2-1 の 1 (2)におけるそれらと同一の内容である。つまり、未修者コースと既修者コースとでは、60%の比率が小論文なのか法律専門試験なのかの違いが存するだけで、残りの選抜方法は統一されているのであり、これにより、併願者への対応が円滑になるように工夫されている。

法律専門試験の評価基準については、「出願者から提出された書類(未修者コースと同様)に加え、法科大学院における教育の基盤となる理論的側面についての理解度が高く、実務法曹を養成する教育を受けるのに十分な理論的基礎が確立しており、2 年次の授業についていくことのできる能力を有するか否かを審査するために、憲法、民法、刑法、民事訴訟法及び行政法の 5 分野について法律専門試験(論述式試験)を実施します。」と公表し、法律専門試験の配点等について「憲法 50 点、民法 100 点、刑法 50 点、民事訴訟法 50 点、行政法 50 点の合計 300 点 なお、民法又は民法を除く 2 分野につき、20% 点に満たない場合には、合計点による順位に関係なく、不合格とします。」と公表している。これまで、以上のような一般的合否判定基準によって厳格な合否判定がなされていることから、全分野を通じた形式的・画一的な採点・評価基準は定められてはいないが、各分野の問題別には、出題者による採点基準が作成されており、入試実施次年度にウェブページにて公開している。

2012 年度入学者選抜より、A 日程において未修者として合格し入学手続きをした者が、B 日程において法律専門試験を受験し合格した場合には、既修者としての入学を許可するコース変更制度を導入し、2019 年度入学者選抜以降は、A 日程または B 日程での未修者コース合格者が B 日程または C 日程で同様の制度が活用できるようになっている。

なお、飛び入学制度については、前述 2-1 の 1 (1) 末尾参照。

(2) 基準・手続の公開

従前より、法律専門試験(法学既修者認定試験)の制度の趣旨、選抜手続、既修単位の認定手続については学生募集要項⁴⁶及びウェブ・サイト⁴⁷において引き続き開示しているほか、大学内外の説明会において周知徹底を図っている。なお、出題趣旨についても、2020 年 6 月からウェブ・サイトにておいて、2020 年度以降に実施した入学者選抜での出題問題についての出題趣

⁴⁶ 添付資料 A7-5 「令和 4 (2022) 年度学生募集要項」6 頁参照

⁴⁷ 添付資料 A53-4 「入試情報>選抜基準(ウェブ・サイト抜粋)」<https://www.ilp.fukuoka-u.ac.jp/admissions/>

旨を公開し現在に至っている⁴⁸。

(3) 既修者選抜の実施

法律専門試験は、募集要項で公表している選抜手続に基づいて実施され、厳格な合否判定及びみなし履修授業科目の認定を行っている。

2022年度を含む過去5年間における既修者の受験者数・合格者数・競争倍率は基本データ表(4)のとおりであり、競争倍率の面について見ると、質を確保するための競争性は十分に維持されているものと思料される。

また、当該5年間の既修者の入学者数は基本データ(5)のとおりである。

なお、既修者選抜・既修単位認定の公正さ・公平さに疑問を提起される事態(投書や口頭でのクレーム)は皆無であった。

(4) 特に力を入れている取り組み

既修者コース受験希望者に対しては、従前から、具体的に学修の目安を把握するための支援として、募集要項に示された実質的な合格基準(2年次からの講義に十分ついていけるかどうか)やみなし履修認定科目、みなし履修認定科目の授業内容がシラバスとしてホームページ上にアップされていることなどを、進学説明会や進学相談会の都度、具体的に説明するようにし、本コースの受験に対する真摯さを促す工夫をしている。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

法律専門試験の選抜基準及び選抜手続は、試験制度の趣旨に沿って規定され公開されているものと考えられる。学生募集要項に記載された内容だけでは、全科目を通じた普遍的な具体的に詳細なる選抜基準・手続を示しているとは言いにくい面もあり必ずしも客観的かつ統一的な出題方法や採点・認定基準が完全に具体化されているとは言い切れないとも思われる。しかし、各科目特有の特性がある以上、客観的かつ統一的な基準によって出題の方法やその採点・認定の基準を画一的に拘束することには限界があるほか、それが各認定科目に対応する1年次授業科目を履修したとみなす、という前提及び2年次の授業についていくことのできる能力を審査する、との具体的な趣旨は、募集要項上、はっきり明示されている上、当該授業科目のシラバスもウェブ・サイトで公開されているので、当該シラバスも併せて参照することにより、学

⁴⁸ 添付資料 A53-2「入試情報>過去問題(ウェブ・サイト抜粋)」<https://www.ilp.fukuoka-u.ac.jp/admissions/issues/>

生募集要項に記載された内容と相俟って、その趣旨及び選抜基準の方向性を十分に読み取ることができるようになっている。また、こうした点の概要は、説明会においても、本法科大学院における既修者認定のレベルイメージとして具体的に説明しているところでもある。

既修者の認定に際しては、数値化された総合点をもとに、既修者コースでの合否判定を行い、5つの認定分野ごとに当該科目に対応する授業科目を履修したものとみなすことができるか否かについて法律専門試験の出題者全員による協議によって原案を作成し、それを教授会の審議を経て最終的に認定判断する、という手続をとっている。

法律専門試験の出題・採点を担当した教員から出された合否判定における明確な基準の設定が必要であるとの意見に基づき教授会での議論により、「2年次からの講義に十分ついていけるかどうかという観点から合否を判定する」との実質的な判断がより明確にできる基準を設定することに決定され、この決定は2007年7月の教授会において行われたことから、当該基準を2009年度入学者学生募集要項から掲載し、現在に至っている。

以上のように、選抜基準・手続の開示については、学生募集要項、ウェブ・サイト、説明会・相談会等において適切に行われてきたものとする。

3 自己評価

B

【理由】法学既修者の認定における基準及び手続は適切であり、選抜・認定は適切に実施されている。

4 改善計画

特になし。

2-3 多様性〈入学者の多様性の確保〉

1 現状

(1) 法学部以外の学部出身者の定義

大学において、法学系以外の分野を履修する学部、学科又は専攻を卒業した者又は卒業見込みの者（法学部以外の学部であっても法学を専攻する学科の出身者であれば該当しない。法学部であっても法学以外を専攻する学科の出身者であれば該当する。）。

(2) 実務等の経験のある者の定義

2023年度入学者選抜の場合、2023年4月1日到来時に25歳以上の者で、3年以上の社会経験を有する者。

(3) 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合

基本データ表（6）のとおりである。

(4) 多様性を確保する取り組み

2017年度入学者から、日中にフルタイムで稼働している社会人が夜間の授業を履修し、単位修得していくことにより、標準修業年限3年間のカリキュラムを5年間で修了できるいわゆる夜間コース⁴⁹を九州で初めて導入した。

また、法律以外の分野から法科大学院を志願する者が、法律の学習に対する困難を緩和するための各種入学前教育が充実していることや、1年次前期に「法情報・法文書入門」、「判例購読」及び「刑事訴訟法入門」などが、1年次後期に「法律基本演習」などが特に設けられているほか、若手弁護士によるチューター制度・アカデミック・アドバイザー指導講座や学習サポート的な内容も含むことがある「教科指導」などが充実しているので、これらを有効活用するならば、法律について敷居の高さを感じずる場合であっても法科大学院に入学し修了することは必ずしも困難ではないことなどの諸点をウェブ・サイトや各種説明会にて告知することにより、多様な入学者を確保しようと工夫を励行している。

(5) 特に力を入れている取り組み

入学者の質の確保が大前提ではあるが、一定の場合には、未修者コースのみを対象に、社会経験の類型や期間・法学部以外の学部の履修内容に応じ、

⁴⁹ 添付資料 A53-5 「教育内容・長期在学履修（昼・夜）（ウェブ・サイト抜粋）」
<https://www.ilp.fukuoka-u.ac.jp/education/tyokizaigaku/>

専門性・社会性・発展性・多様性などを特に評価することができる特別選考方法（2023年度入学者選抜からは、より正確を期するため、募集要項において「特別考慮」との表現に変更）⁵⁰を準備している。

（6）その他

福岡大学法学部との法曹養成連携協定に基づく法曹コース制度開始に伴い、2023年度から5年一貫型教育選抜方式（本法科大学院と連携協定を締結している法曹コース（福岡大学法学部「法曹連携基礎クラス」）の修了予定者のみ受験可能）による特別選抜を実施予定である。5年一貫型教育選抜方式による特別選抜は、筆記試験を課さず、学部成績、面接試験によって選抜する。

また法曹連携基礎クラスにおいては、法科大学院専任教員も「特講」科目担当者として該当学生の育成に関わるため、法学部と法科大学院教員相互の教育実践により、学生の資質を担保するよう努力している。

なお同特別選抜の出願者にも通常入試の未修コース、既修コースの選抜との併願を認め、出願者の希望による選択を可能とするよう制度構築を行っている。本報告執筆時は選抜実施以前の段階であるが、詳細は福岡大学（大学院法曹実務研究科）及び福岡大学（法学部）の法曹養成連携協定を参照されたい。⁵¹

2 点検・評価

基本データ表（6）のとおり、直近5年間での入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合は31.0%であり、多様性の確保は概ね為されているといえよう。

3 自己評定

B

【理由】 社会人等割合が直近5年間で3割を超えていることに加え、九州で唯一の夜間コースを設けていることのほか、多様な分野出身者が最初期の法律学習の壁を越えられるような各種サポート制度が充実してきているため。

4 改善計画

特になし。

⁵⁰ 添付資料 A7-5「令和4（2022）年度学生募集要項」7頁、A7「令和5（2023）年度学生募集要項」7頁

⁵¹ 添付資料 A32-2「福岡大学（大学院法曹実務研究科）及び福岡大学（法学部）の法曹養成連携協定の變更協定」https://www.ilp.fukuoka-u.ac.jp/data/character/furenkeikyotei_2022.pdf

第3分野 教育体制

3-1 教員体制・教員組織（1）〈専任教員の必要数及び適格性〉

1 現状

（1）専任教員の数と教員適格

収容定員数及び専任教員総数は基本データ表（7）のとおりである。

2022年5月1日現在の専任教員総数は12人であり、全員が教授もしくは准教授である。12人の専任教員のうち、学部の専任教員を兼ねている者は1人（新屋達之教授）である。

本法科大学院の収容定員は60人であり、専任教員1人あたりの学生数は5人となり、法令上必要とされる要件（学生15人に専任教員1人以上の割合）を満たしている。

- ・専任教員と担当科目一覧表（別紙 教員一覧参照）
- ・教員調書（別紙 教員個人調書参照）

専任教員の適格性の検証方法については以下のとおりである。

ア 採用時における適格性の判定

専任教員の採用手続は、「福岡大学法科大学院教育職員資格審査基準」⁵²および「法科大学院専任教職員の採用手続きについて」⁵³に基づき、教授会により選出された当該専門分野の審査員（主査・副査）による業績審査を経た上で、教授会において審査員が資格の有無について報告後、採用候補者の資格審査を実施している。

イ 採用後における適格性の確保

採用後における専任教員の適格性を検証する手続きは特に定められていないが、FD委員会を中心として、授業評価アンケートや自己評価書などに基づいて各教員の教育内容および教育方法の検証が行われている。

（2）法律基本科目毎の適格性のある専任教員の人数

法律基本科目毎の適格性のある専任教員の人数は基本データ表（8）のとおりである。

適格性を有するとした教員の氏名は、次のとおりである。

- 憲法（村上英明）、行政法（山下義昭）、民法（石松勉、藤村賢訓）、
- 商法（井上能孝）、民事訴訟法（雨宮啓）、刑法（大庭沙織）、
- 刑事訴訟法（平江徳子、新屋達之）

⁵² 添付資料 A5-16「福岡大学法科大学院教育職員資格審査基準」

⁵³ 添付資料 A54「法科大学院専任教職員の採用手続きについて」

(3) 実務家教員の数及び割合

実務家教員の数及び割合は基本データ表(9)のとおりである。

本法科大学院において必要とされる「5年以上の実務経験」を有する専任教員は3人であり、2022年度において、本法科大学院は、「5年以上の実務経験」を有する専任教員を5人(教授5人)配置している。その実務経験の内訳は、3人が弁護士、1人が元裁判官、1人が元検察官である。

該当する実務家教員についての詳細は、別紙教員個人調書に記載している。

(4) 教授の数及び割合

教授の数及び割合は、基本データ表(10)のとおりである。

(5) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(6) その他

特になし。

2 点検・評価

本法科大学院には12人の専任教員がおり、必要最低教員数を確保している。また、専任教員1人あたりの学生数は5人であり、評価基準(学生15人に専任教員1人以上の割合)を満たしている。

現在、在籍する専任教員は、前述の審査手続を経て、それぞれの教育経験・研究業績・実務上の実績に照らし、法科大学院の教員として求められる高度な教育能力を十分に有すると評価されたものである。専任教員12人のうち、7人は本法科大学院において、通算して5年以上の教育経験を有するものである。

本法科大学院において、法律基本科目を担当する専任教員は、教員個人調書の記載から明らかなように、いずれも科目適合性を有している。

本法科大学院において必要とされる「5年以上の実務経験」を有する専任教員は3人であるところ、2022年度において、「5年以上の実務経験」を有する専任教員が5人配置されている。また、教員個人調書の記載から明らかなように、その適格性も問題がなく、基準を十分満たしており、実務教育を効果的に行える体制になっていると考える。

本法科大学院においては、12人の専任教員のうち9人が教授、3人が准教授であり、高度の教育能力と旺盛な教育意欲を有するものによって占められている。

3 自己評定

適合

【理由】専任教員全員が教育に必要な能力を有している。

4 改善計画

特になし。

3-2 教員体制・教員組織（2）〈教員の確保・維持・向上〉

1 現状

（1）専任教員確保のための工夫

ア 学部との連携体制の維持、県弁護士会の支援体制、裁判所との協力関係、個々の教員の人的ネットワークの活用など。

イ 特に本学では、OB・OGの若手弁護士をアカデミック・アドバイザーやチューターとして積極的に採用し、後進の育成のための助力を仰ぐとともに、修了生弁護士1人を専任教員として採用し、活躍している。

（2）継続的な教員確保に向けた取り組みや工夫

ア 研究者養成については、法学研究科と連携して行うべきものと考えており、法学研究科と連携を継続しているところである。

また、本法科大学院において外国法の研究あるいは研究論文の作成を行うことは2009年度以降、展開・先端科目のもとでは可能となっている。

イ （1）に記載のとおり、OB・OGの若手弁護士をアカデミック・アドバイザーやチューターとして積極的に採用し、後進の育成のための助力をあおぐとともに、優秀で熱心な弁護士に関しては専任教員として採用している。また、修了生弁護士2人を非常勤講師として採用している。

（3）教育に必要な能力の水準の確保・維持・向上

ア 本法科大学院では、教員の採用および昇進は、前述した手続ならびに資格要件（第3分野3-1、1（1）参照）に基づいて行われるが、その際、法科大学院の教育に必要な教育能力を有することが、重要な評価基準となっている。

イ FD委員会を中心として、授業評価アンケート、教員相互による授業参観ならびに自己評価書などに基づいて各教員の教育能力の維持・向上を図っている。

ウ こうした具体的な仕組み以外に、本法科大学院で教育に必要な教育能力を維持・向上する上で重要な役割を果たしているのは、本法科大学院の教育組織としての緊密な一体性であると考えられる。専任教員相互が、教授会あるいは各種会議の場を通じて、学生に関して、あるいは教育の実践・あり方に関して、公式にあるいは非公式に不断に情報交換・意見交換を行っており、多くの情報が共有されている。こうした本法科大学院における緊

密な目的意識・情報の共有体制、そして、教員相互間ならびに教員学生間の信頼関係は、法科大学院に求められる教育を実践し、教員の向上心を涵養していく上で重要なインフラとなっている。

エ 法科大学院内で領域別研究チームを結成し、2018年度より3年間、福岡大学内の競争的資金を得て、「法科大学院・法の現代化研究」と題する共通テーマでの研究を行った。研究資金は、主に研究会等への参加旅費、備品購入等の形で、新法や法改正、最新判例等に関する調査や研究に利用されている。研究成果としては、紀要論文や判例評釈、および学術書、教科書の出版原稿、授業用教材資料の改訂など、様々な形式で公表・利用されている。2021年度は、コロナ禍のため、同研究資金の申請を行わなかったが、2022年度以降に関しては、「新時代の判例の潮流研究」とのテーマでの申請を行い、3年間の研究資金を確保している。

(4) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

法科大学院の教育に必要な能力を有する専任教員を確保する体制ならびに必要な能力を評価するための体制は今後も機能すると見込まれるので、とくに見直すべきところはないと考える。

3 自己評定

B

【理由】教員の教育に必要な能力の維持・向上のための体制は整備され、有効に機能しているといえる。また、教員の確保に向けては、研究者養成の観点では課題を残しているとはいえ、実務家教員の確保の点では、一定の特色ある工夫が機能しているといえる。

4 改善計画

特になし。

3-3 教員体制・教員組織（3）〈専任教員の構成〉

1 現状

（1）専任教員の配置バランス

本法科大学院における2022年度の各科目群の開設クラス数及び担当専任教員数、並びに1クラスの履修登録者数の平均値は、基本データ表(11)のとおりである。

（2）教育体制の充実

本法科大学院において、各授業科目は原則として1クラスの開講であり、ほとんどの「法律基本科目」及び「法律実務基礎科目」を専任教員が担当している。「基礎法学及び隣接科目」及び「展開・先端科目」の一部は、従前から本学法学部や他学部等（医学部・附属病院、情報基盤センター）の専任教員に兼担を依頼している。また、研究者教員と実務家教員が連携して教育する授業科目（「行政法Ⅱ」や「民法演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」、「法と医学」等）を開設するように工夫して、全体の教育体制の充実を図っている。

さらに、本法科大学院の規模を考慮して、専任教員全体を教員団としてとらえ、その充実度について記述する。この点は、本法科大学院におけるFD活動が、教授会構成員全体を対象に行われていることと関連している（4-1、1（1）参照）。

第1は、教員相互間の関係の緊密度である。教員相互間における目的意識・情報の共有、意思疎通と信頼関係、協議の頻度と協調、それらの緊密度を指標とするならば、本法科大学院の教育体制の充実度は高い水準にあるといえる。

第2は、教員と学生間に信頼関係が確立されていることが、充実した教育体制の前提条件であると考えられる。本法科大学院では、教員が一人ひとりの学生をしっかりと認識し掌握して教育を行っている。

こうした信頼関係の強さは、授業アンケートの結果、個人面談の結果、あるいは目安箱の投書内容にも反映されており、本法科大学院では、充実した教育体制を支える前提条件は満たされているといえる。

（3）特に力を入れている取り組み

法科大学院専任教員数は限られるが、研究者教員と実務家教員が連携して教育する授業科目を開設している。また、教授会等の場を通じて、常に全教員による情報交換・意見交換を行うようにしている。

（4）その他

特になし。

2 点検・評価

本法科大学院では、専任教員の全員によって教授会が構成されていることにより、教授会の場を通じて、目的意識・情報を共有し、教員相互が意思疎通をした上で協調して、教育実践を行うことを可能にしている。また、学生に関する情報を十分共有して、個々の学生の状態に対応した指導ができる体制にあり、本法科大学院の教員団の教育体制は充実している。

3 自己評価

B

【理由】 教員の科目別構成は充実している。教育体制も小規模校の特性を活かして充実している。

4 改善計画

特になし。

3-4 教員体制・教員組織（4）〈教員の年齢構成〉

1 現状

（1）教員の年齢構成

教員の年齢構成は、基本データ表(12)のとおりである。

（2）教員の年齢構成についての取り組み

教員の年齢構成に配慮して、定年退職者の後任には、30～40 歳代の教員を中心とした採用に取り組んでいる。

（3）その他

特になし。

2 点検・評価

60 歳以上の教員は過半数を超えているが、定年退職者の後任として、30～40 歳代の教員が着任し、順調に世代交代が行われている。

3 自己評定

B

【理由】60 歳以上の教員が過半数を超えているが、順調に世代交代が行われている。

4 改善計画

定年退職者の教員補充の際は、教育の質を確保しつつ、各世代 3 人程度の年齢構成になるような採用候補者を検討している。

3-5 教員体制・教員組織（5）〈教員のジェンダーバランス〉

1 現状

（1）教員のジェンダーバランス

教員のジェンダーバランスは基本データ表（13）のとおりである。

（2）特に力を入れている取り組み

特になし。

（3）その他

特になし。

2 点検・評価

本法科大学院において、専任教員の女性比率は25.0%であり、また、兼任・非常勤講師を含めた教員全体に占める割合は18.4%である。兼任のうち、オムニバス科目「法と医学」の担当者に男性が多く女性比率が低くなるものの、全体としてはジェンダーバランスに配慮しているといえる。

3 自己評価

B

【理由】専任教員中の女性比率が10%以上30%未満である。

4 改善計画

特になし。

3-6 教員支援体制（1）〈担当授業時間数〉

1 現状

（1）過去3年間の各年度の教員の担当コマ数

（算出基礎となる担当コマ数一覧表⁵⁴）

過去3年間の各年度の教員の担当コマ数は基本データ表（14）アのとおりである。

（2）他大学・他学部の授業数も含めた専任教員の担当コマ数

他大学・他学部の授業数も含めた専任教員の担当コマ数は基本データ表（14）イのとおりである。

（算出基礎となる担当コマ数一覧表⁵⁵）

（3）授業以外の取り組みに要する負担

運営委員は隔週1回（1時間半）程度の会議があり、また専任教員は各種委員会に所属しているが、開催頻度はそれほど多くない⁵⁶。

（4）オフィスアワー等の使用

学生からの質問対応や学習指導のため、専任教員には週に一度のオフィスアワーが設けられている⁵⁷。

（5）特に力を入れている取り組み

特になし。

（6）その他

特になし。

2 点検・評価

（1）基準授業時間数

福岡大学専任職員就業規則⁵⁸第37条第2項は、本学教員の講義および演習科目にかかる1週間の基準授業時間数につき10時間と定めている。本学における1授業時間は90分であり、これをもって1コマ（120分相当）として計算し、週5コマ（1コマ×30回＝通年4単位）が基準授業時間数とされている。これによれば、本法科大学院における授業科目は、すべて1コ

⁵⁴ 添付資料 A47-1~3 「教員別担当コマ数一覧表（2022・2021・2020年度）」

⁵⁵ 添付資料 A47-1~3 「教員別担当コマ数一覧表（2022・2021・2020年度）」

⁵⁶ 添付資料 A42 「法科大学院各種委員等一覧」

⁵⁷ 添付資料 A55 「令和3年度後期オフィスアワー／令和4年度前期オフィスアワー」

⁵⁸ 添付資料 A5-21 「福岡大学専任職員就業規則」

マ×15回＝半期2単位であることから、本法科大学院の専任教員（実務家特任教員を除く）については、前期および後期のそれぞれにおいて週5コマを担当すべきことになる。

なお、実務家特任教員については、福岡大学法科大学院実務家特任教育職員規程⁵⁹第6条により、週6時間を基準授業時間数とするものと定められており、週3コマを負担すべきことになる。

(2) 授業負担の現状

ア 時間割上の負担

基本データ表(14)ア・イが示すように、法科大学院における授業担当コマ数及び他大学・他学部の授業を含めた専任教員の担当コマ数は、福岡大学専任職員就業規則に定める1週間の基準授業時間数10時間、福岡大学法科大学院実務家特任教育職員規程に定める1週間の基準授業時間数6時間におおむね合致した数値となっており、過大な負担とはなっていない。

イ 時間割以外の負担

法務研修生⁶⁰対しても希望者については、グループ形式や個別の指導を行っているものの、指導の内容は、通常の授業や演習等とほぼ共通するものであるため、過大な負担とはなっていない。

3 自己評定

B

【理由】 授業時間数は、十分な準備等を行うことができる程度といえる。

4 改善計画

特になし。

⁵⁹ 添付資料 A5-18 「福岡大学法科大学院実務家特任教育職員規程」

⁶⁰ 添付資料 A5-14 「福岡大学法科大学院法務研修生規程」

3-7 教員支援体制（2）〈研究支援体制〉

1 現状

（1）経済的支援体制

ア 法科大学院全体に対して

法科大学院での共通目的の教育研究経費として2022年度は約300万円が予算化されている。法科大学院全体に関する経費としては、主として消耗品費等であるが、その他、講演費、旅費、維持修繕費などがある。

また、この経費の一部は、下記イ（ウ）の個人研究費である。

イ 教員に対して

（ア）学会出張旅費⁶¹

専任教員については、東京までの旅費を打切支給とする年2回の学会出張又は東京以遠の旅費を全額支給とする年1回の学会出張のいずれかが認められている。また、実務家特任教員については、距離を問わず、年1回の学会出張が認められている。

（イ）個人研究図書費

専任教員の場合は、年間12万円であり、実務家特任教員の場合は、年間6万円である。経費節減を理由に2018年度より半分に減額されているが未執行額も多く、また、当該図書費の執行ではなく中央図書館の蔵書として購入することも可能であることから特に問題はない。

（ウ）個人研究費⁶²

法科大学院教育研究経費のうち、各教員がもっぱら独自の研究教育のために執行できる部分として個人研究費が認められている。専任教員については1人9万円（実務家特任教員は4万円、併任教員は1万円）が配分されるが、用途は、専門雑誌、教科書等（原則として、シラバスで授業に使用する教材として記載されているものに限定）の教材・ソフトウェア・文具類、研究教育目的の出張旅費、パソコンの周辺機器、著書・論文発送費に限定されている。

経費節減を理由に、2018年度より20-30%程度減額されているが、未執行額も多く、後述の大学内の共同研究用研究費も確保されたので、特に問題はない。

（エ）個人コピー費

専任教員1人あたり年間2,400枚分（白黒コピーとして換算）のコピー費が予算化されており、教育および研究のために使用することができる。

⁶¹ 添付資料 A5-30「学校法人旅費規程」

⁶² 添付資料 A56「福岡大学法科大学院教育研究経費のうち各教員専用分の執行に関するガイドライン」

(オ) その他

別途、大学内の共同研究用研究費として、法科大学院の専任教員全員からなる領域別研究チームに対し2020年度まで3年間、教員1人に対し年間9万円程度の研究費が与えられていた。

同研究費に関しては、2021年度は、コロナ禍による行動制限の最中にあるため、申請を自粛していたが、2022年度以降の3年間を対象としたものに関しては申請を行い、採択されている。

(2) 施設・設備面での体制

ア 個人研究室

専任教員につき、法科大学院棟内に、25.20～27.79 m²の個人研究室が貸与されている。

イ 図書関連

本学中央図書館（総蔵書数約180万冊⁶³）の利用が可能である。1教員あたりの貸出し冊数上限は当初300冊である。300冊を超えて貸出を受け必要がある場合は、中央図書館長の許可を得ることを条件に、個別に上限数が引き上げられることがある（その引き上げ冊数枠について、予め上限が設けられているわけではない）。

また、本法科大学院自習室（総蔵書数約2万冊）の利用が可能である。

ウ データベース関連

中央図書館が提供するものと本法科大学院独自で提供するものを、本学の内外のパソコンから利用できる。

(3) 人的支援体制

学内（同一キャンパス内）に教員の研究活動を直接的に支援するための研究推進課が配置されている。

(4) 在外研究制度⁶⁴

ア 在外研究員制度

（ア）研究期間を6か月以上1年以内とする長期在外研究につき約300万円が給付される。

（イ）研究期間を1か月以上3か月以内とする短期在外研究につき約130万円が給付される。

⁶³ 福岡大学図書館の蔵書約204万冊の内、中央図書館扱い（理・工、スポーツ科学を含む）の蔵書は177万冊とのこと。（福岡大学中央図書館職員より電話にて聴取）

⁶⁴ 添付資料A5-34 福岡大学在外研究員及び海外研修員の給与及び経費等に関する内規

イ 国内研修員制度

研修期間を6か月以内とする国内研修につき約50万円が給付される。

ウ 利用状況

長期在外研究員、短期在外研究員および国内研修員のいずれについても、年1人を教授会から本学に推薦することができるが、本法科大学院においては、専任教員数が必要最小限であるため、長期間にわたって授業を離れることは困難である。そのため、開設以来、長期在外研究の制度を利用した教員はいない。短期在外研究の制度については、2011年度および2012年度に、各1人が利用して以降の実績はない。

(5) 紀要の発行

本法科大学院独自で紀要は発行していない。しかし、大学全体としては紀要の発行体制は整備されているといえる。すなわち、大学の研究推進部において「法学論叢」が発行されており、本法科大学院教員は、論稿をそれに掲載することが可能である。

(6) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(7) その他

特になし。

2 点検・評価

上述のごとく、教員の研究活動に対する支援の制度や環境への配慮には相応のものがあるといえる。もっとも、実際に(4)在外研究制度を利用しようとする場合には、教育活動に対する影響が無視できないため、結局は、当該制度の利用を断念せざるを得ない場合がある。

3 自己評価

B

【理由】研究支援体制については、基本的に法科大学院で必要とされる水準には達していると考ええる。但し、在外研究員に関しては、10年以上にわたり利用されていない。

4 改善計画

在外研究員制度を特に若手の教員が利用することができるように、法学部との連携（教員の相互協力）による実現の可能性を検討中である。

第4分野 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み

4-1 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（1）〈FD活動〉

1 現状

（1）組織体制の整備

本法科大学院では、学内規程に基づき、教授会の下にFD委員会を設置している（法科大学院学則第16条、法科大学院FD委員会規程⁶⁵）。本委員会の構成メンバーは、法科大学院専任教育職員（学則第5条第1項第1号）、併任教育職員（同条第1項第2号）、実務家特任教育職員（同条第1項第3号）および法科大学院長の指名をうけた教授会構成員からなる（FD委員会規程第2条）。

2022年度のFD委員会構成メンバーは、藤村賢訓准教授（委員長）、木村道也教授（副委員長）、青木亮教授、井上能孝准教授、大庭沙織准教授、新屋達之教授、三隅珠代教授、山下義昭教授の8人であり、メンバー構成の適切さを担保する目的に基づくFD委員会規程第2条のルールを満たしている。

なお、本法科大学院は専任教員が12人の小規模校であるので、科目毎、系毎、実務家教員と研究者教員の共同するFD等の組織は設置していない。

（2）FD活動の内容

ア FD委員会

教育内容・教育方法を改善するための取り組みとしてFD委員会を下記のとおり開催し、各種検討を行っている。

FD委員会開催数

2019年度	2020年度	2021年度
7回	7回	8回

FD委員会における検討内容は、必要に応じて教授会に上程し、教授会構成員に、FD活動についての情報提供を継続するとともに、意見の聴取も実施し、情報や企画立案等の共有化に資するべく努めている。教授会からのフィードバックとして、FD委員会では教授会上程事項・報告事項の結果確認や教授会での反応の確認等を励行し、FD委員会活動が、教授会活動と有機的に連携できる工夫を施している。

各年度のFD活動の状況については、毎年、FD委員会より法科大学院長あての活動報告書が作成され、記録として残されている。

⁶⁵ 添付資料 A5-8 「福岡大学法科大学院FD委員会規程」

各年度における FD 委員会の検討事項については、添付活動報告書⁶⁶を参照されたい。主な検討事項としては、①授業参観について、②学生による授業評価アンケートについて、③修了生に対するアンケートについて、⑤自己評価書について、などの項目である。

2020 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため遠隔での授業を余儀なくされることになったことから、FD 委員会での議論を行い本法科大学院における遠隔授業の方法についての意見書⁶⁷を作成した。

イ 授業参観

本法科大学院では、毎年教員間（専任教員及び非常勤講師）の授業参観を実施している⁶⁸。前期及び後期に授業参観期間を設けており、前期については全専任教員及び希望する非常勤講師が参観を行い、後期については希望者が参観を行っている。参観者の数は以下のとおりである。

授業参観者人数（専任教員及び非常勤講師）

2019 年度	2020 年度	2021 年度
13 人	14 人	13 人

参観した教員には、授業方法に対する取り組み・工夫について参考になったことを回答するアンケートが実施され、その結果を、授業担当教員及び専任教員全員にフィードバックしている⁶⁹。

ウ 授業評価アンケート

学生による「授業に関するアンケート」⁷⁰は（4－2）で詳述するが、前期・後期実施され、実施結果⁷¹はデジタルデータ化されて各教員に渡され、これをもとに、各教員が自己評価書⁷²を作成し、これを教授会で配付している。

さらに、司法試験に合格した修了生によるアンケートも、各年度 1 回実施している。

なお、2015 年度からは、授業評価アンケートを補足する意味で、在学生に対する個別ヒアリングを実施していたが、2021 年度からは担任と学生との関係を密にする趣旨で面談の実施が制度化されたことから、これ

⁶⁶ 添付資料 A13-1 「2021 (R3) 年度 FD 委員会活動報告書」、A13-2 「2020 (R2) 年度 FD 委員会活動報告書」、A13-3 「2019 (R1) 年度 FD 委員会活動報告書」

⁶⁷ 添付資料 A57 「新型コロナウイルス感染予防のための遠隔授業の実施についての意見書」

⁶⁸ 添付資料 A13-1 「2021 (R3) 年度 FD 委員会活動報告書（令和 3 年度授業参観の実施について）」

⁶⁹ 添付資料 A13-1 「2021 (R3) 年度 FD 委員会活動報告書（令和 3 年度授業参観アンケート）」

⁷⁰ 添付資料 A13-1 「2021 (R3) 年度 FD 委員会活動報告書（令和 3 年度授業に関するアンケートの実施について）」

⁷¹ 添付資料 A14-1 「令和 3 年度前期授業に関するアンケート結果」

⁷² 添付資料 A15-1 「令和 3 年度前期自己評価書」

に委ねることとなった。また、従前、全在学生に対して法科大学院への入学目的（現在でも変更ないか）を再確認した上で、どのような学修方法をとっているのか、自己の現在の実力をどのように評価しているのかなどを聞くアンケートを実施していたが、これも書類で集計をするのではなく、担任から学生に対して面談で尋ねるものに変更し、結果は学生カードを用いて教員間で共有することに変更した。

エ 外部研修等への参加

法科大学院協会・文部科学省・法務省主催のシンポジウムや日弁連主催のシンポジウム・研修会・集会など⁷³、外部研修等への参加人数は以下のとおりである。

2019 年度	2020 年度	2021 年度
1 件	1 件	1 件

(3) FD 活動の成果及び成果に結びつかせるための方策・工夫

各回の FD 委員会の審議内容は直後の教授会で報告され、それをもとに議論を行うことにより、問題意識が全教員間で共有されるようにしている。

授業参観のアンケート、学生による授業アンケート、修了生による授業アンケート、自己評価書等の結果は、各教員の授業内容、方法の改善に資するべく、教授会において全教員に配付するなどして専任教員全員に共有されている。

(4) 教員の参加度合い

本法科大学院は専任教員数が 12 人であり、そのうち 8 人が FD 委員となっている。FD 委員となっていない専任教員も、FD 委員会から教授会に上程・報告される事項についての意見交換などによって FD 活動に関与している。

また、上記のように「授業に関するアンケート」や「授業参観のアンケート」等は各教員にフィードバックされ、その成果を各自の授業で実施する施策が行われている。

(5) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(6) その他

特になし。

⁷³ 添付資料 A58 2020 年「オンライン・シンポジウム「コロナ禍におけるリーガル・クリニック教育の実践と課題」2021 年「第 13 回法科大学院教員研究交流集会」

2 点検・評価

FD 活動全般については紆余曲折を経ながらも次第に改善される方向を辿ってきたと評価される。特に、FD 委員会が企画・実施する個々の施策については、従来の踏襲に留まらず、その内容や実施方法について毎年検証し少しずつ改善されていると考える。

本法科大学院の FD 活動の中心は FD 委員会であるが、教員数が少ないことにより、少なくとも専任教員間では FD 活動への関与について全教員の認識が深められていると思われる。非専任教員についても、授業参観が実施されるようになり徐々に FD 活動が浸透してきている。

3 自己評定

B

【理由】 なお改善の余地はあるものの、恒常的に活動している FD 委員会を通じて、絶えず FD 関連の諸問題の把握・分析・解決策検討および必要に応じた教授会への上程や同会での議論がなされており、FD 活動は、質的・量的に見て充実していると認められる。

4 改善計画

教育内容・教育方法の改善に向けた取り組みは、これまでの継続的な活動の蓄積により相応に充実してきており、非専任教員への FD 活動が徐々に拡大しつつある。未修者教育の充実にむけていかなる FD 活動が有効適切であるのか逐次改善検討を行う。

また、今年度から取り組みを開始する「学修達成度評価」について、学生支援委員会との共同で検討し、実施後の結果に係る分析を開始する予定である。

4-2 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（2）〈学生評価〉

1 現状

（1）学生による授業等の評価の把握

ア 授業に関するアンケート

本法科大学院では、学生による授業等の評価の把握の手段として、授業評価アンケートを「授業に関するアンケート」として実施している。

「授業に関するアンケート」⁷⁴は、前期・後期各1回、専任・兼任のすべての教員の科目に実施されている。

アンケートの実施方法は無記名式で行われ、2020年度よりオンライン(TKC)で実施する方法に変更された。

アンケートの内容は、質問項目を5段階で評価するスケール式のものとして授業の良い点と改善点を聞く自由記述式のものからなっている。

スケール式アンケートの項目は、毎年少しずつ改善されてきており、2022年度の項目は以下のとおりである。

アンケート項目

1	授業はシラバスあるいは講義の方針に即して行われているか。
2	教員は授業で教科書や配布プリント・講義レジュメ等を効果的に使用しているか。
3	教員の予習の指示は適切か。
4	教員は効果的に学生の参加（発言等）を促しているか。
5	教員の説明はわかりやすいか。
6	教員は質問や相談に応じてくれるか。
7	この授業は法的思考力の向上に役立つ授業になっていると思うか。
8	この授業1回あたりにどれくらいの予習時間をあてているか。
9	その予習時間内に授業で理解すべき内容を十分に予習できていると思うか。
10	この授業1回あたりにどれくらいの復習時間をあてているか。
11	教員の提供する教材を予習・復習に利用しているか。
12	この授業の内容を十分に理解できていると思うか。
13	この授業に満足しているか。
14	この授業を主にどのように活用しようと考えているか。

回収率は以下のとおりである。

⁷⁴ 添付資料 A13-1 「2021 (R3) 年度 FD 委員会活動報告書（令和3年度授業に関するアンケート・自己評価書回収状況）」

	2019 年度	2020 年度	2021 年度
前期	98.7%	83.3%	87%
後期	97.3%	81.6%	89%

2020 年からのアンケートのオンライン化により回答率が低減したため、回収率向上に向けた施策を検討している。

イ 修了生に対するアンケート

本法科大学院では、従来、当年度に司法試験に合格した修了生に対する個別ヒアリングを実施していたが、2015 年度からは書面によるアンケートを実施している⁷⁵。これは、法科大学院の授業の位置づけ、勉強方法、法解釈適用能力に授業は役立っているか、改善が必要な科目、その他の希望・要望を聞くものである。なお、回収率は以下のとおりである。

2018 年度	2019 年度	2020 年度
100%	100%	100%

ウ 在学生に対する個別ヒアリング

2015 年度からは 1 年次生と 2 年次生全員を対象とした担任による個別ヒアリングを実施することとなった。2020 年度から、さらに担任教員と学生の定期的な面談を制度化したことから、担任の面談中に授業評価に関わる視点が顕出された場合には、学生カードで情報を共有する（匿名を希望する場合には、別途教務担当に告知する）運用に発展させた。

エ 目安箱

法科大学院棟 3 階自習室に学生が法科大学院に対する要望等を投書できる「目安箱」が設置されている。この「目安箱」は、対象事項を限定していないため、設備の問題や、他学生に対する不満等の投書もあるが、授業やカリキュラム等 FD に関する投書があったときは、FD 委員会が検討して、対応している。匿名での申出も可能である。

(2) 評価結果の活用

「授業に関するアンケート」は、集計し⁷⁶、当該データは各担当教員に渡され、また、全 FD 委員にも渡され、FD 委員会での検討資料とされている。

専任教員は、アンケート自体又は集計結果をもとに、自己評価書⁷⁷を作成し、FD 委員会に提出することが義務付けられており、全員が提出している。

⁷⁵ 添付資料 A13-1 「202 (R3) 年度 FD 委員会活動報告書 (修了生に対するアンケートの実施について)」

⁷⁶ 添付資料 A14-1 「令和 3 年度授業に関するアンケート結果」

⁷⁷ 添付資料 A15-1 「令和 3 年度自己評価書」

授業に関するアンケートの集計結果及び自己評価書は、TKC で全教員・学生が閲覧できる状態となっている。

修了生に対するアンケートも同様である。

(3) アンケート調査以外の方法

当該授業の履修生によるアンケート以外にも、修了生によるアンケートや在学生に対する面談によって学生による授業等の評価を把握するようにしている。

(4) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

「授業に関するアンケート」は、内容、実施方法ともに適正であり、さらに、「修了生に対するアンケート」、担当教員による面談、「目安箱」等により、授業に限らない多方面での学生の実情・要望を汲み上げる施策を実施しており、これらの取り組みはいずれも評価できる。

また、これら各種アンケート結果は、FD 委員会において検討され、特に教員間で認識を共有する必要があると考えられる事項については、教授会で報告の上、その改善等に向けて意見交換を行っている点も評価できる。

3 自己評定

A

【理由】「学生による評価」に対する取り組みが真摯になされ、かつ充実しており、また、自己認識アンケートや修了生に対するアンケート、在学生に対する個別ヒアリング、目安箱といった授業以外の学生生活等に関する学生の意識・意向の調査も実施されており、非常に充実している。

4 改善計画

上記のとおり、現在までの取り組みは評価されると考えられるが、個別の施策についてはさらなる改善を検討する予定である。特に、オンライン形式以降の授業アンケートの回収率の向上に向けた取り組みなどの検討を継続する。

第5分野 カリキュラム

5-1 科目構成(1)〈科目設定・バランス〉

1 現状

(1) 開設科目⁷⁸

2020年度、2022年度に以下のようにカリキュラムを改正し、現状の開設科目は基本データ表(15)のとおりである。

2020年度には、司法試験の選択科目に相当する科目として、展開・先端科目の「倒産処理法Ⅰ」・「倒産処理法Ⅱ」、「国際私法Ⅰ」・「国際私法Ⅱ」、「国際公法」、「経済法」、「環境法」、「労働法」・「労働法演習Ⅰ」・「労働法演習Ⅱ」、「租税法」、「知的財産法」を選択必修科目(「国際公法」及び「知的財産法」を新設)として開設し、これらの科目から4単位以上を修得しなければならないようにした。

2022年度には「ハラスメント問題の法律実務」及び「要件事実論」を開設した。

(2) 履修ルール⁷⁹

ア 2020年度以降入学者については、修了要件単位数を98単位以上とし、各科目群の必要単位数および各年次で履修できる科目群別の単位数を次のとおりとしている。

(ア) 各科目群の必修単位数

〈法律基本科目群〉

必修科目 56 単位及び応用科目の選択科目 6 単位以上

〈法律実務基礎科目群〉

必修科目 9 単位及び選択科目 2 単位以上

〈基礎法学・隣接科目群〉

選択科目 4 単位以上

〈展開・先端科目群〉

選択必修科目 4 単位を含む 12 単位以上

〈科目群にかかわらず全ての選択必修科目及び選択科目〉 9 単位以上

(イ) 各年次で履修できる科目群別の単位数

1 年次 法律基本科目 28 単位(必修)、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目 8 単位(選択)。さらに、法律基

⁷⁸ 添付資料 A3 「法科大学院学修ガイド 2022」

⁷⁹ 添付資料 A3 「法科大学院学修ガイド 2022」

本科目の選択科目 4 単位を履修することができる。

- 2 年次 法律基本科目 22 単位 (必修)、法律実務基礎科目 7 単位 (必修)、法律基本科目の応用科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目 7 単位 (選択)
- 3 年次 法律基本科目 6 単位 (必修)、法律実務基礎科目 2 単位 (必修)、法律基本科目の応用科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目 28 単位 (選択)

イ 2018 年度、2019 年度入学者については、修了必要単位数を 98 単位以上とし、各科目群の必要単位数を次のとおりとしている。

(ア) 各科目群の必修単位数

<必修科目>65 単位

法律基本科目 56 単位

法律実務基礎科目 9 単位

<選択科目>33 単位以上

ただし、法律実務基礎科目 (2 単位以上を含む)、基礎法学・隣接科目 (4 単位以上含む)、展開・先端科目から 24 単位以上が必要

(イ) 各年次で履修できる科目群別の単位数

- 1 年次 法律基本科目 28 単位 (必修)、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目 8 単位 (選択)。さらに、法律基本科目の選択科目 4 単位を履修することができる。
- 2 年次 法律基本科目 22 単位 (必修)、法律実務基礎科目 7 単位 (必修)、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目 7 単位 (選択)
- 3 年次 法律基本科目 6 単位 (必修)、法律実務基礎科目 2 単位 (必修)、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目 28 単位 (選択)

(3) 学生の履修状況

基本データ表(16)のとおりである。

なお、前年度の修了者に適用される履修ルールは、上記 5-1-1 (2) のとおりである。

(4) 科目内容の適切性

法律基本科目群、法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群にそれぞれ配置されている各科目の内容は、教務調整運営委

員を委員長とする教務委員会においてその適切性を検証し、必要に応じて教授会においてカリキュラム改正の手続きを開始している。

前回の認証評価における指摘を受け、従来法律実務基礎科目群とされていた「判例講読」については、2019年度から法律基本科目群に移した。また、未修者教育充実の見地から、「法情報調査演習」に法文書作成の基礎の学修を取り入れた「法情報・法文書入門」を開設した。

さらに、専門職大学院設置基準の改正を機に、カリキュラムの見直しを行い、2020年度から以下のとおりカリキュラム改正を行い、展開・先端科目群に司法試験の選択科目である「知的財産法」と「国際公法」を新設し、法律基本科目について基本科目と応用科目に分け、一部の科目につき、科目名の変更を行った。具体的には、以下のとおりである。

ア 科目名から取り扱い分野を明確にすることを目的とする変更

統治機構論→憲法Ⅰ（統治機構論）

基本的人権論→憲法Ⅱ（基本的人権論）

行政過程論→行政法Ⅰ（行政過程論）

行政救済論→行政法Ⅱ（行政救済論）

会社法Ⅰ→会社法Ⅰ（企業統治）

会社法Ⅱ→会社法Ⅱ（企業金融）

刑事法Ⅰ→刑法Ⅰ（総論）

刑事法Ⅱ→刑法Ⅱ（総論・各論）

刑事法Ⅲ→刑法Ⅲ（各論）

刑事手続論Ⅰ→刑事訴訟法Ⅰ

刑事手続論Ⅱ→刑事訴訟法Ⅱ

刑事法演習Ⅰ→刑法演習

刑事法演習Ⅱ→刑事訴訟法演習

イ 応用科目であることを明確にすることなどを目的とする変更

憲法演習→憲法演習Ⅰ

憲法訴訟論→憲法演習Ⅱ

行政法演習→行政法演習Ⅰ

行政手続・行政訴訟論→行政法演習Ⅱ

商法演習→商法演習Ⅰ

特別会社法を廃止し、商法演習Ⅱを新設

ウ 司法試験の選択科目であることを明確にする目的での変更

国際私法→国際私法Ⅰ

国際取引法→国際私法Ⅱ

労働紛争の実務→労働法演習Ⅰ

展開・先端系演習Ⅰ→労働法演習Ⅱ

さらに、2022年度には、展開・先端科目群に「ハラスメント問題の法

律実務」及び法律実務基礎科目群に「要件事実論」を新設した。

(5) 特に力を入れている取り組み

「エクスターンシップ」や「リーガル・クリニック」の科目を設けるなど理論と実務の架橋に力を入れている。また、2年次後期から法律実務基礎科目を履修することで、法適用を訴訟という形で実践する経験を通して実体法と手続法双方の理解を深める工夫をしている。

(6) その他

2016年度より長期在学履修者を対象とする夜間コースを設け、現在も継続している。

2022年度より司法試験の在学中受験の受験資格を得ることができるカリキュラムを創設した。具体的には、一定基準以上の優秀な成績が見込まれる学生につき、2年次の履修単位の上限を44単位とし、通常3年次の必修科目である法律基本科目・応用科目の「総合演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を前倒し履修し、通常2年次の必修科目である法律実務基礎科目の一部を3年次に後倒し履修する「司法試験在学中受験プログラム」⁸⁰である(2021年度入学生より適用)。なお、このプログラムの創設によっても、非プログラム履修生のカリキュラムに影響を与えないように工夫されている。

2 点検・評価

授業科目は、法律基本科目群、法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群のすべてにわたって授業科目を開設しており、法律基本科目に過度に偏った設定とはなっておらず、全体として4科目群においてバランスのとれた科目が設定され、さらに各科目群の学年配当と履修上限単位の設定により、学生の適切な履修が確保されている。

なお、司法試験の選択科目8科目すべてが設置されている。しかし、学生数が減少する状況下で履修希望者が少人数になることもあり、未開講の科目も出ている。

以上により、評価基準として設定されている、「法律基本科目48単位以上(そのうち、基礎科目30単位以上、応用科目18単位以上)」、「法律実務基礎科目10単位以上」、「基礎法学・隣接科目4単位以上」、「展開・先端科目12単位以上(そのうち、選択科目4単位以上)」の要件はすべて満たしている。

3 自己評価

B

⁸⁰ 添付資料 A5-35「法科大学院の司法試験在学中受験プログラムに関する内規」、A59「法科大学院の司法試験在学中受験プログラムに関する申し合わせ」(令和3年度11月7日教授会資料)

【理由】本法科大学院では、法律基本科目群、法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群および展開・先端科目群のすべてにわたる授業科目がバランスよく開設されており、また、学生の履修についても、全体として4科目群すべてにおいてバランスのとれた適切な履修が確保されていると考えられる。

4 改善計画
特になし。

5-2 科目構成(2)〈科目の体系性〉

1 現状

(1) 科目開設の体系性

ア 体系性に関する考え方、工夫⁸¹

ディプロマ・ポリシーに基づくカリキュラム・ポリシーに沿って、カリキュラムが展開されており、法曹に必要なマインド・スキルを養成できるようになっている。具体的には、以下のとおりである。

カリキュラムは、基本的には、まず、1年次では主として実体法の基礎知識を修得し、2年次では訴訟法の基礎知識と実体法・訴訟法を通じた応用能力を養成し、さらに3年次では法的思考力を総合的に養成するという段階的な構成をとっており、各科目は、法曹実務家として求められる能力を効果的かつ効率的に修得することができるよう有機的に結びついている。

具体的には、1年次において、憲法、民法、刑法といった法律基本科目を中心としつつ、判例の読み方を学修する「判例講読」、法情報の収集方法や法文書作成の基礎を学ぶ「法情報・法文書入門」といった入門的科目を置き、後期には2年次にまたがる科目として、行政法と民事訴訟法を必修科目として配置している。ここでは、これらの科目の基礎的知識を単に知識として覚えるのではなく、現実の事案を解決する道具として応用することができるようになることを目指している。

2年次においては、法律基本科目として、民事訴訟法、刑事訴訟法を配置するとともに、具体的事案を適切に解決する能力を養成すべく、法律基本科目として、必修科目の民法演習のほか、憲法、行政法、刑法、商法および民事訴訟法の演習(応用科目)を選択科目として配置している。また、基本的な法律科目の中でも発展的意味合いの強い科目である商法もこの年次に配置している。実務系科目については、必修科目として法曹倫理を配置するとともに、理論と実務を架橋する科目として民事実務基礎論および刑事実務基礎論・刑事実務演習を必修科目として配置している。このうち刑事実務演習においては、豊かな経験を持つ実務家教員の指導の下で模擬裁判を行う。また、現代的問題を解決するために必要な専門的知識や能力を修得すべく、多様な展開・先端科目を配置している。

3年次では、実務法曹に求められる法的思考能力を総合的に修得し、かつその習熟度を評価するために、3年間の総まとめとして、総合演習Ⅰ(民事法)、総合演習Ⅱ(公法)、総合演習Ⅲ(刑事法)を必修科目として配置している。また、必修科目として配置している民事実務演習においては、

⁸¹ 添付資料 A3「法科大学院学修ガイド 2022」3～4 頁、添付資料 A31「法曹実務研究科(法科大学院):人材養成および教育研究上の目的/三つのポリシー」

豊かな経験を持つ実務家教員の指導の下により生の民事事件に近い教材を用いて模擬裁判を行う。さらに、より実践的専門的能力を養成するために、法曹実務や自治体法務などの現場を経験する「エクスターンシップ」や「リーガル・クリニック」（選択科目）を配置している。

イ 関連科目の調整等

授業科目および担当者等の決定に際して、教務調整運営委員が主体となって各系列（民事系、刑事系、公法系）において、授業科目の効果的かつ効率的な履修が可能となるように、調整を行っている。時間割編成に際しては、受講生の予習・復習の時間確保を図るため、1日に法律基本科目の必修科目を3つ以上受講することがないように、また、選択科目の受講に関しても、受講対象学年等に配慮をして、科目配置を行っている。⁸²

応用科目については、基礎科目を学修した後に、履修できるように設置し、科目によっては3年次前期にも応用科目（「憲法演習Ⅱ」など）を置き、継続的な学修を行い、3年次後期の総合演習で集大成の学修ができるように考慮している。

法律実務基礎科目の必修科目の多くが2年次後期に設置されているが、これは、特に手続法については、実践的な授業により理解を深めることが学修上有効であると考えからである。

(2) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(3) その他

特になし。

2 点検・評価

本法科大学院のカリキュラム編成は、学生が基礎から応用へと段階的に学修できるように工夫されており、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目が体系的かつ適切に開設されていると考える。また、時間割編成においても、学生の負担を考え、必修科目の重複をできるだけ避け、また学生が希望する選択科目を履修しやすくするなどの工夫をしている。

3 自己評定

B

【理由】本法科大学院のカリキュラム編成は、授業科目については、体系的

⁸² 添付資料 A18 「時間割表【2021 (R3) 年度後期・2022 (R4) 年度前期・後期】」

かつ適切に開設されており、また時間割編成においても、学生の自学自習を十分可能とする配慮がなされていると考えられる。

- 4 改善計画
特になし。

5-3 科目構成 (3) <授業科目の開発, 教育課程の編成及びそれらの見直し>

1 現状

(1) 教育課程連携協議会の設置状況⁸³

福岡大学法科大学院教育課程連携協議会規程に基づき、2019年4月1日に設置された。その役割は、福岡大学法科大学院関係資料等に基づき、法科大学院における授業科目の開発及び開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項、ならびにその実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項を審議し、学長及び法科大学院教授会に意見を述べることである。構成員は、福岡大学法科大学院院長、福岡大学法学部教授、弁護士2人、福岡市役所総務企画局行政部法制課課長となっており、法曹実務家、自治体の立場からの意見を取り入れるように配慮している。

(2) 教育課程連携協議会の活動内容

本協議会の開催頻度について、産業界等との連携により授業科目の開発等を行う目的に鑑みて、本学法科大学院のカリキュラム編成時期が11月となるため、その前の9月～10月に次年度開講科目について意見を聴取する機会を設けること、4月～5月に、自治体との連携をどのように行うかについて検討する機会を設けることから、秋に1回、春に1回の定例会を開催している。

2019年度第1回協議会⁸⁴では、初回であるため、協議会の設置目的を説明し、学修ガイド、ガイドブック、認証評価結果報告書、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」報告書および審査結果に基づき、本学法科大学院の現状説明を行い、質疑応答が行われた。入学者を増やすために、福岡大学の特徴(中小企業の経営者に卒業生が多いこと、ワンキャンパスで教員との距離が近く、生活しやすいことなど)を生かしたアピールが必要ではないか、学部生に対し、早い時期から「早期履修制度」を周知する必要があるのではないかなどの意見が出された。また、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」の取組③(地域に根ざした法曹を輩出するために、学生に九州・山口における地域の実際の法律問題を扱う法律実務の現場を体験させて地域で活動する弁護士を増加させるほか、地域の企業や自治体において活躍する人材を輩出することを目指す取組)に関し、唐津市や佐賀市などと広がりをもって連携すればどうかという意見が出された。

2019年度第2回協議会⁸⁵においては、法科大学院において開講している授業科目の種類、配置、内容などについて審議し、1学年10人程度の学生数であるので、モチベーションを高めるために全員個別指導をし、その能力

⁸³ 添付資料 A5-9 「教育課程連携協議会設置規程」

⁸⁴ 閲覧資料 A6-7 「教育課程連携協議会議事録(2019年度第1回教育課程連携協議会議事録)」

⁸⁵ 閲覧資料 A6-7 「教育課程連携協議会議事録(令和元年度第2回教育課程連携協議会議事録)」

を伸ばした方がよいとの意見が出された。また、モチベーションを高めることについては、法律事務所体験を通して心が動く、又は、心に響く体験をすることが非常に有効であるとの意見が出された。さらに、コンピュータ関係は『法と情報』が設置されているようであるが、コンピュータがなければ判例検索ができないこともあり、コンピュータを利用した法情報の獲得、収集方法の知識がさらに必要になるとの意見が述べられた。

2020年度は、コロナ禍のため、春の協議会は開催されず、秋の1回のみで開催となった。本協議会⁸⁶においては、カリキュラム改正及び福岡県弁護士会から派遣される弁護士が担当し、他大学法科大学院との連携科目となっているロールーム科目についての説明が行われた上で、授業科目及びその内容等について検討がなされた。弁護士からは、『高年齢・障がい者問題』は、特に高齢者問題は弁護士が勉強しておかなければならない一分野であると感じている。この分野は、民法、家事事件手続法、家族法、相続法、消費者法など種々の法律をもとに考えなければ対応できないためモチベーションが高まる。高齢者の問題は、基本的に法律を十分に理解していなければ解決できないことがよく分かる。」との意見が出された。また、自治体職員からは、高齢者や障がい者等の諸問題について、訴訟に発展した場合に対応できるような幅広い法律の知識や能力のある方は、自治体で活躍できる場があると思うので、自治体の仕事についても検討していただきたいとの意見が出された。さらに、法学部教授から、「法科大学院が開設された際に法務に強い弁護士を養成する構想があり、派遣検事や派遣裁判官に授業を数回共同担当いただくことにより実務に繋がっていた。今は司法試験の勉強のみに特化しているように思われる。法務に触れることにより実体がよくわかると思う。単に講義を聞いて教科書に沿って解釈するよりも、実際に法務において問題となっていることを勉強すると、条文や理論が理解できるようになる。」との意見が述べられ、弁護士からも、「実際の生活の場での諸問題について勘が働くようになると、理論的な勉強に興味を持ち、より理解できるようになるのではないか。」との意見が述べられた。

(3) 授業科目及び教育課程の見直し等について

2020年度第1回協議会の審議内容を踏まえ、2020年度第1回教務委員会において授業科目についての検討が行われた⁸⁷。同協議会において指摘された「高年齢・障害者問題」の重要性に鑑み、この問題に関連する科目である、「社会保障法」、ロールーム科目として存在する「高年齢・障がい者問題」につき、履修指導において、その重要性を学生に説明し、受講を勧めるようにすることとした。

⁸⁶ 閲覧資料 A6-67 「教育課程連携協議会議事録（令和2年度第1回教育課程連携協議会）」

⁸⁷ 閲覧資料 A6-9 「教務委員会議事録（令和2年度第1回教務委員会）」

また、2021年度第1回教育課程連携協議会⁸⁸を受けて、2021年度第2回教務委員会で議論を重ね、2022年度に同協議会で指摘されたジェンダー問題も取り入れた「ハラスメント問題の法律実務」を開設した。さらに、実務家の授業の有意義性の指摘を受けて、同年度に、元裁判官が担当する新たな法律実務基礎科目として、「要件事実論」を開設した。

(4) 特に力を入れている取り組み
特になし。

(5) その他
特になし。

2 点検・評価

各回の協議会において出された意見について教授会で報告を受け、教務委員会で具体的な検討を行い、授業科目の新設、学生への履修指導などの対応を行っている。しかし、司法試験科目選択科目の4単位以上履修の義務化、法律基本科目・応用科目の18単位以上履修の義務化などで学生が展開・先端科目を選択する余裕が少なくなっていること、学生数が少なく、授業科目を増やしても受講者を確保できずに閉講せざるを得ないことも多いことから、なかなか展開・先端科目の授業科目を新設できないのが現状である。

3 自己評定 B

【理由】本法科大学院では、授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直し、法曹を取り巻く状況の変化を踏まえ、教育課程連携協議会の意見を勘案した上で、適切な体制を整えて実施されている。

4 改善計画 特になし。

⁸⁸ 閲覧資料 A6-7 「教育課程連携協議会議事録（「令和3年度福岡大学法科大学院教育課程連携協議会（メール会議）において提出いただいたご意見）」

5-4 科目構成(4)〈法曹倫理の開設〉

1 現状

(1) 法曹倫理を教育内容とする科目の設置状況

「法曹倫理」は、法律実務基礎科目として位置づけられ、必修科目(2単位)として、2年次後期配当の科目として設定し、評価方法も定期試験を採り入れている。弁護士倫理を中心とするが、裁判官倫理、検察官倫理についてもその特質を理解させる必要性から、各々の実務家(弁護士、元裁判官および元検察官)が授業の一部を担当している。

(2) 特に力を入れている取り組み

具体的な事案において倫理規範に基づいた適切な判断ができることという到達目標を達成するために、授業においては、主として、具体的設例を挙げてプロブレム・メソッドでディスカッション等を通じて学生自身が法曹倫理について考えてもらうようにしている。

(3) その他

特になし。

2 点検・評価

法曹倫理の開設状況、科目内容について、特に問題はない。

3 自己評定

適合

【理由】法曹倫理が必修科目として開設されており、その授業内容も適切であると考えられる。

4 改善計画

特になし。

5-5 履修（1）〈履修選択指導等〉

1 現状

（1）履修選択指導についての考え方

本法科大学院における教育の特徴は、知識の詰め込みではなく、知識を用いて最善の解決方法を考える力を修得することを重視するところであり、このような力を基本から応用へと段階的に修得することができるようにカリキュラムを編成していることから、履修指導に当たっては、まずはこのような教育方針を学生に十分理解してもらうよう説明している。さらに、実務法曹に求められる基礎的能力を養成するためには、「理論と実務の架橋」を理念とした教育を体系的かつ有機的に展開することが必要であることから、いわゆる臨床科目の重要性を強調するとともに、選択科目、とりわけエクスターナシップについても積極的に受講するよう学生に指導している。

（2）学生に対する指導や働きかけ等の工夫

ア オリエンテーション、ガイダンス等

入学予定者に対しては、入学前に行われる3月上旬のガイダンスにおいて、カリキュラム等を掲載した法科大学院学修ガイドを配付（欠席者には送付）し、本法科大学院のカリキュラムの概要を説明し、学生がそれぞれどのような科目を選択し、どのように履修していくべきかを具体的に示し、シラバス（本学法科大学院ホームページから入学予定者でも閲覧することができる。ただし、入学前は前年度分のシラバス閲覧のみ可能。）を熟読の上、科目を選択するよう指導している。また、入学式後の新入生オリエンテーションの際に、新入生全員に対して、科目登録ガイダンスを実施し、本法科大学院カリキュラムの基本的構造を説明し、さらに、教務調整運営委員が、学生個々人の履修届をチェックし、科目選択に問題があると思われる学生については面談し、カリキュラムの組み立て、科目内容について説明するなどの履修選択指導を行っている。1年次生については、1年間の必修科目が14科目（28単位）あるため、その他の科目の選択の余地は限られているが、選択科目の中で、「法情報・法文書入門」、「判例講読」、「法律基本演習」、「刑事訴訟法入門」、「裁判制度概論」は法学未修者にとって有意義な科目であることから、できるだけ履修するように指導している。

在学生に対しては、学修ガイドを3月上旬に配付し、Webでシラバスを公開した上で、3月下旬に履修登録説明会を実施し、科目間の関連、当該科目の履修のために前提となる知識・能力等、履修上の注意事項について説明している。

これらのことから、受講生が希望する履修選択の機会は十分確保されているといえる。

イ 個別の学生に対する履修選択指導

定期試験の成績発表後、すべての専任教員が研究室に待機し、科目ごとの試験結果、今後の履修科目や学修方法等に関する相談に応じ、その際、履修選択指導も行っている。

2021年度から、前期成績発表後及び後期成績発表後において、担任による個人面談を実施し、履修選択指導を含めた指導を行っている。

上記以外にも、担任の教員および教務調整運営委員が、随時学生からの個別の相談に応じて指導を行っている。

ウ 情報提供

毎年4～5月にかけて、福岡県弁護士会の主催により、本法科大学院修了の弁護士の講演会を実施しており、法曹の実際の仕事を踏まえて法科大学院での学修方法等に関する情報提供をしてもらっている⁸⁹。また、9～10月にかけて、司法試験合格者による報告会を実施して身近な上級生から合格へ至る体験談を話してもらっている。

エ その他

非常勤講師の担当科目で、履修希望者が1人しかいない場合は、原則として閉講としているので、履修希望者が1人である場合は、その者とよく話し合い、他の科目を履修するように指導している。ただし、司法試験の選択科目にするなど特に理由がある場合は、非常勤講師と協議の上、開講するようにしている。

(3) 結果とその検証

ア 学生の履修科目選択の状況

学生の履修科目の選択については、おおむね適切に行っていると考えられる。なかでも1年次の「判例講読」は選択科目でありながら、判例を論理的に正確に読む力を養成するという法学未修者には極めて有意義な科目としてできるだけ履修するよう指導している結果、2022年度までのところ1人を除いてすべての学生が履修している（履修しなかった1人は他大学法科大学院修了者であり、実質的に未修者とは言えない学生である。）。他方、3年次配当の臨床系の選択科目（特にエクスターンシップ）については、一時期、選択する学生が減少する傾向がみられたが、2022年度は、多くの3年次生が履修した。

⁸⁹ 添付資料 A60 「福岡県弁護士会出前講座（若手弁護士講演会）関係資料」

イ 検証等

学生の履修科目選択の状況については、各学期の開始時に教授会に報告して情報を共有している。

(4) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(5) その他

2015年度から、若手弁護士をチューターとして採用し、学生からの科目履修についての相談も受けてもらっている。

2 点検・評価

本法科大学院では、入学予定者、新入生および在学生に対して、オリエンテーションや説明会において、カリキュラムの基本的考え方、科目間の関連、当該科目を履修するに必要な事項、その他履修上の注意事項について説明しており、また、担任教員や教務担当の運営委員による個別的な履修選択指導も実施されており、履修科目の選択に必要な情報が適切に学生に提供される体制が整備されていると考えられる。また、履修指導を受けて、学生の実際の履修選択も適切に行われていると考えている。

3 自己評定

B

【理由】本法科大学院の履修指導においては、オリエンテーションや説明会だけでなく、担任教員や教務調整教員による個別的な指導を含めて、履修科目の選択に必要な情報が適切に学生に提供されるように実施されていると考えられる。

4 改善計画

特になし。

5-6 履修(2)〈履修登録の上限〉

1 現状

(1) 各学年の履修科目登録の上限単位数

1年間における履修登録することができる単位数の上限は36単位である。

1年次では、法律基本科目28単位が必修科目であり、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、法律基本科目の選択科目から8単位を選択できる。ただし、法律基本科目の選択科目を履修登録する場合には40単位まで登録することができる。

2年次では、法律基本科目22単位、法律実務基礎科目7単位が必修であり、法律基本科目・応用科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目から最大7単位まで選択することができる。

3年次では、修了要件単位数との関係で、1・2年次において、上限単位まで修得した学生でも、22単位以上修得することが必要となるが、法律基本科目6単位、法律実務基礎科目2単位が必修であるため、法律基本科目・応用科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目から14単位以上を履修する必要がある。

また、法学既修者の第2年次においては、学則別表第2に掲げる科目のうち、未認定科目の6単位を履修する場合には42単位まで登録することができる。

(2) 法学未修者教育の充実の見地からの履修単位数増加の有無

1年次においては、2014年入学生から、法律基本科目の選択科目4単位を履修登録する場合には40単位を上限として登録することができることとした。その対象となる科目として、「判例購読」、「法律基本演習」、「裁判制度概論」および「刑事訴訟法入門」を開設している。「裁判制度概論」は、裁判制度の基本的知識を修得し法曹の意義と役割を具体的に理解させるとともに実務法曹を目指すモチベーションをさらに高めることを目標とする点において、また、「刑事訴訟法入門」は、刑事訴訟法の2年次からの本格的な授業の導入科目である点において、いずれも法学未修者教育の充実の観点から適切な授業科目であると考えている。

(3) 法学既修者についての履修単位数増加の有無

法学既修者についての履修単位数の増加はない。なお、法学既修者の2年次においては、未認定科目の6単位を履修登録する場合には42単位まで登録することができる。また、法学既修者の3年次においては、44単位を上限として登録することができる。

(4) 認定学生等についての履修単位数増加の有無

2022 年度より、「司法試験在学中受験プログラム」の履修生については、在学中受験資格が得られるように、2 年次の上限を 44 単位とし、法律基本科目・応用科目の必修を 6 単位加え、さらに、司法試験の選択科目である展開・先端科目から 4 単位、法律基本科目・応用科目から 6 単位を選択することができるようにしている。

(5) その他年間 36 単位を超える履修の有無

1 年次生において、法律基本科目の選択科目 4 単位を履修登録する場合には 40 単位を上限として登録することができる制度を生かし、2022 年度から、法律基本科目・応用科目のうち「憲法演習 I」、「民法演習 IV」、「刑法演習」を 1 年次から履修できるようにし、司法試験在学中受験プログラムの履修を目指す学生が、法律基本科目・応用科目を 1 年次から履修できるようになった。

(6) 無単位科目等

学修支援のため、専任教員が授業時間以外に別途時間帯を設けて、授業のフォローアップを中心とした、学生の任意参加の「教科指導」を行っている。

これは、授業を補完するものではなく、さらなるレベルアップを目指す学生に対する指導という位置づけであり、参加を義務付けることなく、履修しないことで正規科目において不利が生じないようにすべきことは教員間で共通認識としている。

また、学生が主体的に参加するかどうかを決めることができるように、「教科指導」についてもシラバスを作成し、いつでも閲覧できるようにしている。さらに、「教科指導」で用いた資料は、参加していない学生でも TKC で閲覧できる。

「教科指導」の実施状況および指導内容については、「教科指導一覧」⁹⁰参照のこと。

(7) 補習

学生が任意に参加する自主ゼミに教員が学生の要望により参加することはあるが、教員が学生に参加を義務付けて指導するような補習は実施されていない。

(8) 特に力を入れている取り組み

特になし。

⁹⁰ 添付資料 A61 「2022 (令和 4) 年度教科指導体制一覧」

(9) その他

特になし。

2 点検・評価

履修登録単位数の上限は、すべての学年において原則 36 単位（1 年次および 2 年次の法学既修者等に関する例外、及び在学中受験プログラムにおける例外は上述のとおり）であり、これは評価基準に定める限度の範囲内であり、問題はない。

3 自己評定

適合

【理由】履修単位数の上限は、評価基準に定める限度の範囲内であり、適切であると考えられる。

4 改善計画

特になし。

第6分野 授業

6-1-1 授業(1)〈授業計画・準備〉

1 現状

(1) 授業計画・準備

シラバスの到達目標につき、学生にとって到達可能で、かつ、可能な限り、到達の度合いが客観的に測定できるような目標を設定するように求めている。また、①一文ずつ箇条書きで記載すること、②学生を主語とし、学生が分かり易い表現で記載すること（良い例と悪い例を具体的に示している。）、③学生が自己評価を行いやすいような記述を心がけること、④本学法科大学院のディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを参考にして、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の各科目群の別、講義科目、演習科目、臨床科目などの別、1年次、2年次、3年次の配当年次別に相応しい到達目標を記載することを指示している。

成績評価基準については、学生の学習の進捗・達成度等を、到達目標に照らしてどのように測定し、評価するのか、具体的な基準を記載するように指示し、複数の評価方法で達成度を総合的に判定する場合でも、それぞれどのような基準で評価するのかを、可能な限り記載するように指示している。

授業の内容についても、キーワードを示すことなど具体的かつ詳細に記載事項について指示している。

2021年度分からWebシラバスに移行することとなり、全学的なシステムの関係上、3月中旬頃に公開している。ただし、選択科目の履修を検討したり予習したりする上で必要な情報（新規開講科目のシラバスや授業計画概要、科目担当者が変更した場合の指定教科書）については、もっと早い時期に伝達することとしている。

シラバスと実際の授業内容に乖離がないかどうかは、授業アンケートによって確認しているが、乖離はほとんど確認されてない。

なお、多くの科目については、遅くとも授業の1週間前に配付するレジュメや講義資料などにおいて、直近の授業に関して予習すべきテキストの該当箇所や判例等について具体的な指示をしており、学生が十分な予習のもとに授業に臨むことができるような体制をとっている。

(2) 教材・参考図書

シラバスに担当教員が明示しているほか、追加分はTKCで学生に周知している。

(3) 教育支援システム

本法科大学院は、コンピュータネットワークを利用する TKC により授業のレジュメや資料等を配付することができるシステムを構築している。授業資料の配付や授業情報の伝達は、主に TKC を用いて行われている。2020 年度、コロナ禍の下、オンライン授業を行ったことにより、TKC の利用が促進され、2021 年度以降は、ペーパーレスの観点から原則として授業資料の配付は TKC によって行うことになっている。

(4) 予習指示等

ほとんどの科目のレジュメや講義資料は、TKC を用いて配付されており、多くの授業科目については、授業 1 週間前に入手できるようになっている。また、科目の中には、数回分がまとめて配付されているものもある。

各授業で達成すべき目標は、シラバス以外では、一部の科目で「予習・復習の目安」などを配付して示したり、レジュメで示したり、授業の冒頭で示したりしている。

(5) 到達目標との関係

法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえて、各々の開講科目における「到達目標」を個別・具体的にシラバスに示している。そして、教員に対し授業計画は、その到達目標に対応したものであることを要求している。

授業で取り上げる部分と自学自修に委ねる部分の選択は、各担当教員によって行われているが、その選択の考え方や自学自習の方法は、各担当教員から授業時あるいは事前の予習指示文書によって伝えられている。

授業計画が到達目標に対応したものであるかどうかは、シラバスチェック（教務調整運営委員会を中心にシラバス点検者が選出され、全科目のシラバスの記載事項について、複数の教員により点検作業を実施する。）によって確認することにしており、上記 2 点が実際機能しているか否かについては、授業アンケートによって確認している。

(6) 特に力を入れている取り組み

授業計画の策定、授業の準備の徹底については、シラバス作成についての適切かつ詳細な説明を行い、必要に応じて適宜それぞれの教員の担当科目の特性等を踏まえて意見交換を行い、より良い計画を立て、より効果的な準備を行うように努めている。

(7) その他

特になし。

2 点検・評価

各授業科目のシラバスは、学生が授業準備を行うために有効な事項が記載されており、学生の授業準備に十分資するものとなっている。授業計画および授業方法等も、ほぼシラバスに記載されたとおりに実施されていると考えられる。

3 自己評価

B

【理由】 授業は法科大学院の学生が修得すべき内容を踏まえて適切に計画され、その計画に基づいて適切に準備が行われている。

4 改善計画

特になし。

6-1-2 授業（2）〈授業の実施〉

1 現状

（1）授業の実施

ア 科目毎の教育内容の適切性

法律基本科目については、別紙2のとおり。

イ 授業全般の実施状況の適切性

（ア）教育内容

授業のカリキュラムとしては、法的思考力の修得をした上で、実務基礎能力の養成を行い、更に実践的教育の展開を図るよう、学修を組み立てている。それを実現するために、法律基本科目を担当する研究者教員と実務の基礎および臨床法学を担当する実務家教員とが連携して、講義や演習を提供するよう協力体制の構築を目指した取り組みが進められている。今年度の科目としては、「行政法Ⅱ（行政救済論）」、「民法演習Ⅰ」、「民法演習Ⅱ」、「民法演習Ⅲ」でこの試みがなされている。また、2年次前期配当の法律基本科目である「刑事訴訟法Ⅰ」「刑事訴訟法Ⅱ」を担当する実務家教員が、2年次後期配当の法律実務基礎科目である「刑事実務基礎論」「刑事実務演習」をも担当することによって、前期で学修した理論を後期で実践することにより、より理論に対する理解を深めることができるようにしている。また、法律基本科目では、自学自修に委ねた部分を法律実務基礎科目では具体的に取り上げるなど授業内容の調整も容易になっており、お互い補完しあう関係となっている。これは、法律基本科目である「民事訴訟法Ⅰ」「民事訴訟法Ⅱ」「民事訴訟法Ⅲ」と法律実務基礎科目である「民事実務基礎論」「民事実務演習」においても同様である。

そのほか別紙2の各分野についての報告書に記載したように、各科目の目的、特性に考慮して、その科目に適した授業内容を構築している。このように、ほぼすべての科目において、適切な授業が行われている。

（イ）授業の仕方

すべての授業科目で双方向性・多方向性を意識した学修の提供を行っている。その際に、受講生の予習状況を確認しながら段階的に質問をすることで、当該受講生だけでなく、受講生全体の学修進度を確認しつつ、必要に応じて質問に対する回答の構成をする上でのヒントとなるようなアドバイスをすることで、自分で考える力の醸成に寄与するような授業方法が構築されている。

レジュメを事前に配付することで予習の範囲を十分に把握させ、その際に必要な教材等を明確に提示することで、受講生の準備を万全た

らしめるよう努めており、法律未修者である受講生でも授業が効果的になるよう工夫されている。また、授業用レジュメや予習用レジュメに重要な部分について設問を示し、予習としてそれを調べてくるように指示するなどしている。

また、演習科目では、学生が作成したレポートや答案を元に議論を行い、理解を深めるなどしている。答案については、コメントを書き込んで今後の学修に役立たせるとともに、詳細な解説と講評を公開し、その中でも重要な点については授業中に言及している。また、毎回具体的な事例を学生が中心になって図式などを用いてボードに記載し、かつ、説明するなど、全員参加型の授業を行っている科目もある。

各教員の授業を相互に参観し、より良い方法を探るために、意見交換を行っており、常に授業の仕方の向上に努めている。

(ウ) 学生の理解度の確認

すべての授業において、適切かつ効果的な双方向性での学修が提供されていることから、学生に対する質問とそれに対する応答を通じて受講生の理解度の確認ができているが、それ以外にも各教員がそれぞれ工夫をして、小テストを実施したり中間テストを実施したりすることで、より正確な理解度の確認が行われている。

2020年度にコロナ禍でオンライン授業となり、対面での小テストや中間テストの実施が困難となった時期にも、各教員がチャット機能を用いるなど工夫して小テストを実施したり、中間テストの代替としてレポートを作成させたりし、理解度の確認に努めた。

(エ) 授業後のフォロー

法律基本科目を担当する教員は、講義内容のフォローアップの意味も含めて、「教科指導」という科目を設定して、時間割に組み込むことで、必要な授業後のフォローを行っている。これと併せて、「オフィスアワー」を設け、また、その時間以外でも、学生の要望に応じて、対面やメールで質問に対応するなど適切な対応ができている。

一部の科目では、提出されたレポートや中間テストの答案の添削指導が細やかになされ、解説の配付などが行われている。定期試験についても、答案のコピーが返却されており、科目によっては答案に細かな添削がなされ講評や採点内容も配付されている。そして、個々の論点の解説だけでなく、特にテキストのどこを見るべきか、判例をどう読むべきか、など今後の学習方法についても指導をしている。その他学生が自主的にレポートや答案を作成してきたのに対し、添削指導するなどの対応をしている。

科目担当以外の教員を、チューターとして配置し、学修全般にわたったフォローアップ指導を行っている。またアカデミック・アドバイザー

を配置し、科目ごとにきめ細やかな指導を行っている。

(オ) 出席の確認

授業の度ごとに、正確な出席確認を行っている。なお、15回の授業のうち11回以上出席しなかった受講生には、単位の取得が認められていない⁹¹。

(カ) 授業内の特徴的・具体的な工夫

各法分野の特性を踏まえて、各法分野で教育方法について協議した上で、各教員の裁量で、受講生の状況を把握して、適切かつ具体的な工夫をして、効果的な学修を提供している。講義科目においても、簡単な事例を検討することで、抽象的な理解に止まらないようにしている。

1年次生の法律基本科目の必修科目においては、講義について録画を行い、復習の利便性を確保するとともに、講義においてはWebexの画面共有にて講義レジュメを常に表示して、必要な部分にはマークを行うなど視覚的に理解しやすく、後日録画を視聴する際にオンデマンドとしての視聴でも理解しやすい形式で残している。そのほかにも映像を用いた授業の工夫もしており、「法と医学」においては、パワーポイントや動画を用いており、「実務刑罰論」では犯罪白書掲載のグラフ等を映し出して議論を行っている。さらに、「法と医学」ではオムニバス形式で医学部教員・医師（兼担）による講義をしたり、「子どもの権利」や「リーガル・コミュニケーション演習」においては現場で実務に携わる外部講師を招聘したり、より最前線の現実的な事例に触れる機会を供出している。

(キ) 対象学年にふさわしい授業の工夫

1年次は未修者対象であることを意識し、民法は7科目、刑法は3科目と他大学法科大学院よりも授業科目数を多くし、基本的な知識を確実に習得させるようにしている。その内容は、共通的な到達目標モデル（第2次修正案）（法科大学院協会）に基づいたものとなっている。2年次では、演習科目を配置し、1年次の学修内容を生かして事例処理能力を付ける内容となっている。また、2年次後期では、1年次及び2年次前期までの法律基本科目の学修を前提とした法律実務基礎科目により理解を深めることができるようになっている。

(2) 到達目標との関係

各授業科目の到達目標を達成するために担当教員が、それぞれ工夫をして授業をしており、必要に応じて双方向性の授業が提供されており、教員との間の質疑応答はもちろんのこと、受講生相互での問題検討が促されており、双方向、多方向の授業が実施されている。いずれの授業においても、各

⁹¹ 添付資料 A3「法科大学院学修ガイド 2022」43 頁

教員が科目特性を踏まえた上で、授業に学生を参加させるような工夫をし、それを改善しながら授業を進めている。また、多くの科目において、学生の理解度の確認や、フォローアップのために、小テストの実施、レポートの提出および添削、中間試験や定期試験後の個々の学生に対する答案指導、さらに指導内容や対象学生をしぼった「教科指導」の実施など、各授業科目によってその方法は異なるものの、到達目標を達成するための工夫がなされている。

(3) 特に力を入れている取り組み

FD 活動の一環として、教員相互での参観を定期的に行い、参観者から当該授業についての建設的な意見を求め、それを全教員で共有することで、各教員は言うに及ばず、教員組織全体の授業の質の向上と、学修効果の改善に努めている。また、学生の学修指導に役立てるため、教授会において折に触れ、学生の学修の状況について特に法律基本科目を担当している教員から報告してもらい、学生一人ひとりの学修に関する情報を共有するように心がけている。

定期試験の成績発表の当日は、すべての教員が研究室に待機し、当該試験の答案指導や今後の履修方法・学修方法等に関する学生からの相談にも個別に当たって、細やかなフォローアップを行っている。

(4) その他

指定したテキストに掲載されていないが関連する判例や、指定したテキストの立場とは異なる立場の見解についてもレジュメの中で補足して説明し、学生の理解を促すよう工夫している。

2 点検・評価

各授業科目のシラバスは、学生が授業準備のために有効な事項が記載されており、学生の授業準備に十分資するものとなっている。授業計画および授業方法等も、ほぼシラバスに記載されたとおりに実施されていると考えられる。

各授業の内容は、オーソドックスなものではあるが、授業前ないし授業の開始時にその日の授業の到達目標を明示したり、前回の重要事項を振り返って当日の授業につなげたり、さらには小テストを実施して予習・復習の程度を確認したりするなど、90 分間の授業を最大限効果的かつ効率的なものとする取り組みを行っている科目が多く見られる。

また、ほとんどの授業で、程度の差こそあれ、双方向・多方向による授業が実施され、あるいはそのような意識の下での授業に努めている。

専任教員の教育への熱意は非常に高く、学生に対するフォローなども極めて細やかかつ十分に行われており、全体として、授業は、質的および量的にみて充実していると考えられる。

3 自己評定

B

【理由】授業は、ほぼシラバスに記載されたとおりの授業方法・内容で実施されている。双方向・多方向的授業については、ほぼ実現できており、また、教員の教育に対する熱意は非常に高く、学生に対するフォローも極めて細やかに行われており、全体としてみれば、授業は質的および量的に充実していると考えられる。

4 改善計画

2021 年度から、個人面談の回数を増やし、学生から授業に対する要望や感想を直に聞き、それを学生カードに記載して情報共有することにした。これにより、より学生の実情に合わせた授業や指導を行うことが可能になることが期待される。

6-2 理論と実務の架橋 (1) 〈理論と実務の架橋〉

1 現 状

(1) 「理論と実務の架橋」の意義の捉え方

「理論と実務の架橋」とは、法理論が、具体的な事案における問題解決の場面で、どのような意義・機能を有しているかを認識させることを目指すものと捉え、そのための授業を心掛けています。本法科大学院では、もちろん理論的な法的思考力を養うことを目標としているが、理論自体の修得のみを教育目標とするものではなく、あくまでも実務において通用する、すなわち実際の具体的な事案において適用される生きた法理論を修得させることを目標としている。

実務を担う法曹は、社会に発生する様々な問題を法的に解決・処理する必要があるが、法理論を学修するだけでは、具体的な事案においてこれを適切に適用できないおそれがある。そのため、法理論が、具体的にどのような場面で、どのように機能するのかを常に意識した授業を行うことが肝要であり、これが理論と実務の架橋に資するものと考えている。

上記認識は、教授会、FD委員会、教員間相互の授業参観、学生カードの活用及び適宜の意見交換などにおいて、頻繁に議論・検討されており、これによって教員相互間はもちろんのこと、更には事務局を含めた法科大学院全体の共通認識となっている。

(2) 授業での展開

〈法律基本科目〉

学修の早い段階である1年次に、判例や学説の法理論だけでなく、その法理論が具体的な事案において、どのように機能するのかを具体的に認識させるため、事案を丁寧にひもときながら法理論を学ぶ「判例講読」を、研究者教員及び実務家教員がそれぞれ少人数形式で実施している。

法律基本科目においては、実体法科目である「行政法Ⅱ（行政救済論）」について、研究者教員だけでなく、実務家教員も担当しており、各教員が、法理論の適用される具体的な場面を意識した授業を行っている。

また、訴訟法科目である民事訴訟法については、弁護士（元裁判官）の実務家教員と弁護士の実務家教員が分担し、民事訴訟法の理論のみならず、裁判官の立場及び当事者代理人の各立場から見て、民事訴訟法がいかに関活用されているか、あるいはいかに関活用すべきかを、具体的事例に基づいて説明し、民事訴訟法を生きた実践の法として捉える授業を行っている。また、「刑事訴訟法（刑事手続論）Ⅰ、Ⅱ」においては、元検察官の実務家教員が共同で、刑事手続全体を通じた理論と実務の双方向から生じる様々な問題点を取り上げた講義を行っている。

<法律実務基礎科目>

「民事実務基礎論」においては、当事者の言い分方式の具体的事案を教材として、要件事実の存在意義やその実務での機能等を、主張・立証責任と関連付けて、その基礎的な理解を確立することを授業の中心としており、実体法を実務的、すなわち、あらゆる方向から検討を加える意味において立体化して理解することを可能とするものである。これに加え、具体的事件を題材に、訴えから判決に至るまでの演習を「プレ模擬裁判」として実施し、次年度に予定される模擬裁判を含む「民事実務演習」への効果的な引継ぎを目指している。

「民事実務演習」においては、具体的事案を教材として、民事訴訟手続全体にわたる基本的知識・素養を育成するため、15回の講義中、前半の10回は民事模擬裁判を実施することによって、判決手続の実際を体感させ、修得させている。後半5回は講義形式で行い、類型別に要件事実を学修することで、法理論の基礎を復習している。実務教育から理論教育に戻ることにより、理論と実務の双方向からの架橋が意識されている。なお、2022年度からは弁護士（元裁判官）の実務家教員による「要件事実論」の科目を新設し、理論と実務の架橋の更なる強化を図ることとしている。

「刑事実務演習」においては、元裁判官、元検察官、弁護士の実務家教員の3人が、それぞれの立場から指導を担当しつつ、具体的事案に基づいて作成した資料を証拠として模擬裁判を実施し、刑事裁判に必要な専門知識の修得に止まらず、刑事手続を実際に体験することにより、実体法及び手続法を有機的・実務的に学修する機会としている。「刑事実務基礎論」においては、刑事第一審公判手続の内容と理論の講義を充実させ、また、模擬裁判に必要となる公判前整理手続等の公判準備の手法について講義を中心に取り扱っている。

「家事事件処理手続論」においては、弁護士の実務家教員によって実際に発生した家事事例を題材として、親族・相続法の知識が実際にはどのように活用されているのかを、家事事件の処理を通じて理解させるようにしている。

「民事紛争処理手続論」においては、具体的事案を教材として、民事紛争の内容を的確に把握し、紛争の進展状況に即した適切な解決手段を選択する理論及び技術を身に付けさせることを授業の内容としている。具体的な事案における実体法・訴訟法の機能を意識した内容となっている。

「リーガル・コミュニケーション演習」においては、法律相談、依頼者からの事情聴取、相手方や依頼者の説得、裁判所に対する説明等、事案解決に至る過程において必要とされる法律家としてのコミュニケーション能力を身に付けさせることを授業の内容としている。法曹が事件を適切に処理する上で不可欠な能力であり、その修得を目指している。

「エクスターンシップ」においては、法律事務所に実際に派遣し、日常の弁護士の活動に参加させることにより、現場における弁護士業務についての知識や理解を深め、法的思考能力の涵養と職業的倫理観を確立することを授業の内容としている。現場を実際に経験することにより、裁判実務はもちろんのこと、それ以外にも広く法曹の関わる業務及び自治行政等における法令遵守の必要性、更には社会性の重要性を認識させ、さらに、実務において、法科大学院で学ぶ基本的・基礎的な法律知識がいかに必要であり、かつ、重要であることを認識させることにより、法科大学院に戻った後の学習意欲の向上に役立っている。

「リーガル・クリニック」においては、複数の弁護士の補助の下、学生が主体となって実際の事件を処理することを通じて、法曹としての知識と理解を深め、法的思考力及び職業的倫理観を修得することを授業の内容としている。実際の法律相談に立ち会うとともに、既済及び未済の具体的な事件処理を通じて、法的知識、理論的な思考力のみならず、実務家としての柔軟かつ適切な対応能力を得ることを目的としている。

(3) 理論と実務との架橋を意識した取り組み

法律基本科目を学修し、理論的な法的思考力を養う1年次の早い段階で、実務との架橋を意識させるため、「判例講読」を少人数にて実施している。

「判例講読」は研究者教員と実務家教員が、それぞれ1年次生を少数担当し、公法、民事法等の判例（主に最高裁判例）を厳選し、事案の内容、争点、法令の解釈適用等に関する判断基準（規範）、規範への事実の当てはめ、裁判所の判断等について、深く、じっくりと検討させ、受講生同士あるいは担当教員と受講生の対話を通じて、判例の構成や内容、その実質的な意味、裁判所の悩み等を具体的に理解させるものであり、法律未修者にとっては、初めて触れる法律文書に慣れ親しむための貴重な機会となっている。

各科目において、理論と実務の架橋をどの程度意識して授業を行うかは、教授会、FD委員会、教員間相互の授業参観、学生カードの活用及び教員同士の適宜の意見交換により、教員間の意識が飛躍的に共通化するようになった。

(4) 特に力を入れている取り組み

2010年4月にLCC⁹²を設立して弁護士業務を開始したことにより、同事務所の所属弁護士を担当者として、法律相談を中心としたリーガル・クリニックの試行を行った上、2016年度から「リーガル・クリニック」を正式な履修科目として設定した。詳細は、6-3臨床教育<2>臨床科目の1現状(2)

⁹² 添付資料A62「福岡リーガルクリニック法律事務所ホームページ」<https://www.fukuoka-legal.jp/>

臨床科目の開講状況等の項で述べる。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

徹底した法理論教育を実施する1年次に前記「判例講読」を行うことで、法理論が具体的な事案においてどのように機能しているかを把握することができ、実務基礎教育の導入後に、法律基本科目である「総合演習」を行うことで、実務的思考で法理論を再度総覧するという理論と実務の架橋を意識した授業が行われている。また、前記のとおり、教授会、FD委員会、教員間相互の授業参観、学生カードの活用及び適宜の意見交換などにより、理論と実務の架橋の重要性についての認識が、すべての研究者教員及び実務家教員との間で飛躍的に浸透し、認識を共有するようになった。

理論と実務の架橋という観点からは、法理論教育及び実務基礎教育いずれの分野についても、研究者教員と実務家教員の合同・共同の授業が望ましいが、本校ではいろいろなカリキュラムが相互に補完し合うことによってその理念を確立している。

3 自己評価

A

【理由】 全般として、教授会、FD委員会、授業参観、学生カードの活用及び適宜の意見交換を通じて、研究者教員と実務家教員の認識が高度に共有化されており、理論と実務の架橋を意識した授業が行われている。

4 改善計画

法理論教育を担当する研究者教員と実務基礎教育を担当する実務家教員との意識が高度に共有化されたことを背景に、学生のニーズや目線を配慮しながらも、より多くの学習効果が得られるよう、カリキュラム及び授業内容等の更なる改善を目指すことを計画している。具体例としては、これまで「教科指導」として実施されていた要件事実論の講義を見直し、2022年度からは実務的観点から実体法を理解するツールとして正式に「要件事実論」の科目を新設した。

6-3 理論と実務の架橋（2）〈臨床科目〉

1 現状

（1）臨床科目の目的

法律実務家には、実際の法的紛争や法律問題を解決する場面において、法律基本科目等で学ぶ基本的な法律知識や法的思考力を使いこなす技能が必要である。この技能は、単に法律知識の集積や法的思考力の深化を図るのみでは、修得することはできない。他方、司法試験合格後の司法修習は、主に実務的能力を修得するためには極めて有益ではあるが、司法修習期間が1年間と短期に設定されているため、その前段階である法科大学院教育の場において、臨床場面で必要とされる技能の基本を学ぶことは、司法修習等において、実務的能力を修得する基盤として重要な役割を果たす。

また、実際の事件において、法律がどのように使われるのかを、臨床科目において体験又は疑似体験することは、法理論の適用を具体的にイメージすることにつながり、理論面での学修にも大きな効果をもたらすことが期待できる。

以上のとおり、臨床科目は、法律実務家として法理論を実務において使いこなすための基盤作りを目的とするのみならず、実務を意識しながら法理論を学ぶことにより、理論面からの学修効果を上げる目的も有しており、まさに理論と実務の架橋のために不可欠な科目であり、法科大学院の教育において重要な役割を果たしている。

（2）臨床教育科目の開設状況等

ア 「エクスターンシップ」

（ア）内容と位置付け

選択科目であり、「福岡大学法科大学院エクスターンシップ運営要領⁹³」に基づいて実施している。履修希望者が少人数にとどまる傾向があったため、従前の履修条件を撤廃し、また、派遣先として、一般的な法律事務所だけでなく、行政機関等を選択できるように改善した。

「エクスターンシップ」の履修者は、2018年度は1人、2019年度は1人、2020年度は7人、2021年度は4人である。2021年度に久留米市の法律事務所に派遣した1人を除き、いずれも福岡市内の法律事務所に派遣して実施した。履修者は、その全員が単位を取得した。なお、履修内容は、上記運営要領のとおりである。

（イ）実施に当たっての適法性の確保状況

実施に先だって、福岡大学と派遣先弁護士事務所等との間で、実習生のサービス、守秘義務の外、実習生及び福岡大学の損害賠償義務に関し、「エ

⁹³ 添付資料 A63「福岡大学法科大学院エクスターンシップ運営要領」

クスターンシップに関する協定書」に基づく協定を締結している。

履修を希望する学生に対しては、事前説明会において協定書を示して詳しく内容を説明し、十分な理解を得た上で、福岡大学長及び派遣先宛ての「誓約書⁹⁴」の提出をそれぞれ求めている。同時に学生に対しては、上記運営要領第7項の(6)にあるとおり、「エクスターンシップに関する協定書」や「誓約書」に違反した場合は、懲戒処分を行うことを教示している。

(ウ) 授業の効果向上に向けた工夫

「エクスターンシップ」の履修者には、エクスターンシップ期間中に報告書を作成して提出すること、エクスターンシップ報告会において報告を行うことを課している。これらは、「エクスターンシップ」で学んだことを再確認するとともに、第三者（派遣先担当者、指導教員及び報告会参加者）に自己の経験を伝達する過程を経て、貴重な振り返りの機会となっており、学修効果を高めている⁹⁵（学生作成のエクスターンシップ報告書は担当教員が保管している。）。また、今後の運営方針を決定する上で、大いに参考にしている。

(エ) 守秘義務への対策

守秘義務については、運営要領第7項(1)から(6)まで及びエクスターンシップに関する協定書第5条、第6条記載のとおり措置を講じている。

(オ) 損害賠償保険への加入

保険については、運営要領第8項により、福岡大学が財団法人日本国際教育支援協会の運営する「法科大学院生教育研究賠償責任保険」に加入している。

イ 「リーガル・クリニック」

(ア) 内容と位置付け

臨床教育の一環として、LCCと提携して、法律実務基礎科目として「リーガル・クリニック」を開設している。同科目においては、同事務所の弁護士の補助の下、学生が主体的に実際の事件に実務的に関与することを通じて、法曹としての知識と理解力を深め、法的思考力、法的表現力及び職業的倫理観の修得を目的としている。具体的には、事前準備を経た上で、実際の法律相談に立ち会い、相談者からの事情聴取を行うことで、法曹人としてのコミュニケーション能力を涵養し、また、既済事件の記録を利用して、相談から事件終了までの流れの中で、必要な法的調査能力、法的思考能力及び法的表現能力（法的文書作成能力と口頭に

⁹⁴ 閲覧資料 A22 「誓約書（エクスターンシップ）」

⁹⁵ 添付資料 A64 「令和4年度エクスターンシップ報告会 概要」（20220608 教授会資料）

よる表現能力を含む。)を図った。さらに、実際に進行している未済事件を取り扱い、その処理を通じて実務家としての柔軟かつ適切な対応能力を修得することを指向している。なお、「エクスターンシップ」と同様に、「協定書」の締結及び「誓約書」の提出の措置を講じている⁹⁶。2021年度はまた、LCCが公民館で実施をしている無料法律相談会の相談者に対して、学生が主体的に法律相談に関与する実践を行った。

「リーガル・クリニック」の履修者は、2018年度は1人、2019年度は3人、2020年度は5人、2021年度は1人であり、いずれの年度においても、履修者は全員単位を取得している。

(イ) 成績評価、単位認定の仕組み

成績評価及び単位認定は、履修者の作成した事情調査の結果、相談対応及び法的文書の作成結果並びに指導担当者が作成した評価書などを総合判断して行うこととしている。

(ウ) 授業方法の効果向上に向けた工夫

既済事件の記録を利用する場合であっても、単に記録を閲覧させて問題を提示するのではなく、法律相談のロールプレイ(指導担当者が相談者役となり、履修生に事情等を聴き取らせる。)を通じて問題を提示し、必要な情報を聴き取る法律家としてのコミュニケーション能力を向上させる工夫をした。

また、書面や法律相談の振り返りについても、法律事務所内での方針打ち合わせのロールプレイ(指導担当者が先輩弁護士役となり、議論する。)形式で行い、主体的に具体的事実から法的問題を捉え、検討することにより、実務家としての柔軟かつ適切な対応能力を身に付けることができるよう工夫した。

ウ 民事模擬裁判について

(ア) 内容と位置付け

3年次生の必修科目である「民事実務演習」の一環として民事模擬裁判を実施している。対象学生全員が履修しており、履修した学生は全員が単位を取得している(2018年は4人、2019年は6人、2020年は10人、2021年は6人である)。

2021年度は、履修者が6人であったため、原告代理人2人、被告代理人2人、裁判官2人に役割を分担させ、原告代理人は訴状と準備書面、被告代理人は答弁書と準備書面、裁判所は争点整理案、和解案及び判決書などを作成させ、役割に応じ、証人尋問・当事者尋問における主尋問・反対尋問、補充尋問、和解の作成及び当事者の説得などを体験させた。また、事前に担当教員(弁護士2人。うち1人は元裁判官、2019

⁹⁶ 閲覧資料 A22 『リーガル・クリニック』に関する協定書および誓約書

年度からは更にしばらく中断していた福岡地裁からの派遣裁判官 1 人を加えた 3 人体制) と検討する機会を設けるなど、実際的な進行を心掛けた。

(イ) 成績評価及び単位認定の仕組み

成績評価及び単位認定は、前半 10 回の模擬裁判の評価と後半 5 回の講義演習の評価を併せて、合否の判定を行っている。

(ウ) 授業方法の効果向上に向けた工夫

「民事実務演習」においては、具体的事案を教材として、民事訴訟手続全体にわたる基本的知識・素養を涵養するために、前半 10 回は模擬法廷教室において模擬裁判を実施することにより、判決手続の実際を、臨場感をもって体感・体得させている。後半 5 回は授業形式により、類型別に要件事実を学修することで、法理論の基礎を復習している。実務教育から理論教育に戻ることににより、理論と実務の双方向からの架橋が意識されている。

エ 刑事模擬裁判について

(ア) 内容と位置付け

「刑事実務演習」の一環として刑事模擬裁判を実施している。対象学生全員が履修しており、これまで履修した学生は全員単位を取得している(2018 年度は 6 人、2019 年度は 10 人、2020 年度は 6 人、2021 年度は 10 人である。)

担当教員は、3 人の弁護士の実務家教員(うち 1 人は元裁判官で非常勤講師、うち 1 人は元検察官)である。

(イ) 成績評価及び単位認定の仕組み

各自の役割に応じた模擬裁判の準備活動状況及び模擬裁判当日の活動状況並びに議論への参加状況等を総合考慮して、合否の判定を行っている。

(ウ) 授業方法の効果向上に向けた工夫

教員等が法曹三者(裁判官、検察官、弁護士)それぞれの立場から、指導及び講評を行っている。三者の違った視点から講義を行うことにより、多様性を活かして履修者の理解を深める効果がある。

また、模擬裁判の一環として公判前整理手続を実施し、内容の充実を図っている。

オ リーガル・コミュニケーション演習

(ア) 内容と位置付け

選択科目である「リーガル・コミュニケーション演習」においては、各種のシミュレーション教育手法を取り入れている。具体的には、対話

のロールプレイ（受け手の表情、相槌やうなずきなどの反応により、話し手の話しやすさ等に影響が出ることを疑似体験するもの）、刑事被疑者接見ロールプレイ（被疑者接見の場面において、弁護士の話し方によって、被疑者の心理状態に影響が生じることを疑似体験するもの）、模擬交互尋問、法文書起案作成（簡単な架空事案を前提に、通知書や示談書等を作成することにより、法律基本科目の授業で学んだ基本的な法知識を、実務ではどのような形で用いるのか疑似体験するもの）などがある。

（イ）成績評価及び単位認定の仕組み

毎回の授業での発言、起案、授業終了時に作成する振り返りシートの内容等により、成績評価を行っている。授業への出席も毎回確認している。

これまで、出席回数不足以外の理由で単位取得できなかった履修者はいないが、安易な単位認定は行っていない。少人数授業のメリットを活かして、授業中以外にも個別に相談に乗ったり、働きかけたりすることにより、単位認定に十分な学修成果が得られている。

（ウ）授業方法の効果向上に向けた工夫

担当教員がかつて「民事実務演習」の担当者であったことから、「民事実務演習」の現担当者から情報提供を受けて、本授業の進行を民事模擬裁判の進行に関連付け、受講者の参加意欲を高める工夫をしている。例えば、模擬裁判において交互尋問が実施される少し前のタイミングで、本授業においても交互尋問を取り上げる等の工夫である。

また、毎回の授業の最後に振り返りシートを作成させることにより、受講者本人に授業で得たものをその都度確認させている。さらに、翌週の授業の冒頭に、担当教員がコメントを付した振り返りシートを返却することによる、理論と実務の双方向からの学習により、効果を高めている。

加えて、ロールプレイを取り入れる場合、演者以外の受講生には、単に傍観するのではなく、意識的に観察を行い、その後の議論に参加するように役割指示をしており、主体的に観察することを通じて全体の参加意欲を高めるよう工夫している。

（3）特に力を入れている取り組み

民事模擬裁判及び刑事模擬裁判の双方を必修科目としていることは、本法科大学院の大きな特徴である。模擬裁判は、学生にとっては負担となる面があるものの、民事・刑事訴訟法を立体的・多角的に理解することができ、また、訴訟手続における実体法の適用の仕方を疑似体験できることから、訴訟手続の理解及び理論と実務の架橋の実践において重要な意義を有して

いる。

また、前記のとおり「リーガル・クリニック」では、法律相談にも直接立ち合わせるなど、法律家、特に弁護士の役割についての実践的な理解を深めさせる取り組みを行っている。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

「エクスターンシップ」や「リーガル・クリニック」を履修した学生は、法曹実務家を目指す動機付けを一層強くし、勉強に対する意欲を向上させるとともに、実務の体験をその後の大学院における学修方法に反映させている。

民事・刑事の各模擬裁判は、各年対象学生の全員が履修しており、履修した学生は、学修のモチベーションを高めるだけでなく、実際の法律運用の在り方を学ぶことによって、基本的・基礎的な法律知識の重要性を認識し、そのことが学修の仕方・意欲などにも大きく影響を与え、法学教育にとって大きな意義を有している。

「リーガル・コミュニケーション演習」は、訴訟以外の場面において、法律基本科目で学んだ知識をどのように活用することができるのか、また、シミュレーションを通じて、法的知識のみでは事案の解決はできないことを理解させる効果がある。

3 自己評定

A

【理由】独立の臨床科目として、従前からあった「エクスターンシップ」に加え、新たに「リーガル・クリニック」を開講したことは、質的・量的に大きな前進と考える。その他の科目においても、臨床教育が実務法曹の養成を目指す法科大学院において重要な意義を持つことを認識した上で、絶えず改善の工夫が実践されている。特に、民事及び刑事模擬裁判は、必修科目となっていることもあり、対象者全員が受講しており、現役裁判官を含む各法曹界の教員が積極的に指導に当たっており、高い評価に値すると考える。さらに、2022年度からは、これまで「教科指導」として行われていた「要件事実論」が正規の科目として新設されることになり、弁護士（元裁判官）の実務家教員が担当することとなった。これまで以上に理論と実務の架橋が実践されるものと期待できる。

4 改善計画

特になし。

6-4 国際性の涵養

1 現状

(1) 国際性の涵養

本法科大学院では、国際社会の進展に対応した法学教育を目指しており、カリキュラムにおいて、国際性を涵養するための授業科目として、「国際公法」、「国際私法Ⅰ（旧カリキュラム名「国際私法」）」、「国際私法Ⅱ（旧カリキュラム名「国際取引法」）」、「アジア法制度論」および「外国文献講読」を設置している。

「国際公法」は、2021年度、国際性を涵養するために必要な科目として新設したものである。

また、2018年2月から同年8月まで、大韓民国の法学研究者を外国人研究員として受け入れ⁹⁷、同年5月17日、同研究員を講師として国際セミナーを開催した⁹⁸。

ア 国際公法

日本の裁判所が現実の事例において国際法規則をどのように扱ってきたかを、具体的な裁判事例を通じて学ぶことを目的とする。

イ 国際私法Ⅰ

国際的な婚姻と離婚、親子関係、相続を巡る法律関係、国際的な契約関係、不法行為を巡る法律関係、国際裁判管轄、外国裁判の効力等について、基礎的な知識の修得の機会になっている。

ウ 国際私法Ⅱ

国際私法Ⅰにおける基本的な知識を基礎とした上で、契約、不法行為、知的財産権に関する国際的な規範、さらにはこれらを巡る具体的なケースを取り上げて、法律的な問題点を実践的に理解する機会になっている。

エ アジア法制度論

本法科大学院は、地域的に、「アジアの玄関口」ともいえる福岡市に所在していることから、アジア、とりわけ、近時経済的な関係を深めている中国の法事情に関心を持つ学生のために、基本的な知識と情報を与える場として解説している。中国における憲法、刑事法、民事法、商事法等の基本法および司法制度、中国におけるグローバル企業の特徴と国際ビジネス紛争を巡る諸問題を理解する機会になっている。

⁹⁷ 閲覧資料 A6-8「教授会議事録（平成29年9月13日3頁）」

⁹⁸ 閲覧資料 A6-8「教授会議事録（平成30年4月18日8頁）」

オ 外国文献講読

「外国文献講読」(2 単位)を配置し、英米法あるいは大陸法の各国における法事情に関する基本的知識を習得するとともに、英仏独語を習得する機会になっている。

(2) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(3) その他

特になし。

2 点検・評価

国際性を涵養するための授業科目(2 年次生及び3 年次生の選択科目)については、「国際私法Ⅰ」、「国際私法Ⅱ」は、近年、人気科目となっている。「アジア法制度論」も 2021 年度及び 2022 年度開講されている。「国際公法」は、新設科目であり、2021 年度及び 2022 年度は惜しくも閉講となった。授業以外でも、外国人研究員を受け入れ、国際セミナーを開催するなどの活動もしており、国際性の涵養への意識は高まりつつある。

3 自己評価

B

【理由】国際性を涵養するために設置されている授業科目については、「国際私法Ⅰ」、「国際私法Ⅱ」、「アジア法制度論」の受講生が増加しており、外国人研究員を受け入れ及び国際セミナーの開催により、国際性の涵養に関する取り組みが成果を表している。

4 改善計画

今後、国際公法についても、その重要性を学生に認識させ、開講の努力をしていく予定である。

第7分野 学習環境及び人的支援体制

7-1 学生数（1）〈クラス人数〉

1 現状

- (1) 1つの授業を同時に受講する学生数（人数にカウントされる人、されない人の区別も含む）

本法科大学院は、2022年度の入学定員が20人であり、添付資料⁹⁹に示されるように、1クラスの受講者が50人を超えるものは存在しない。最大でも30人を超えるクラスはない。

- (2) 適切な人数となるための努力

1クラスの受講者が多すぎることによる問題はない。その意味で、本法科大学院ではすべてのクラスで「適切な人員」が確保されていると言える。もっとも、「適切な人員」が何を意味するかについて、それが過剰な人員数だけでなく、過少な人員であることも教育上の観点から問題を生じているとも考えられる。実際に、在学生の激減により、選択科目のクラスによっては受講者が5人を切るものもあるが、この場合にはクラス内での様々な意見による討論・質疑応答や切磋琢磨が必ずしも十分にできない懸念がある。そのため、正規の受講者以外の聴講者（在学生、法務研修生）の参加を認めるなどして受講者の確保を図り、クラス内での「適切な人員」を実現する努力がなされている。

- (3) 特に力を入れている取り組み

過少な学生数による教育上の困難が著しい科目、特に一定の学生数を必要とする模擬裁判などについては授業の実施方法を工夫している。

模擬裁判は、民事及び刑事がそれぞれ必修となっているが、この基本原則は維持しつつも、なお一定の受講生を確保し、なおかつ少人数であることから生じる参加者の加重な負担を軽減する取り組みを行っている。刑事模擬裁判においては、刑事訴訟実務についての講義科目との連動性を高めるため、模擬裁判の準備の時期を踏まえて講義内容の順番を入れ替えるなどし、講義が模擬裁判の準備に直結するように工夫している。また、教材についても、従来の教材に比べ、一定のレベルを保ちつつも、事案が比較的単純なものを選ぶなど負担軽減を図っている。民事模擬裁判においても、チーム固定方式・全員起案方式、ローテーション方式など当該学年人数や使用教材の性質などに適した方式を、毎年度に適用するように工夫している。

⁹⁹ 添付資料 A19 「科目別履修登録者一覧表」（令和2（2020）年度・令和3（2021）年度・令和4（2022）年度）

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

法律基本科目の1クラスの学生数が10人を若干下回るが、50人を超えるものはない。

3 自己評価

B

【理由】授業は10人を下回る学生数で実施しているものがある。

4 改善計画

今後も引き続き、10人を下回る学生数のクラスにおいては教育効果を上げるための授業方法の改善を図る必要がある。

7-2 学生数(2)〈入学者数〉

1 現状

(1) 過去5年間における入学定員に対する入学者数の割合

過去5年間における入学定員に対する入学者数の割合は、基本データ表(2)のとおりである。

(2) 入学者が入学定員を大幅に上回らないための努力

入学定員を大幅に上回る事態は発生していない。

(3) 特に力を入れている取り組み

教育の実効性を高め、適正なクラスを実現するためには、その前提として入学定員を確保すること、そしてそのために必要な受験生の増加を図ることが必要であり、そのための学生募集、入学者選抜制度の改善などを継続的に行っている。特に内部進学者を増加させるために、法学部との法曹養成連携協定の締結、法学部生に対する情宣活動などを行っているほか、より広くの地域から受験者を呼び込むために、他大学での情宣活動もおこなっているが、2021年度・2022年度は、コロナ禍のために、これまでの実績を踏まえて九州内の大学に限定し、なおかつWebexによるリモートの説明会・相談会やオンデマンドを活用した情宣活動を行った。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

過去3年の平均入学者数は入学定員の110%以内である。

3 自己評価

合

【理由】入学者数は入学定員の110%以内である。

4 改善計画

入学定員を充足するために、今後も引き続き、受験生の増加に向けた学生募集、入学者選抜制度の改善などをさらに強化することが必要である。

7-3 学生数(3)〈在籍者数〉

1 現状

(1) 収容定員に対する在籍者数の割合

収容定員に対する在籍者数の割合は、基本データ表(17)のとおりである。

(2) 在籍者数が収容定員を大幅には上回らないための努力

在籍者数は収容定員内である。

(3) 特に力を入れている取り組み

入学人員を確保し、より優秀な人材を獲得するため入学者選抜日程の複数化などを行ったり、中途退学をなるべく出さないように、学生に対する個別の学修支援を一層強化したりしている。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

在籍学生数が収容定員の110%以内である。

3 自己評価

合

【理由】 在籍学生数が収容定員の110%以内である。

4 改善計画

受験生の増加を実現するための様々な取り組みを模索中である。

7-4 施設・設備（1）〈施設・設備の確保・整備〉

1 現状

（1）施設・設備の確保・整備状況

ア 施設設備

法科大学院棟内には、講義や演習科目の実施のために71人収容可能な講義室を4室と収容人員20人の演習室を8室備えている。2022年度現在、入学定員は20人であり容量的には現状で十分に余裕がある。講義室は、学生間での議論を交えた多方向での授業がしやすいように扇形に作られている。現在、2講義室がマルチメディア対応となっており、パソコン画面やビデオ映像の表示が可能であるほか、モニターや電子黒板を設置した講義室や演習室もあり、ノート型パソコンを持ち込めばハイブリッド方式による講義・演習も可能となっている。加えて、民事実務演習、刑事実務演習等のために模擬法廷教室がある。

学生の学修スペースとして164席の自習室があり、学生1人に対して1席は確保されている。自習室内には約2万冊収納可能な書架があり、学修に必要な図書等を置いている。自習室に隣接して印刷室があり、複写機(2台)とプリンタ(2台)及びパソコン(2台)を配備しているので、自習室内配架資料のコピーやオンラインでの情報検索と印刷などができるようになっている。他に個別指導用にも活用できる小部屋が2つあり、学生によるグループ・スタディのためにも利用されている。IT利用に関しては、パソコン10台を備えたコンピュータラボ室があり、自習室はもちろんのこと、すべての講義室や演習室にWiFi(無線LAN)環境が整っているので、大学から提供されるクラウドの保存領域を利用して学生は自由に各自のパソコンでの資料作成、電子メール、ネットワークを通じた情報検索などを行うことができる。自習室、コンピュータラボ室は入退室管理システムを備えており、適宜、利用可能である。また、教材や私物の書籍などを保管するために、学生1人に1個(必要に応じて2個まで)のロッカーが提供されているほか、一定の書棚スペースや談話スペースを備えた学生用準備室もある。

イ 身体障がい者への配慮

講義室4室には、いずれも車いす用の机が設置されている。法科大学院棟各階にはそれぞれ障がい者用のトイレが設置され、また、法科大学院棟のエレベータ2基のうち、1基には車いす用のボタンがある。また、法科大学院棟入口へのアプローチには、車いす用のスロープが設置されている。

(2) 問題点及び改善状況

特に問題とされる点はない。

(3) 特に力を入れている取り組み

2020年度からのコロナ禍においても、従来のマルチメディア機器のほか、新たにモニターや電子黒板の設置などを行い、リモート受講を希望する学生に対して、学修機会が十分に確保できるようにしている。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

施設・設備は非常に適切に確保、整備されている。

3 自己評価

A

【理由】学修に必要な設備は完備している。

4 改善計画

特に改善すべき緊急の問題はない。

7-5 施設・設備（2）〈図書・情報源の整備〉

1 現状

（1）図書・情報源の確保

図書・情報源の所在場所は法科大学院棟と中央図書館の2つに分かれている。中央図書館においては、質量とも十分な法律関係の図書、学術雑誌、法令集、判例集等が所蔵され、かつ、利用可能な状態にある。学生及び教員のアクセスの利便性のために、特に法科大学院で必要性の高いものについては重複資料として法科大学院の自習室にも配架されている。その主なものを挙げると、まず、法令については「現行法令」をはじめ各種の加除式法令集が用意されている。裁判例については、印刷体の資料として「最高裁判所民事判例集」「最高裁判所刑事判例集」、「判例タイムズ」、「判例時報」を始めとして主要な判例集をとりそろえている。そのほかに「最高裁判所判例解説」、「法曹時報」、「判例百選」などの判例解説資料、「ジュリスト」や「法律時報」などの主要法律雑誌、個別の法律に関する単行本をとりそろえている。このような状況であるので、学生の学修及び教員の教育活動のためのニーズはかなりの程度自習室内でまかなえている。

印刷体のリソースに加え、電子媒体の資料も図書館又はTKC及びLICのウェブ・サイトを通じて教員及び法科大学院の学生に提供されている。主なものとして法令データベースでは「Super 法令 Web」、判例データベースではLEX-DB 及びLLI（Vパスを含む）、法律論文関係のデータベースとして「法律判例文献情報」、「最高裁判所判例解説」、「判例タイムズ」、「ジュリスト」、「労働判例」などがある。中央図書館及び本法科大学院が提供しているオンラインデータベース・サービス、並びにインターネット上の各種サービスは法科大学院棟のコンピュータラボ室やWifi（無線LAN）から利用できる。判例データベースは学生一人ひとりにパスワードが与えられ、学外からでも自由にアクセスできる契約をベンダー（TKC及びLIC）と結んでいる。なお、同時アクセス数については、TKCは無制限であり、LICは10人であるが、教員数及び学生数からみて特に問題は生じていない。

（2）問題点及び改善状況

特になし。

（3）特に力を入れている取り組み

特になし。

（4）その他

特になし。

2 点検・評価

情報源やその利用環境は非常によく整備されている。

3 自己評価

A

【理由】図書・情報に関しては、すべて法科大学院棟で十分に利用することができる体制が整備されている。

4 改善計画

特になし。

7-6 教育・学習支援体制

1 現状

(1) 事務職員体制

法科大学院の事務を取り扱う法科大学院事務室は法科大学院棟内にあり、学生のアクセスが容易である。事務室には事務室長及び5人（専任職員2人、嘱託職員1人、派遣職員1人、アルバイト職員1人）の事務室員が在籍して、教務、入試・学生募集業務を中心に、法科大学院棟施設管理・備品整備、教授会及び会議資料の準備等の業務を行うとともに、日常的な相談等に応じている。

(2) 教育支援体制

授業準備等、教員の教育活動を補助するために、法科大学院棟4階の教員研究室と同じフロアに助手室を設けている。2022年現在、助手室には助手1人が在籍している。助手が行っている業務は以下のとおりである（福岡大学法科大学院助手規程第2条）。

- ① 本法科大学院に所属する教育職員（非常勤を含む。）の指導を受けて行う授業補助業務
- ② 本法科大学院における教科の教材作成補助業務
- ③ 本法科大学院における研究教育経費及び図書予算の執行関連業務
- ④ 法科大学院棟内の情報機器及びシステムの管理業務
- ⑤ 法科大学院棟の自習室、教室等の管理業務
- ⑥ 本法科大学院が行う定例及び臨時の学事に関する業務
- ⑦ 本法科大学院学生からの問合せへの対応業務
- ⑧ その他法科大学院長が必要と認める業務

(3) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

支援の体制は、充実しており、実際にもよく活用されている。

3 自己評定

B

【理由】事務職員や助手等による学生への教育・学修支援体制はよく機能している。特に学生数が少人数であることもあり、学生個々人に対して、

きめ細かい支援をしている。

4 改善計画

全学的な事務組織再編に伴い、事務室体制の改組が予定されているため、事務室と助手室間での情報共有を密に行い、双方の業務内容を精査し、効率的かつ効果的な支援体制を整備する。

7-7 学生支援体制（1）〈学生生活支援体制〉

1 現状

（1）経済的支援¹⁰⁰

本法科大学院では、成績優秀者を対象として特待生奨学金及び準特待生奨学金制度を設けている。給付金額は特待生奨学金が授業料相当額（年額 60 万円）、準特待生奨学金が授業料の半額相当額（年額 30 万円）であり、返還義務はない。それぞれの人数枠は以下のとおりである。

さらに、2015 年度より、新たな給費奨学金制度として「福岡大学高田法曹育成基金奨学金」が設立されている¹⁰¹。この給費奨学金は、本学法学部卒業後に本法科大学院に入学した成績優秀者に対して、原則 3 年間、月額 12 万円を給付する制度として発足したが、現在は、前年度の成績、GPA 等の支給基準に基づき、入学後優秀な成績を収めた本学法学部卒業の在學生に対しても支給対象を広げた結果、月額を 8 万円に変更して運用している。2019 年度 4 人、2020 年度 4 人、2021 年度 3 人、2022 年度 2 人に授与した。

また、希望者のうち推薦基準に合致した学生に対しては、無利子で日本学生支援機構から「第一種奨学金」として月額 50,000 円又は 88,000 円を、有利子で「第二種奨学金」として月額最高 150,000 円までの貸与が受けられることになっている。

これにより日本学生支援機構奨学金（第一種、第二種）とあわせて、希望する学生全員がアルバイトなどをすることなく学修に専念できる十分な奨学金を受けることができる。

【採用人数】

	入学時	入学 2 年次	入学 3 年次
特待生奨学金	5 人以内	3 人以内	3 人以内
準特待生奨学金	5 人以内	3 人以内	3 人以内

（2）障がい者支援

7-4 で記したように、障がい者に対して配慮した設備を有している。また、2022 年度入学者選抜において、重度障がいがある受験者のために司法試験に準じたパソコンを使用した受験を実施した。なお、本法科大学院には現在 1 人の障がい者が在籍している。

2022 年 6 月から、全学的な「障がい学生支援委員会」における障がいのある学生の支援体制を強化する取り組みに法科大学院も包括的に組み込まれることとなった。

¹⁰⁰ 添付資料 A2 「法科大学院ガイドブック 2022 年度」

¹⁰¹ 添付資料 A5-31 「福岡大学高田法曹育成基金規程」

(3) セクシュアル・ハラスメント等人間関係トラブル相談窓口

本学においては、「学校法人福岡大学ハラスメントの防止及び排除に関する規程」¹⁰²が制定・施行されており、これに基づき各種ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）の防止及び排除に取り組んでいる。本規程に基づき、本施策を統一かつ継続的に行う主体として「防止対策委員会」が設置され、同委員会のもとに「相談員」が置かれている。各種ハラスメントの被害者は、相談員・防止対策委員会の委員・相談窓口のいずれかに申し出て相談することができる。

本法科大学院においては、全学的な制度についてのパンフレット¹⁰³を配付し、学修ガイド及び新入生のガイダンスにおいて学生への周知を図っている。

(4) カウンセリング体制

本学には、学生が精神面のカウンセリングを受けることのできる専門の部署としてヒューマンディベロップメントセンター(総合相談室)¹⁰⁴がある。そこでは、臨床心理士・公認心理師の資格を有する相談員が在籍しており、心理的な悩みをはじめ、修学、対人関係、家族関係など、あらゆる相談に応じている。

学生に対しては、学修ガイド及び新入生のガイダンスによって同センターを紹介しているほか、教職員が学生から相談を受けた場合には、必要に応じて同センターを紹介している。

(5) 問題点及び改善状況

現在、特に問題とされる事項はない。

(6) 特に力を入れている取り組み

2021年12月から、「学生支援委員会」を立ち上げ、より手厚く学生に対応できる体制を整えた。

(7) その他

特になし。

2 点検・評価

経済的支援については、学生数が少数であることもあり、奨学金等の利用は極めて容易な状況にある。特に「福岡大学高田法曹育成基金奨学金」制度は、

¹⁰² 添付資料 A5-29 「学校法人福岡大学ハラスメントの防止及び排除に関する規程」

¹⁰³ 添付資料 A65 「Stop Harassment! (パンフレット)」

¹⁰⁴ 添付資料 A66 「ヒューマンディベロップメントセンター学生相談室のご案内」

規程の見直しにより対象学生の範囲を拡張した結果、学生の経済的負担をかなり軽減して勉強に専念できるようになっていることから、さらに本法科大学院における学修の大きなモチベーションとして役立つものと考えられる。

さらに、教職員と学生の個人的な接触が容易であるために支援を相談し、奨学金の利用について相談しやすい環境である。また、精神面のカウンセリングを受けられる体制、身体的障がいのある者に対する支援体制及びセクハラ・パワハラなど学生生活における悩みごとに対応する相談窓口などの体制は十分整備されている。

このように、経済的支援体制、精神面のカウンセリングを受けることのできる体制、身体面において障がいのある者を支援する体制、学生生活に関する相談に応じる体制など、学生に対する支援の仕組みは非常に充実しており、また実際にも活用されている。

【5 か年分の年度別採用・利用実績】

	2022年度	2021年度	2020年度	2019年度	2018年度
特待生奨学金(給費)	3	6	5	8	8
準特待生奨学金(給費)	6	8	7	3	7
高田法曹育成基金 奨学金(給費)	2	3	4	4	4
機構第一種奨学金(貸与)	14	8	14	14	11
機構第二種奨学金(貸与)	4	1	4	5	3
福岡大学奨学金(貸与)	0	0	0	0	0
合 計 (延べ数)	29	26	34	34	33
在籍者数 (5/1 現在)	37	34	32	31	24

3 自己評定

A

【理由】 支援の仕組みは非常に充実しており、十分に活用されている。

4 改善計画

特になし。

7-8 学生支援体制（2）〈学生へのアドバイス〉

1 現状

（1）アドバイス体制

学修方法、進路選択、将来構想等について学生からの相談を受けるために、担任制¹⁰⁵（教員1人あたり各学年につき学生2～3人を受け持つ）を採用している。従来から、1年次生には専任教員が担任として修了時まで学生の相談や指導を行っており、この担任制をさらに強化して学修支援を充実させるために、学生カードの情報も参考にして、個別面談をより多く実施することとした。2020年度は2回の個別面談を前期・後期中頃に実施し、2021年度は5月と前期及び後期成績発表後（9月・2月）に3回実施した。この成績発表後の個別面談は、成績発表を受けてこれまでの勉強方法などを振り返るとともに、今後の勉強方法等について相談する時宜にあった機会を設けるものであり、このように個別面談の回数を増やすことにより、より詳細に学生の現状を把握して学修支援を行うことができるようになった。また、修了した法務研修生についても担任制を継続するとともに、個別面談を行うようにして修了後の学修支援を図っている。

また、若手弁護士がアカデミック・アドバイザーとして、学生のレベルに対応した法律基本科目の学修を支援している¹⁰⁶。さらに、2015年度からは、本法科大学院出身の若手弁護士による「チューター制」を採用し¹⁰⁷、学生の勉強方法だけでなく、学生生活上の様々な悩みの相談など専任教員ではなかなかできない学修支援を行っている。これらの制度をさらに活用するために、2020年3月に両制度の利用に関するアンケート調査を行い、その結果を受けて、学生が利用しやすいようなゼミ及び相談日の日程調整を行った。2020年度は、コロナ禍のため、両制度とも会議システムを利用して遠隔で実施せざるを得なかったが、2021年度は、チューターによる相談は対面と会議システムを併用して実施し、アカデミック・アドバイザーは、緊急事態宣言期間は遠隔で実施しているが、そうでない期間はなるべく対面で実施した。

そのほか、進路支援について、進路支援委員会が修了生の進路に関する情報収集を行っている。修了生に対して進路支援の情報の提供を行うために、「メーリングリスト」を作成し、司法試験合格後の就職支援情報や法曹以外の進路の選択肢に関する情報を提供するとともに、進路支援委員会及び担任教員による相談窓口体制を整えている。また、司法試験合格者に対する就職活動及びビジネスマナーについての研修会を実施している。さらに、在学生及び修了生を対象に、各地域で活躍する法律家の活動を知ってもらうために「キャリアセミナー」を実施している。

¹⁰⁵ 添付資料 A40 「令和4（2022）年度担任一覧」

¹⁰⁶ 添付資料 A38 「令和4（2022）年度アカデミック・アドバイザー採用予定一覧」

¹⁰⁷ 添付資料 A37 「令和3年度 AA・チューター実施報告書」、A39 「令和2年度 AA・チューター実施状況」

(2) 学生への周知等

上記のアドバイス体制については、入学者に対するガイダンスや学内掲示等により学生に周知されており、多くの学生によって活用されている。

(3) 問題点及び改善状況

特に問題とすべき事項はない。

(4) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

学生に対するアドバイス体制は、上記のように、担任制、アカデミック・アドバイザー、チューター制など、多様なかたちで整備されており、本法科大学院がその特長として掲げる「徹底した学修支援体制」が実現され、専任教員及び弁護士によるきめ細かな個別指導が行われている。

3 自己評価

A

【理由】多様なアドバイス体制を整備し、個々の学生の個性にあわせて細かくアドバイスをを行っている。

4 改善計画

特になし。

第8分野 成績評価・修了認定

8-1 成績評価〈厳格な成績評価の実施〉

*以下、法科大学院学則については、2022年4月1日現在のものであるが、必要に応じてそれ以前の旧学則の条項も示す。

1 現状

(1) 成績評価基準の設定

ア 法科大学院としての成績評価方針

本法科大学院における授業科目については、「その試験又はこれに代わる学識及び能力の評価に合格した者」に所定の単位を与えると定め（学則第40条第1項、旧学則第41条1項）、また「授業科目の定期試験は、筆記試験によってこれを行う。ただし、筆記試験に代えて、レポートの提出その他の方法によることが適当と法科大学院教授会が認めた授業科目については、その方法によることができる。」と規定している（学則第45条第1項）。各授業科目については、上記学則の規定に則り、定期試験の成績のほか、中間テスト、小テスト、課題レポート、授業における発言などの要素を加味して、その成績評価を行うこととしている。

成績評価はシラバスに掲げた評価基準に従ってなされる。シラバスの評価基準は、ディプロマ・ポリシーで示した到達指標を踏まえて策定されており、ディプロマ・ポリシーで示した到達指標は、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容と一致している。したがって、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえたものとなっている。

本法科大学院における成績評価は、合否のみをもって評価するものとされている授業科目を除き、A、B、C、D及びFの5段階をもって表示し、A、B、C及びDを合格、Fを不合格としている（学則第47条第1項、第2項）。

イ 成績評価の考慮要素

学修成果は、一定の時間内に行われる定期試験の成績だけでは評価し尽くせないためにレポート、中間テスト、小テスト、授業における発言などの評価と併せて総合的な成績評価を行っている。定期試験とその他の評価要素との割合は、科目特性があるため科目毎に定めて、シラバスに記載して学生に周知している。

ウ 評価の区分と絶対評価・相対評価

必修科目については、相対評価を原則としているが、受講生が数人の場合など相対評価が困難な場合は、教授会の議を経て、絶対評価もできることとしている。選択科目については、受講生が少なく、また、科目による

偏りもあって相対評価は困難なため、絶対評価としている。

相対評価にあっては、A 評価は F（不合格者）及び H（履修放棄者）を除く受験者全体の 10%程度、B 評価は F（不合格者）及び H（履修放棄者）を除く受験者全体の 20%程度、C、D、F については制限を設けていない。ただし、C 評価（70 点以上）は一応の水準と認められる成績、D 評価（60 点以上）は合格と認められるが最低限度の成績という判断基準については絶対評価と同様である。

絶対評価にあっては、A 評価（90 点以上）は優れた成績、B 評価（80 点以上）は良好な水準に達していると認められる成績、C 評価（70 点以上）は一応の水準と認められる成績、D 評価（60 点以上）は合格と認められるが最低限度の成績、というのが判断基準である¹⁰⁸。

エ 再試験

再試験は実施していない。

オ 各教員の担当科目についての成績評価基準

上記のような成績評価基準及び配分は事前にシラバス（2021 年度より Web シラバス）などに掲載されており専任教員、非常勤教員、学生に対して周知徹底されている。定期試験前には、定期試験実施要領を教授会資料として教員の閲覧に供しており¹⁰⁹、学生に対しても成績評価基準・配分を掲示している。さらに、定期試験実施後は、各科目の試験の配点等を TKC にて開示している。

（2）成績評価基準の開示

ア 開示内容、開示方法・媒体、開示の時期

全体の成績評価基準は、講義開始前に配付される法科大学院学修ガイドにおいて明記している¹¹⁰。また、入学時におけるガイダンス等において全学生に対して説明している。

各科目の評価基準については、シラバスにおいて学生に開示している。

（3）成績評価の厳格な実施

ア 成績評価の実施

試験問題、採点基準等を TKC において学生に対して公開しており、それに基づき成績評価がなされている。

また、前回の認証評価における、レポート、中間テスト、小テスト等定期試験以外の成績評価の根拠資料の組織的な保管がなされていないとの

¹⁰⁸ 添付資料 A67「令和 4 年度・法科大学院 前期定期試験 実施要領」4 頁

¹⁰⁹ 添付資料 A67「令和 4 年度・法科大学院 前期定期試験 実施要領」

¹¹⁰ 添付資料 A3「法科大学院学修ガイド 2022」43 頁

指摘を受け、2018 年度以降は、上記根拠資料の提出を義務付け、事務室にて保管している。さらに、前回の認証評価において、絶対評価及び相対評価の適正性について疑義が出されたが、現在においては、教務調整運営委員が、評価に疑義があれば、担当教員に問い合わせ、絶対評価及び相対評価についての理解を確認するなどして適正性を保つようになっている。

イ 成績評価の厳格性の検証

試験前の教授会において定期試験実施要領を教授会資料として教員の閲覧に供し、また試験後の教授会において科目毎の成績一覧表を教授会資料として教員の閲覧に供するなどして、厳格な成績評価の徹底を図っている¹¹¹。なお、学生に対しては、試験実施前に掲示等¹¹²により評価配分を周知している。

前回の認証評価において、答案のどの部分をどのように評価したかの痕跡が全く残っていない答案が散見されるとの指摘があったため、2018 年度以降は、各教員に定期試験の答案についてどのような評価を行ったのかが答案上明確になるよう徹底している。

ウ 「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえた成績評価の実施とその検証

成績評価はシラバスに掲げた評価基準に従ってなされる。シラバスの評価基準は、ディプロマ・ポリシーで示した到達指標を踏まえて策定されており、ディプロマ・ポリシーで示した到達指標は、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容と一致している。したがって、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえたものとなっている。また、定期試験成績確定を審議する教授会、進級判定及び修了判定を審議する教授会において「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえた成績評価になっているかの検討、また、問題がある場合には指摘できる体制となっている。

なお、学則第 49 条第 1 項（旧学則第 40 条 4 項）において、第 1 年次配当にかかる法律基本科目の必修科目のうち 24 単位以上を修得し、評価点の平均値が 1.5 以上であることが 2 年次への進級要件とされ、また、第 49 条第 4 項（旧学則第 40 条第 7 項）において、第 1 年次及び第 2 年次配当にかかる法律基本科目の必修科目のうち 46 単位以上を修得し、かつ、評価点の平均値が 1.5 以上であることが第 3 年次への進級要件とされている。なお、以上の進級要件については、第 49 条第 5 項及び第 8 項により、第 28 条の規定に基づいて長期在学履修を認められた者について

¹¹¹ 添付資料 A67 「令和 4 年度・法科大学院 前期定期試験 実施要領」

¹¹² 添付資料 A68 「成績評価及び定期試験の取扱いについて（2022 年度前期版）」

は適用されない。

エ 再試験等の実施

再試験は実施していない。

(4) 特に力を入れている取り組み

絶対評価及び相対評価が厳格かつ適正に実施できているかについて教務担当運営委員によるチェックがあり、また教授会において各学生の科目毎の成績を開示してこの点についても確認している（内部チェックの徹底）。試験終了後、模範解答ないし論点及び採点基準を TKC で学生に対して公表し、②成績発表時に各学生の定期試験の答案のコピーを配付し、③成績発表後には、教員は研究室に待機し、個々の学生に対して答案を示しながら採点ポイントなどを説明し、評価が厳格かつ適正に実施できるようにしている（公正性の担保）。

(5) その他

学則第 49 条第 1 項（旧学則第 40 条第 4 項）において、第 1 年次配当にかかる法律基本科目の必修科目のうち 24 単位以上を修得し、評価点の平均値が 1.5 以上であること、並びに、2019 年度入学者から共通到達度確認試験で一定の成績を修めることが 2 年次への進級要件とされ、また、同条第 4 項（旧学則第 40 条第 7 項）において、第 1 年次及び第 2 年次配当にかかる法律基本科目の必修科目のうち 46 単位以上を修得し、かつ、評価点の平均値が 1.5 以上であること、並びに、2019 年度入学者から共通到達度確認試験で一定の成績を修めることを第 3 年次への進級要件とするなど、厳格な進級判定を行っている。なお、以上の進級要件については、同条第 2 項及び第 5 項（旧学則第 40 条第 5 項、第 8 項）により、第 28 条の規定に基づいて長期在学履修を認められた者については適用されない。

2 点検・評価

成績評価基準は適切に設定されており、その開示も適切に行われている。また、成績評価も厳格に実施されているといえる。

3 自己評定

B

【理由】 成績評価基準は、すべての科目につき統一的で厳格な成績評価基準が適切に設定されており、それが学生に対して事前の開示され、かつ、事前に定められた成績評価基準に従い厳格・公正な成績評価の実施を担保する仕組みが確立している。

4 改善計画

受講者数の減少により特定の個人が識別され得る可能性があるため中断していた成績分布表の学生への開示を2022年度前期定期試験から特定の科目につき再開予定である。

8-2 修了認定〈修了認定の適切な実施〉

1 現状

(1) 修了認定基準

法科大学院学則第 50 条において、以下のとおり定めている。

(1) 法科大学院に 3 年以上(次条に規定する在学期間の短縮の適用を受ける者にあつては 2 年以上、長期在学履修を認められた者にあつては 5 年以上)在学すること。

(2) 授業科目について、次のアからオまでに掲げる区分に応じ、当該各区分に定める科目の単位数を修得し、総計 98 単位以上を修得すること。

ア 法律基本科目群 必修科目 56 単位及び応用科目の選択科目 6 単位以上

イ 法律実務基礎科目群 必修科目 9 単位及び選択科目 2 単位以上

ウ 基礎法学・隣接科目群 選択科目 4 単位以上

エ 展開・先端科目群 選択必修科目 4 単位以上を含む 12 単位以上

オ その他の選択必修科目及び選択科目 これらのうちから 9 単位以上

なお、旧学則(第 38 条)の修了要件単位数は、必修科目 65 単位、選択必修科目 4 単位以上、選択科目 20 単位以上、科目群にかかわらず 9 単位以上の総計 98 単位以上としている。

2009 年度入学生より、課程修了試験を廃止し、その代わりに、公法系、民事系、刑事系の「総合演習」を設置し、そこにおいて、中間テスト、小テスト、課題提出等の平常点(50%評価)及び最終試験(50%評価)により、法科大学院の学生が最低限度修得すべき内容を修得しているかを判定することとしている。

(2) 修了認定の体制・手続

前記の修了要件を満たしているかどうかについては、学則第 11 条 2 号に基づき、教授会において審議し、判定している。

(3) 修了認定基準の開示

新年度開始前に配付する学修ガイドにおいて学生に対して開示している。

(4) 修了認定の適切な実施

ア 修了認定の実施状況

2021 年度の修了認定対象者数は 6 人であるところ、全員の修了が認定された。修了認定者の修得単位数の最多は 108 単位、最小は 100 単位、平均は 103.3 単位であった。

イ 法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえた修了認定の実施

を担保するための組織的体制・取り組み

3年次後期に、必修科目として、司法試験の受験科目（選択科目以外）を内容とする授業科目「総合演習」3科目を設置し、法科大学院修了者として必要な水準への到達を目指している。そして、修了するためには、同科目の最終試験に合格しなくてはならないが、その問題形式や試験時間などは司法試験に準じたものとなっている。これにより、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえた修了認定の実施を担保している。

(5) 特に力を入れている取り組み

総合演習の最終試験を司法試験とほぼ同様の方法（選択科目を除く）で実施している。

(6) その他

特になし。

2 点検・評価

修了認定基準、修了認定の体制・手続きともに適切に設定・開示され、修了認定が適切に実施されているといえる。

3 自己評価

B

【理由】 修了認定の基準・体制・手続きの設定、修了認定基準の開示のいずれも適切であり、修了認定が適切に実施されている。

4 改善計画

特になし。

8-3 異議申立手続〈成績評価・修了認定に対する異議申立手続〉

1 現状

(1) 成績評価における異議申立手続

ア 成績の説明、試験に関する解説・講評

定期試験実施後、試験問題及び模範解答または論点を TKC において学生に対して公表し、成績発表時に各学生の答案のコピーを配付し、成績発表後には、教員は研究室に待機し、個々の学生に対して答案を示しながら採点ポイントなどを説明し、評価が厳格かつ適正に実施できるようにしている。さらに質問がある学生に対しては、答案指導を行っている。

成績評価に疑義がある学生は、「異議申立書」(書面)により科目担当者に異議を申し立てることができる。異議申立者に対しては、当該担当教員が書面によって回答し、この回答に不服がある場合には、さらに書面により教授会に異議を申し立てることができる¹¹³。この場合には教授会の審議に付される。

2019年度に「総合演習Ⅰ(民事法)」の不合格者から「商法」及び「民事訴訟法」について教授会に対する異議申立がなされた。当該案件は教授会での審議の結果、成績評価が合格判定に変更された¹¹⁴。

イ 異議申立手続の学生への周知等

新年度開始前に配付される法科大学院学修ガイドの成績評価・試験の項¹¹⁵に記載している。また、試験実施前に掲示される学生向け実施要領¹¹⁶にも記載している。

(2) 修了認定における異議申立手続

ア 異議申立手続の設定・実施

現カリキュラムにおいては、単位積み上げ方式がとられているため、個別の科目(総合演習を含む)に対する異議申立とは別に、修了認定に関する特別の異議申立手続は設けられていない。¹¹⁷

個別の科目に対する異議申立が認められ成績修正が必要となった場合には、教授会において審議の上で成績修正が行われ、修正後の成績にて再度修了判定を行うことになる。

¹¹³ 添付資料 A3「法科大学院学修ガイド 2022」43 頁

¹¹⁴ 閲覧資料 A6-8「教授会議事録(令和2年2月13日3頁)」

¹¹⁵ 添付資料 A3「法科大学院学修ガイド 2022」43 頁

¹¹⁶ 添付資料 A68「成績評価及び定期試験の取扱いについて(2022年度前期版)」

¹¹⁷ 旧カリキュラム(2008年度以前入学生に対し適用)においては、修了要件として課程修了試験が設けられている。この課程修了試験については、成績発表後、学生はそれぞれの科目の成績評価に疑義がある場合には異議申立書を事務室に提出することにより異議を申し立てることができることになっていた。

イ 異議申立手続の学生への周知等

現カリキュラムにおいては、前述のとおり修了認定に関する特別の異議申立手続きは設けられていない。

(3) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

成績評価に対して不服がある場合には、担当者に対する異議申立て、さらに不服がある場合には、教授会に対して異議を申立てることができる仕組みになっており、異議申立制度として完備している。また、運用も適正である。

3 自己評定

B

【理由】 成績評価及び修了認定に対する異議申立手続きの整備、学生への周知、手続きの適切な実施等、良好に行われている。

4 改善計画

特になし。

第9分野 法曹に必要なマインド・スキルの養成

9-1 法曹に必要なマインド・スキルの養成（総合評価及び適格認定）

1 現状

(1) 法曹に必要なマインド・スキルの検討・設定

ア 法曹に必要なマインド・スキル

(ア) 本法科大学院が考える法曹に必要なマインド・スキルの内容

本法科大学院は、①社会正義を実現する法曹の養成、②社会の発展に貢献する法曹の養成、③地域のあらゆる法律問題に対応できる法曹の養成を「人材養成及び教育研究上の目的」とし、この目的の下、「ディプロマ・ポリシー」に【学修成果の目標】¹¹⁸を設定し、法曹に必要なマインドとスキルの養成をしている。そのスキルとは、(1) 本質および実際の意義を理解した上での基本的法的知識を修得し的確に説明することができる、(2) 事実を正確に把握し法的問題を抽出する能力を有している、(3) 事実を法的に分析し問題解決に至る論理的道筋を整理する能力を有している、(4) 法的に表現・議論・説得することができる能力を有している、(5) 地域に貢献する法曹としての高い使命感と倫理観を有していることをいう。これらは、貴財団が考えている2つのマインド・7つのスキルと実質的にほぼ一致するものと考えている。

(イ) 本法科大学院による検討・検証等

本法科大学院のディプロマ・ポリシーは、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー）見直しの一環で、自己点検・評価委員会の議論を経て決定したものである。¹¹⁹三つのポリシーの実質化については毎年度末に自己点検・評価委員会において検証し、その結果を教授会で審議し、教員間でこれらについての認識を共有している。

(ウ) 科目への展開

「カリキュラム・ポリシー」において、1年次～3年次にかけての上記能力の修得目標が示されている。すなわち、本法科大学院は、法学純粋未修者に対する教育を中心とする方針の下に、1年次における法学の基礎・基本を徹底する教育から出発して3年間にわたりじっくりと体系的に教育する体制を採るとともに、一人ひとりの学修・理解度状況を随時把握したきめ細やかな個人的指導を行う体制を採っている。

まず、1年次においては、法学純粋未修者がスムーズに法科大学院での勉強に入ることができるための導入教育に重点を置き、①実務的法

¹¹⁸ 添付資料 A31 「法曹実務研究科（法科大学院）：人材養成および教育研究上の目的／三つのポリシー」

¹¹⁹ 添付資料 A6-5 「自己点検・評価委員会議事録（第61回自己点検・評価委員会（令和3年10月）」

律文書を論理的に正確に読むことができる力を養成することを目標とする「判例講読」と「法律基本演習」を、②法曹の意義と役割を具体的に理解させるとともに実務法曹を目指すモチベーションを更に高めることを目標とする「裁判制度概論」を、③法情報の収集やリーガルライティングの基本的スキルを養成することを目標とする「法情報・法文書入門」を配置している。また、導入教育と並行して、公法系・民事系・刑事系の基本科目である憲法・民法・刑法などの法律基本科目を配置し、これらの科目の基本的知識を徹底して修得させ、法律学の理論、構造、制度および判例の基礎・基本を的確かつ具体的に理解させることを目標としている。

続いて、2年次においては、1年次に修得した基本的知識を適用・運用して様々な社会的問題を解決することのできるスキルを修得させるために、演習科目を重点的に配置し、現実の事例の事実分析・認定を通じて法的思考力および問題解決能力を修得させることを目標としている。

さらに2年次から3年次にかけては、これまでに修得した基本的知識、事実分析・認定能力、法的思考力および問題解決能力を更に展開させるとともに、法曹の使命と責任を強く自覚させるための科目として、「民事事実務基礎論」、「刑事事実務基礎論」、「民事事実務演習（模擬裁判）」、「刑事事実務演習（模擬裁判）」、「エクスターンシップ」、「リーガル・クリニック」、「法曹倫理」などの科目を配置し、法曹としての高い使命感と倫理観を涵養するとともに、法的議論・表現能力およびコミュニケーション能力など、実務法曹としての実践的かつ専門的なスキルを修得させることを目標としている。また、基礎法学・隣接科目および展開・先端科目として多様な科目を設置し、学生の視野を広げるとともに、社会の様々な領域における法的ニーズの増大および多様化に対応し、国内のみならず国際的な法的問題の処理を可能とすることを目標としている。

以上を踏まえて、各教員が各科目のシラバスを策定することとしており、このことを通してカリキュラム・ポリシーに関する基本的考え方を共有している。

イ 「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」

(ア) 本法科大学院が設定する「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」

本法科大学院において学生が最低限修得すべき内容としては、まず「ディプロマ・ポリシー」に示す【学修成果の目標】として、①本質および実際の意義を理解した上での基本的法的知識、②事実を正確に把握し法的問題を抽出する能力、③事実を法的に分析し問題解決に至る

理論的筋道を整理する能力、④法的に表現・議論・説得することができる能力、⑤地域に貢献する法曹としての強い使命感と倫理観を挙げ、この基本的考え方の下に、各々の開講科目における「到達目標」を個別・具体的にシラバスに示している。

(イ) 本法科大学院による検討・検証等

各科目担当教員が設定した到達目標は、「法科大学院シラバス作成ガイドライン」¹²⁰に基づいてシラバスに記載されている。その記載に際しては、同ガイドラインの中に指示があり、当該指示の具体的な意味・内容については、教授会において説明が行われ、到達目標に関する共通認識が図られている。

次に、各科目担当教員が上記ガイドラインに基づいて作成したシラバスについては、専任教員であるチェック担当者（以下「担当者」）が、次のような手順でチェックしている。まず、シラバス作成ガイドラインに則りシラバスの内容、特に三つのポリシーとの整合性をチェックする。修正等の必要がある場合、チェックシートに記入の上作成者に返送し、作成者はウェブ上で修正等を行い、修正内容を記載したチェックシートと修正後のシラバスを担当者に返送し、担当者は、それらを作業完了報告書とともに院長に提出する、という手順である。なお、2021年度から Web シラバス化されたため、メール等を用いて効率的にシラバスの作成者とやり取りをしている。

以上のとおり、到達目標の内容については、組織的に検討されて共通認識が図られ、さらにそれを確認・検証する仕組みがとられている。

(ウ) 科目への展開

カリキュラムは、基本的には、まず、基本的知識を徹底的に身につけ、次いで応用的能力を涵養するという構成となっているが、これらは分断されているわけではなく、有機的に結びついたものとなっている。

1年次においては、法学純粋未修者が法律学の基本的知識を重点的に修得し、法律学の基本的な理論、構造、制度および判例をしっかりと理解することができるようになることを目標として、スムーズに法科大学院での勉強に入ることができるための導入科目として、実務法律文書を論理的に正確に読む力を養成することを目標とする「判例講読」、「法律基本演習」を置き、また、実際にパソコン等を操作させて法的問題の解決に必要な情報を得る方法、並びにリーガルライティングの基礎を身につけさせることを目標とする「法情報・法文書入門」を設置し、さらに裁判制度の基本的知識を修得し法曹の意義と役割を具体的に理解させることを目標とする「裁判制度概論」を配置している。これらの導入教育と平行して、「法律基本科目」として、公法系・民事系・刑事

¹²⁰ 添付資料 A69 「令和4年度法科大学院シラバス（授業計画書）作成について」

系の基礎的科目である憲法 2 科目、民法 7 科目および刑法 3 科目を中心に、民事訴訟法および行政法各 1 科目を必修科目として配置している。その他、幅広い識見・能力の涵養を図るために、「基礎法学・隣接科目」として、「法と医学」、「法と情報」、「法と行政」、「法と企業会計」などの科目を 1 年次から履修することができるようにしている。

2 年次においては、具体的事案を適切に解決する法的思考能力および問題解決能力を涵養するために、「法律基本科目」として、憲法、民法、刑法、商法、行政法、刑事訴訟法および民事訴訟法の各々の演習科目を配置している。また、法理論に基づく法曹実務の基礎的な能力を育成するために、「法律実務基礎科目」の必修科目として、「民事実務基礎論」および「刑事実務基礎論」を配置し、後者を履修した後に、必修科目である「刑事実務演習」（刑事模擬裁判）を履修させるようにしている。次に、2 年次の「法律基本科目」の必修科目として、行政法 1 科目、民事訴訟法 2 科目、刑事訴訟法 2 科目および商法 3 科目を配置している。また、実務法曹としての職務を遂行するにあたり遵守すべき倫理原則の理解および高い倫理観の涵養を目的として「法曹倫理」を配置し、これを修得することを 3 年次の「エクスターンシップ」を履修する条件としている。

3 年次においては、法的思考能力および問題解決能力をさらに展開させ、法的議論・表現能力およびコミュニケーション能力など、より実践的かつ専門的な能力を育成することを目標として、「エクスターンシップ」および「リーガル・クリニック」を配置している。また、2 年次の「民事実務基礎論」の履修に基づく必修科目として「民事実務演習」（民事模擬裁判）を配置するほか、「民事紛争処理手続論」、「リーガル・コミュニケーション演習」、「家事事件処理手続論」、「企業法務論」を配置している。そして、3 年次後期において、本法科大学院における 3 年間の教育の集大成として、系列ごとに、「総合演習Ⅰ（民事法）」、「総合演習Ⅱ（公法）」、「総合演習Ⅲ（刑事法）」を必修科目として配置している。

（2）法曹に必要なマインド・スキルの養成状況及び法曹養成教育の達成状況 ア 入学者選抜（第 2 分野）

入学者選抜において、未修者コースの合否は、実務法曹に不可欠な基礎的能力及び実務法曹を目指す意欲と熱意を有するか否かを「小論文試験」や「面接」等により、既修者コースの合否は、未修者コースの判定事項に加え、本法科大学院の 1 年次の法律基本科目の学修を終えた者と同等程度以上の学識を有しているか否かを「法律専門試験」により判定している。

選抜状況については、この 5 年間、競争倍率 2 倍以上を確保し、競争性を維持して、適切な選抜を実施している。

入学者の多様性の確保については、合格者全体に占める社会人及び法学系以外の学部出身者の割合が30%に満たない場合は、一定の範囲で調整を図るための「特別考慮」を競争性や質の維持が疎かにならないように、特別考慮合格基準を定めて実施している。基本データ表(6)に基づけば、最近5年間(2018～2022年度)における「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合は37.5%であるが、2020年度は45.5%、2021年度は46.2%、2022年度43.8%となっており、多様性が十分確保されている。

イ カリキュラム(第5分野)

1年次を中心に実体法、手続法に関する法律基本科目を学修し、実務において通用する法理論を修得させるようにしている。2年次後期に「刑事実務演習」(刑事模擬裁判)、3年次前期に「民事実務演習」(民事模擬裁判)をいずれも必修として設け、理論と実務の架橋を図りながら、訴訟手続の体系的な理解が深められるよう工夫している。

学修の早い段階である1年次に、判例の法理論だけでなく、その法理論が具体的にどのような場面で機能するのかを認識させるため、事案を丁寧にひもときながら法理論を学ぶ「判例講読」と「法律基本演習」を配置している。また、裁判制度の基本的知識を修得し法曹の意義と役割を具体的に理解させることを目標とする「裁判制度概論」を配置している。さらに、2019年度から、法学部卒以外の学生であっても、実際にパソコン等を操作させて法的問題の解決に必要な情報を得る方法、並びにリーガルライティングの基礎を身につけさせることを目標とする「法情報・法文書入門」を配置している。これらの導入教育と並行して、「法律基本科目」として、公法系・民事系・刑事系の基礎的科目である憲法2科目(「憲法Ⅱ(基本的人権論)」、「憲法Ⅰ(統治機構論)」)、民法7科目(「民法Ⅰ～Ⅶ」)および刑法3科目(「刑法Ⅰ～Ⅲ」)を中心に、民事訴訟法(「民事訴訟法Ⅰ」)および行政法(「行政法Ⅰ(行政過程論)」)各1科目を必修科目として配置している。また、刑事訴訟法については、2年次からの本格的な授業の導入科目として、「刑事訴訟法入門」を配置している。

以上のように、ディプロマ・ポリシーに基づくカリキュラム・ポリシーに沿って、カリキュラムが展開されており、法曹に必要なマインド・スキルを養成することができる。

ウ 授業(第6分野)

法律基本科目の授業については、双方向・質疑応答形式のものと講義形式のものがあるが、後者の場合も、小テストの答案解説や判例分析の場面で双方向性を意識して進められている。

演習科目、民事、刑事の模擬裁判等においては、法律的に何が問題となるか、その問題を解決するためにはどのような検討視点や選択肢があるか、どの方法を選択するか、その選択を進めるためにはどのようなスキルや作業が必要か、等々を検討することを通じて、問題解決能力の涵養を図っている。

民事訴訟法等の演習科目においては、様々な法的アプローチの手法（訴訟、仲裁、調停、和解等）と、その選択に当たっての考え方を理解させている。例えば、「民事実務基礎論」では、具体的事象から、要件事実を踏まえて主要な事実を抽出させ、事実整理をさせることで、事実認定への道筋をつくらせ、「民事実務演習」では、具体的事例から、民事訴訟法等が実務上どう活用されるかを、訴訟代理人や裁判官という立場から理解させ、具体的事例における事実に・法的・手続的な諸般の問題を分析・検討する機会としている。「リーガル・コミュニケーション演習」では、法律相談や受任事件における事情聴取、相手方との裁判外交渉・和解等の様々なテーマごとに、グループ討議、ロールプレイ、文書起案を体験させることで、コミュニケーション能力を涵養している。

また、刑事実務関連科目においても、具体的事例から、捜査事項の検討と適切な捜査手法の選択に当たっての考え方、公判活動・証拠判断の在り方等を導き出す方法と理論を理解させている。

さらに、エクスターンシップの運用、LCCの協力により、臨床法学教育（「リーガル・クリニック」など）も充実してきている。

エ 成績評価・修了認定（第8分野）

成績評価については、試験実施前の教授会において定期試験実施要領一式を配付し説明するとともに評価配分を学生に周知し、試験実施後は、採点済み答案のコピーを返却するとともに、各科目の試験問題およびその配点などの評価基準をTKCに公開するほか、試験終了後の教授会において各科目の成績表を資料として提示して成績評価状況を確認したり、受講者数の減少により特定の個人が識別され得る可能性を理由として中断していた「成績分布表」の学生への開示を2022年度前期から受講者数が比較的多い1年次の法律基本科目群・基礎科目（必修科目）について復活させたりして、厳格な成績評価が実施されている。さらに、GPAや共通到達度確認試験の成績に基づく厳格な進級要件が設けられており、求められるスキルが十分身につけていない状況では進級・修了することができない。また、試験終了後には、すべての教員が学生と面談する時間を設定して個別の相談に応じ、さらに学生カードに成績を記入して教員間で学生の学修状況に関する情報を共有して個別的指導に当たることなどを通じて、様々な形で学生が自らのスキルの現状や到達度を理解できる機

会が保障されている。

修了認定についても同様に、その基準・体制・手続の設定、修了認定基準の開示はいずれも適切である。

オ 教育体制（第3分野）

学生収容定員数 60 人に対して専任教員数は 12 人であり、また、法律基本科目ごとに適格性のある専任教員数が確保できている。研究者教員と実務家教員の数および割合、教授の数および割合について特段の問題はない。

また、各教員は、適格性の審査手続の中で、各々の教育経験・研究業績・実務上の実績に照らし、法科大学院の教員として必要とされる高度の教育能力を十分に有すると評価された者であるが、後述するように、FD 委員会による授業評価アンケートおよび自己評価書、教員相互による授業参観などに基づいて各教員の教育内容および教育方法の検証が行われており、各教員の能力の水準の維持および向上が図られているといえる。

以上のように、適切な教育体制が確保できており、法曹に必要なマインド・スキルを養成する環境が整備されている。

カ FD（第4分野）

2022 年度において、専任教員 12 人のうち 8 人が FD 委員会委員であるが、委員会（2021 年度は 8 回）にはほぼ全員が参加し少人数による議論がなされ、その検討内容は必要に応じて教授会に上程し、情報や発想等の共有化に努めているとともに、授業の進め方や成績評価の在り方を巡って、本音の議論が交わされ、教員自身のスキルの向上に寄与しており、また、学生の状況についての認識を共有する場ともなっている。FD 活動としては、授業参観、授業評価アンケート、自己認識アンケートなどが行われているが、これらの施策については、その内容や実施方法について、毎年検証が行われ、少しずつ改善されており、少なくとも専任教員間では FD 活動への関与について認識が深められていると考える。

学生による授業等の評価の把握方法として、「授業に関するアンケート」、「修了生に対するアンケート」、「在学生に対する個別ヒアリング」等を実施しているが、これらのうち「授業に関するアンケート」は、前期・後期各 1 回、専任・兼任のすべての教員担当の科目で実施されており、その結果は、速やかに各教員の閲覧に供され、デジタルデータ化されたものが各教員に配付され、また、FD 委員会での検討資料となっている。さらに専任教員は、アンケート結果を基にして「自己評価書」を作成して FD 委員会に提出することが義務付けられており、この自己評価書は、他の教員や学生も随時閲覧できる状態になっている。

以上のように、積極的なFD活動が展開され、法曹に必要なマインド・スキルを養成する環境が整備されている。

キ 学習環境（第7分野）

クラス人数がすべて50人以内で授業が行われていること、入学者が入学定員の110%以内であること、在籍者数が収容定員の110%以内であることについては、いずれも基準を満たしている。他方、1クラスの人数が「10人を下回るか否か」については、2017年度においては、1年次の法律基本科目（必修科目）においては10人を若干下回る程度であるが、2年次および3年次のクラスにおいては、10人を大幅に下回っていた。しかし、2022年度においては1年次の法律基本科目（必修科目）においては18人、2年次および3年次のクラスにおいては、10人を若干下回る程度に改善している。なお、正規の受講者以外の学生の参加を認める試み、例えば、登録していない学生の任意の聴講を認めたり、法務研修生の聴講を認めたりするなど、クラス内での双方向・多方向による討論や切磋琢磨が行われ得るような「適切な人数」を実現する努力が継続的に行われている。

施設・設備の確保・整備については、4つの講義室（そのうち2室はマルチメディア対応）および8つの演習室、また、164席の自習室（複写機・プリンタ・パソコンも配備）が備えられ、さらに、パソコン10台を備えたコンピュータラボ室も自由に利用可能であり、学生1人に1個のロッカーも提供されているなど、学修に必要な設備は完備されている。

図書・情報源の確保については、法科大学院棟（自習室）と中央図書館において質量ともに十分な法律関係の図書、学術雑誌、法令集、判例集が所蔵され、利用可能となっており、また、電子媒体の資料も、図書館又はTKCおよびLICのウェブ・サイトを通じて学生に提供されているなど、非常によく整備されている。

教育・学修支援体制については、授業準備等の教員の教育活動を補助するために、助手室（助手1人）が設置され、支援の体制は充実しており、実際にもよく活用されている。

学生支援体制については、本学独自の奨学金による経済的支援、ハラスメント等人間関係におけるトラブル相談窓口、カウンセリング体制など、学生に対する支援の仕組みは非常に充実している。また、学生へのアドバイス体制についても、担任制、「教科指導」、アカデミック・アドバイザー、チューター制など多様な制度を通じて、法科大学院における学修だけでなく、学生生活上の様々な悩みについても、個別的にきめ細かく対応する体制が採られている。

ク 自己改革の取り組み（第1分野）

自己改革を目的とした組織としては、①本法科大学院における自己点検・評価の実施及び認証評価への対応並びにその結果の公表に必要な事項の処理を行う「自己点検・評価委員会」、②カリキュラム見直し等を行う「教務委員会」、③教育内容・方法等について検討する「FD委員会」、そのほかに④「入試委員会」、⑤「進路支援委員会」、⑥「学生支援委員会」が設置されている。専任教員全員が複数の委員会に所属するとともに、各委員会あるいは教授会構成員が個人的に提起した自己改革に関する問題を教授会の場で実質的に議論し、自己改革につなげていく取り組みを行っているという意味で、教授会自体が、自己改革を行うための柔軟性を持った組織となっている。

自己点検・評価委員会は、「自己点検・評価報告書」の作成のほか、各委員会委員長（運営委員）を中心とした構成員であるため、本学全体の事業計画、法科大学院の事業計画、認証評価結果即した取り組み・課題の取りまとめや進捗状況の点検、課題改善策の検討を定期的に行い、各委員会との連携も図りやすい体制をとっている。教務委員会は、2020年度に、開講科目の分類（「基礎科目」、「応用科目」、「入門科目」など）の見直し、司法試験のすべての選択科目の開講などを行い、2021年度には、司法試験の「在学中受験」のための特別履修プログラムを設定し、いずれも学則等の規程の改正を行った。FD委員会は、年間10回前後開催され、本法科大学院における組織的教育の推進に向けて着実な活動を重ねている。2021年12月に、従来、FD委員会や教務委員会で行っていた学生の学修支援を独立した委員会を担当すべきとの意見に基づいて、「学生支援委員会」が設置された。進路支援委員会は、本法科大学院出身の就職活動説明会の開催、担当委員による進路に関する個別相談などの活動を行っている。これらの委員会の活動は、その都度、教授会において報告されるが、その報告に基づいて、教授会において更に活発な議論が行われ、教員全員が情報を共有し、全員参加による十分な議論が行われている。

自己改革の取り組み状況として、まず、教員体制については、FD委員会や教授会でしばしば検討を行っている。具体的な取り組みとしては、毎年、授業評価アンケートを実施している。また、担任制の活用による個別面談を年に複数回実施してすべての学生から様々な意見を聴取し、面談担当教員は学生カードに面談結果を入力し情報の共有化を図っている。FD委員会では、授業評価アンケートにおいて特に問題と考えられる検討課題を取り上げて検討した上で、教授会で報告し、テーマによっては教授会においても検討を重ね、例えば、学生の授業準備や予習・復習の内容や方法が不十分な学生に対して、担任教員や各科目担当教員が適切なアドバイスをを行うことを確認・実施するなどの施策を具体化している。

次に、入学者選抜については、特に、定員充足率の充足が実現できてい

ないため、毎年、その対策についての検討を重ね、九州内の大学で開催している入試説明会（2020年度以降はコロナ禍のためオンライン説明会が中心）や学内における情報情宣活動については、実施方法・内容を点検するとともに、回数の増加だけでなく、対象者（法学部生向け、他学部生向け、社会人向け、夜間コース志望者向けなど）に応じた説明をするなどの工夫を図っている。また、配付説明資料についても、修了生の司法試験合格状況や進路動向等を分析したものを作成し、ガイドブックや学生募集要項と共にわかりやすく説明するよう心がけている。

（3）特に力を入れている取り組み

ア 入学前から法曹に必要なマインド・スキルの周知・向上を図るために、本法科大学院と法学部との連携の強化に努めている。

2019年度より法学部の「法律特修プログラム」の開講科目において法科大学院の教員が担当する科目を増加させたほか、2021年度より「法律特修プログラム」の中に「法曹連携基礎クラス」を開設して2020年度入学生の2年次より履修を開始した。また、2019年度より、法学部3・4年次生が法科大学院1年次の授業科目を履修することができる「早期履修制度」を開始し、さらに本法科大学院が企画・実施する「刑事模擬裁判」を学部生に体験参加させる取り組みを行っている。従来から実施している「授業体験」や「ゼミ訪問（法科大学院の情宣）」と併せて、法学部生に法科大学院進学のための意識を明確に持たせる取り組みと位置付け、法学部との一層の連携を強化している。

イ 新入生への導入教育を図るために、憲法・民法・刑法の3科目について入学前のプレセミナー、法曹三者（元裁判官、元検察官および弁護士）による「目指すべき法曹像」の講演会を実施して、新入生がスムーズに4月からの授業に入っていくことができるための取り組みを強化している。2021年度は、「入学前教育」として、10月より導入教育的なプレセミナーを半年にわたって実施し、また、授業を録画して学生の復習などに役立つ取り組みも実施した。

ウ 在学生に対しては、法学未修者に対する教育を中心とする体制をとっており、特に一人ひとりの学生に対するきめ細やかな指導を図るために、担任制および担当学生に対する個別面談による学生からの意見・要望の聴取および相談への対応、学生カードによる各科目の学修状況の把握、若手弁護士のチューターによる学修・生活環境等の相談への対応、半期ごとの成績発表後の全教員による今後の勉強等の相談への対応など、各学生の現時点での学修状況に応じた個別的な指導を行っている。

エ 司法試験受験予定者に対しては、後期（特に1月～3月）に各教員が自主ゼミや答案指導などを実施（実施内容の一覧表を掲示）し、受験予定者が各々の必要に応じてそれらのゼミなどを自由に受けて受験に備えることを可能としている。

(4) その他
特になし。

2 点検・評価

法曹に必要なマインド・スキルの設定は適切であり、それらの養成に向けた取り組みも、「法曹に必要なマインド・スキルの養成状況」のとおり、おおむね適切になされていると考える。

3 自己評定

B

【理由】この数年間の改善・努力が実を結びつつあり、法曹養成のための教育機関としての取り組みとしては、法科大学院に必要とされる水準に達していると考えますが、他方、司法試験合格者の増加になかなか結びついてきていないことから、スキルの養成・強化の面で、なお検討・努力すべき点が残されていると考える。

4 改善計画

司法試験合格率の低迷の克服のために、「法曹に必要なマインドとスキルの養成」にさらに取り組むための施策に関する検討が必要である。

■ 憲法分野

<p>ア 教育内容</p>	<p>本法科大学院における憲法科目は、「憲法Ⅰ（統治機構論）」（1年次後期）、「憲法Ⅱ（基本的人権論）」（1年次前期）、「憲法演習Ⅰ」（2年次前期）、「憲法演習Ⅱ」（3年次前期）及び「総合演習Ⅱ（公法）」（3年次後期）であるが、1年次での基礎、2年次から3年次前期の応用、そして3年次後期のまとめへと積み上げ方式での科目設定としている。いずれの授業においても判例・事例の検討に重点を置き、訴訟当事者双方から合憲性について説得力を持って主張することができるように事実をしっかりと分析・評価すべく考える授業を目指している。</p>
<p>イ 授業の仕方</p>	<p>「憲法Ⅰ」、「憲法Ⅱ」、においては、授業で検討する判例・事例について、事前に配布しているレジュメの設問に回答する形で、学生に回答を促しながら、また学生の回答に対する補足を求めながら、学生自身が積極的に発言できるように進行させている。「憲法演習Ⅰ」、「憲法演習Ⅱ」においては、検討判例・事例における答案（憲法上の問題点の指摘、判断枠組の設定、合憲性をめぐる具体的な検討の答案構成によるもの）を担当者に作成させ、その答案に基づいて意見交換を合憲及び違憲の双方の立場から考えさせる展開としている。できるだけ学生同士の多方向的な議論ができるように議論の調整に努めている。</p>
<p>ウ 学生の理解度の確認</p>	<p>「憲法Ⅰ」および「憲法Ⅱ」においては、概ね3回の授業内容に関する「小テスト」（基本的事項・判例の確認）を合計5回実施し、8回目の授業終了後に「中間試験」を実施して添削の上で返却し、学生の理解度を確認している。「総合演習Ⅱ（公法）」（前半7回）においては、各回のテーマに即した「小テスト」（短答式）を毎回実施し、第15回目には、「まとめテスト」（重要判例の判旨の論述式と短答式）を実施して最終確認をしている。</p>
<p>エ 授業後のフォロー</p>	<p>1年次対象の「教科指導」（憲法）において、授業で検討した判例の内容をさらに深堀すべく質疑応答及び憲法上の問題点に係る答案構成を行うとともに、関連判例の検討をも行い、より深く当該テーマに関する判例の理解に取り組んでいる。授業後の質問にも積極的に応じており、小テスト、中間テスト及び定期試験は添削の上で返却し解説を行っている。</p>

オ 出席の確認	授業の開始時に出席をとり、11回以上の出席がない場合は履修放棄としている。
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	できるだけ多くの学生が主体的かつ積極的に質疑応答に参加させることが重要な課題であり、一時期、学生を「違憲を主張する班」と「合憲を主張する班」に分けて学生同士で主張しあうという方法をとったことがあったが、学生数の激減により現在は中断している。現在は、任意の意見交換を交えて授業を進めているが、訴訟当事者双方の立場（合憲及び違憲の立場）から事実の分析・評価ができるように指導している。
キ 対象学年にふさわしい授業の工夫	1年次の学生は、法学部出身であっても、基本的知識の修得及び重要判例の判旨の理解を徹底すべく、できるだけ学生ひとり一人が自分の言葉で質疑応答に参加するように働きかけるとともに、テキストや判例の判旨を声に出して読ませることも時折行っている。また、黒板に事例の概要と問題点を理解しやすいように図式化して書いて意見交換に役立たせるようにしている。2年次及び3年次の授業は、事例問題に関する答案の検討を中心に行っているが、検討に際しては、特に、事実をどのように評価するのかを考えることに重点を置くとともに、1年次で修得した基本的事項及び判例をどのように応用するのかという視点を確認している。
ク 到達目標との関係	「到達目標」の具体的内容は、「共通的な到達目標モデル（第二次修正案）」（法科大学院協会）に基づいて、シラバスにおける15回の「授業内容」の中で、修得すべき「検討事項」及び「検討判例」を挙げている。授業で検討する事項と自学自習に委ねる事項については、事前に配布しているレジュメにおいて指示している。また、2021年度から、1年次生の学修をサポートするために、必修科目と「教科指導」は録画をとってオンデマンドで復習に役立てることができるようにしている。
ケ その他	特になし。

■ 行政法分野

<p>ア 教育内容</p>	<p>本法科大学院では行政法の教育を以下のように実施している。すなわち、1年次後期の「行政法Ⅰ（行政過程論）」、2年次前期の「行政法Ⅱ（行政救済論）」（以下「行政法講義科目」という。）では、通説、判例を含む基礎知識の正確な理解と基礎的応用能力の養成を目標としてレクチャー形式を中心とする授業を行っている。そして、これらの科目で修得したことを踏まえて、2年次後期では「行政法演習Ⅰ」で重要行政判例を素材とした事案及び解釈法理の分析能力を養うことを目標とした双方向形式の授業を、また、3年次前期では「行政法演習Ⅱ（行政手続・行政訴訟論）」で高度の事案処理能力の養成をはかることを目標として双方向形式の授業を行っている。さらに、3年次後期の「総合演習Ⅱ（公法）」では行政法全般の基礎知識・応用能力の確認を双方向形式の授業で行っている。</p>
<p>イ 授業の仕方</p>	<p>上述のとおり、「行政法講義科目」は、双方向の授業ではなく、いわゆるレクチャー形式で行っている。これらの授業は1・2年次科目で、しかも、ほとんどの学生が予備知識を持ち合わせていないので、双方向授業では行政実体法、行政救済法分野の基礎知識の正確な理解と基礎的応用能力の養成という目標達成は困難と考えたからである。この目標を効率よく達成するためには、学生の理解度の把握が困難であるなどの欠点はあるが、レクチャー形式の授業が適切であるので、この欠点を補うため、事前に配布した設例集の設問を授業で学生に検討させるという方法を採用し、また、アサインメント、小テストを利用している。</p>
<p>ウ 学生の理解度の確認</p>	<p>「行政法講義科目」では、それぞれ3～4回程度の短答式又は記述式の小テストを実施して学生の理解度の確認を行っている。「行政法演習Ⅰ」では担当学生に判例レポートを提出させ、当該レポートを基に全員で議論することなどによって学生の理解度を確認している。「行政法演習Ⅱ（行政手続・行政訴訟論）」では、授業中に課題事例について学生に即日起案をさせ、教員が添削することで学生の理解度を確認している。なお、添削済レポートは、次の授業で返却した上、課題事例の検討を行っている。また、「総合演習Ⅱ（公法）」では質疑応答形式で授業を進</p>

	めることで学生の理解度を確認している。
エ 授業後のフォロー	授業中の質問の他、授業後、個々の学生の質問に応じている。また、研究室に在室中はオフィスアワーに限らずいつでも学生の質問に応じている。上述のように「行政法演習Ⅱ（行政手続・行政訴訟論）」では授業で作成したレポートの添削を行っている他、その他の科目においても学生が任意に作成した答案について添削を求められた場合、原則すべて添削指導に応じている。
オ 出席の確認	授業時に毎回学生の出席を確認し、出欠簿に記載している。
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	事前に講義レジュメ、設問集を配布して、それに沿って講義を勧めている。また、アサインメントの配布、その他の方法で授業において予習しておくべき教科書及び講義レジュメの範囲並びに判例を指示している。また、1年次生の「行政法講義科目」については授業録画をしているので、学生は後に自分のPCやスマートフォンで当該授業の視聴をすることができる。これは、学生が授業中に聞き逃したことや、学生の復習の便宜に役立ててもらうための取り組みである。
キ 対象学年にふさわしい授業の工夫	「行政法講義科目」は1年次後期（「行政法Ⅰ（行政過程論）」）、2年次前期（「行政法Ⅱ（行政救済論）」）科目であるため、ほとんどの学生が行政法に関する十分な予備知識を持ち合わせていないことを前提として、授業を工夫している。具体的には、アサインメント等で予習の範囲を明示するとともに、事例式の設問集を事前に配布し、授業では、設問の検討、ならびに予習では理解困難と考えられる事項を重点的に説明するというやり方をしている。また、「行政法Ⅱ（行政救済論）」については、実務家教員（木村教授）との共同授業形態を採用し、「理論と実

	<p>務の架橋」、学生の「法曹に必要なマインド・スキル」修得を意識した授業を行っている。また、教材については学生の負担を考慮し、原則として、教科書、講義レジュメ及び行政判例百選にとどめている。また、授業においては、基礎概念の抽象的説明にとどまらず、必ず具体例をあげることにしている。学説、判例法理を説明する場合も、事案の解決に当該学説、判例法理がどのような役割を果たしているかをできるだけ具体的に説明している。</p>
<p>ク 到達目標との関係</p>	<p>行政法科目の授業計画・準備及び実施は、本法科大学院のディプロマ・ポリシー及びコア・カリキュラムの内容を踏まえたものであるので、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたものとなっている。行政法科目の学習内容のうち自学自修に委ねる部分については、「行政法の授業の進め方」として文書で次のように指示している。すなわち、①「受講者は事前に指示された内容を十分予習しているものとして授業を進めます。」②「授業では、予習によりすでに理解している（はずの）ことについて改めて説明しません。」③「授業では、予習課題の設例について議論してもらいますので、各自準備の上授業に臨んでください。」である。また、自学自修を支援するための体制については6-1-2で示されているとおりである。</p>
<p>ケ その他</p>	

■ 民法分野

<p>ア 教育内容</p>	<p>民法は重要な基盤的科目であるとともに、各分野が複雑に連関しており、最終的には俯瞰的視点で理解することが重要であるため、担当者間で講義内容や使用テキスト、受講生の理解度について情報共有を行い、効果的な教育を実施できるように工夫している。また基本的な知識の定着を主眼として、課題レポートや「教科指導」での事例検討を繰り返し行うことによって、確実な基盤的知識の獲得を重視している。</p>
<p>イ 授業の仕方</p>	<p>民法の基本科目の講義においては、事前に示した講義レジュメ内の事案について受講生に確認を行うにとどめており、主として基本的知識の定着に力を入れているため、受講生間の双方向的議論は行っていない。なお知識の定着のため、講義についてはすべて録画し復習の際の利便性を確保している。またレジュメ内に文献や判例の引用情報を詳細に記述することによって受講生の更なる学習を促している。</p>
<p>ウ 学生の理解度の確認</p>	<p>毎回の講義内での質疑応答、および「教科指導」内での発言、毎回の提出課題の内容を丁寧に観察しながら、学生の理解度を図るとともに、必要に応じて「教科指導」や「判例購読」への参加を促すなどの対応を行った。</p>
<p>エ 授業後のフォロー</p>	<p>基本講義のため、すべての単元について網羅的に解説をすることがかなわず、とりわけ関連判例については「教科指導」にて深く事例検討を行うとともに、研究室にて個別に質問対応を行っている。また毎回の課題については、全体に向けた講評を作成することと別に、個別での添削にも応じている。</p>
<p>オ 出席の確認</p>	<p>受講生の席は確定しているため、講義開始時に出席について確認している。また毎回の講義内容に対する確認レポートを TKC 教育支援システムの課題作成機能を利用して提出するため、アクセスおよび提出の有無にて把握している。</p>

<p>カ 授業内の特徴的・具体的な工夫</p>	<p>すべての講義について録画を行い、復習の利便性を確保するとともに、講義においてはWebexの画面共有にて講義レジュメを常に表示して、必要な部分にはマークを行うなど視覚的に理解しやすく、後日録画を視聴する際にオンデマンドとしての視聴でも理解しやすい形式で残すことを心掛けている。またレジュメには文献情報を詳細に示すとともに、オンライン配布のファイルにはリンクを設定して資料確認を容易にし、自学自習を促すよう配慮している。</p>
<p>キ 対象学年にふさわしい授業の工夫</p>	<p>基本科目としての民法においては、通説判例や解釈の基盤となっている理論について、強調して講義を行うとともに、改正時の議論や条文の趣旨沿革についても丁寧に講義を行い、表層的理解に陥らないよう工夫している。</p>
<p>ク 到達目標との関係</p>	<p>事前に予習指示を行う際、メリハリをつけた予習指示を行うことにより、何から手を付ければよいかが判別できるよう、レジュメ内に記載している。また毎回の講義の目標と到達点を冒頭に示し、意識付けを行うとともに、当該ポイントについて確認課題により知識の定着確認を行うという形をとり、自身の理解度および到達度が自覚できるよう工夫している。</p>
<p>ケ その他</p>	<p>民法各分野の相互理解を図れるよう、レジュメ作成時にクロスリファレンスが可能になるような記載を試みている。 例) 契約法の診療契約のレジュメにおいて、不法行為法の過失水準論や親族法の親権者の医療行為の代諾のレジュメ番号を示し、確認を促すなど。</p>

■商法分野

<p>ア 教育内容</p>	<p>基本的には、会社法・商法・手形小切手法につき、基本書を読込み、重要な事項に関して説明し、判例を紹介し、条文の趣旨等を確認する。官報や株主総会の参考書類、議決権行使書面、定款、株券、履歴事項全部証明書などは、可能な限り現物を用いて具体的なイメージを持ち易くしている。</p>
<p>イ 授業の仕方</p>	<p>事前に講義で質問する内容を示し、受講者はその内容につき講義を受ける前に、教科書等をまとめた上で参加する。講義では、それについて質問し、議論する。学生の答案を素材とした指導は、「会社法Ⅰ（企業統治）」・「会社法Ⅱ（企業金融）」や「商法」では行わず、レポートの提出や演習で行う。</p>
<p>ウ 学生の理解度の確認</p>	<p>採点のポイント等を脚注で示した論証集を交付し、起案に必要なスキルはそこで学べるようにしている。「会社法Ⅰ（企業統治）」・「商法」では各2回のレポートを課し理解度を確認している。</p>
<p>エ 授業後のフォロー</p>	<p>質問には、徹底して答える。説明が足りなかったことに関しては、可能な限り全員がいる前で答える。また、授業終了後に教室に居残り、理解できなかった学生の疑問点等に関して、再度解説を行う。一方、「会社法Ⅰ・Ⅱ」の授業のレポートでは添削等は行わない。法律基本科目で相対評価であるため、指導内容の差異が生じるのを避ける意図である。添削等は演習科目で行っている。</p>
<p>オ 出席の確認</p>	<p>在籍者が少数のため、欠席者はすぐにわかるという点で、出席は把握している。</p>
<p>カ 授業内の特徴的・具体的な工夫</p>	<p>簡単な図等は作成するが、原則として映像は利用しない。学生の読解力等に悪影響があると感じるからである。その代わりに、上記の様に、株主総会参考書類や株券、履歴事項全部証明書などは実物を用いて解説している。予習用プリントを作成し、それに関して教科書の内容をまとめてくるという形で、予習及び講義の時間短縮を図っている。</p>

<p>キ 対象学年にふさわしい授業の工夫</p>	<p>2021年度までは、「会社法Ⅰ（企業統治）」、「会社法Ⅱ（企業金融）」、「商法」を2年次生の前期に同時期に開催することで、それぞれの科目の有機的な理解を企図していた。例えば、事業譲渡と営業譲渡、新株発行と株主総会決議、持分会社と匿名組合、株券と有価証券法理などである。</p> <p>2023年より在学中の司法試験受験が可能になるに伴い、上記3つの科目の内1つを後期に開講することの要請があったため、以下の様な変更を加えた。</p> <p>①「会社法Ⅱ」については、会社法の応用編的な位置付けとし、会社の計算や種類株式、新株予約権などの本来会社法Ⅱで扱っていた項目に加え、関連の深い商業帳簿や、比較的難解で発展的なテーマである委員会設置型の株式会社や詐欺的会社分割、新株を対価とする役員報酬、募集設立などを会社法Ⅱで扱うことにした。</p> <p>②その分、「会社法Ⅱ」で扱っていた株式や新株発行については、有価証券法理と同様にとらえ、「商法」の中で手形小切手法の学習が終了した時点で扱うことにした。手形小切手法については、会社法の判例を読むのに必要な程度にとどめた上で「商法」の中で扱っている。「商法」の内容は近年では、他の法律の立法に伴い、内容が削除され続けているが、その分を手形小切手法と株式及び新株発行が埋めている。</p> <p>③「会社法Ⅰ」では、従来のとおり、企業統治について扱っているが、委員会型株式会社を「会社法Ⅱ」に移したことに伴い、外国会社と設立の内発起設立のみを「会社法Ⅰ」で扱うこととした。</p>
<p>ク 到達目標との関係</p>	<p>まず、シラバスにおいて到達目標を明示し、それを達成できるようにしている。また、可能な限り自学自修ができるようにするため、過去の定期試験問題に関して、参考答案を示し、採点のポイントを公開している。さらに、上記の論証集において、脚注を入れ、その中で採点のポイント等について解説を行っている。</p>
<p>ケ その他</p>	<p>相対評価の科目であるが、学生たちに無用な競争心を煽らないように、可能な限り和やかな講義を心掛けている。</p>

■民事訴訟法分野

<p>ア 教育内容</p>	<p>民事訴訟法の講義科目は、1年次生及び2年次生を対象に、「共通的な到達目標モデル（第2次修正案）」（法科大学院協会）に即した内容の全般を学修するものとなっている。「教科指導」において講義を補充し、3年次生を対象とする総合演習の中で民事訴訟法判例を取り上げ、事案分析能力、応用力、論述能力を含めた総合力を涵養するようにしている。どの科目においても、身近に感じにくい民事訴訟理論を興味深く学び、実務家として民事訴訟法を駆使できるようにするために、具体的な事案に基づいた学習を中心としている。</p>
<p>イ 授業の仕方</p>	<p>詳細なレジュメのほか、判例集や判例を素材とした演習書を教材とし、事案を板書して双方向の議論をすることにより、事案中心の授業を行っている。複数の判例を対比したり、判例の事案を一部変更した場合にどうなるかを考えさせたりすることにより、教科書を読むだけでは得られない深い理解や応用力の養成を図っている。熱心に議論に参加する学生と必ずしもそうでない学生がいるので、全員議論に参加できるように指名の仕方を工夫するなどしている。</p>
<p>ウ 学生の理解度の確認</p>	<p>授業中の議論や課題の出来映えにより学生の理解度を図ることができる。「教科指導」においては、学生が自分たちの理解度に応じて授業内容に要望を述べるので、それを尊重して、学生の理解度に応じて学習を進めている。</p>
<p>エ 授業後のフォロー</p>	<p>講義の冒頭において前回の授業の復習をしている。また、「教科指導」において講義の復習と発展的な学習をした上、講義の冒頭において「教科指導」の復習もすることにより、「教科指導」に参加しなかった学生に対するフォローも行っている。授業のまとめをさせる課題を出して復習をさせている。</p> <p>オフィスアワーは常に在室して質問を受け付けている。</p> <p>また、1年次生の「民事訴訟法Ⅰ」については録画し、オンデマンドで配信するので、復習に役立てることができる。</p>

オ 出席の確認	<p>欠席する場合は事前に学生から連絡が入るが、万一連絡がなくとも、在籍者数が少数で座席も確定しているため、出欠の確認は容易である。</p>
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	<p>毎回具体的な事案を学生が中心になってボードに記載し、かつ、説明するなど、全員参加型の授業を心掛けている。また、元裁判官としての経験を活かして、判例評釈等に必ずしも記載されていない裁判官としての事案の見方、悩み等を紹介することにより、実務に対する興味を抱かせることも行っている。さらに、要件事実論が理論と実務の架橋として重要であるとの認識に基づき、民事訴訟法の講義や「教科指導」の中で、適宜要件事実論についても指導している。</p>
キ 対象学年にふさわしい授業の工夫	<p>1年次生においては、民事訴訟法の理論や判例の事案の前提となる実体法の学修が未了であったり、法学入門的な知識が不十分であったりすることがあるので、そのような点にも配慮している。対象学年が上がると授業レベルは次第に高度になる。しかし、法律の学修はらせん階段を上るようなもので、ある点について高度の理解に到達するためには、周辺部分の学修が必要であるとの認識に基づき、本来は対象学年における授業範囲に属しない点についても適宜取り上げることにより、学修効果を上げるよう努めている。したがって、1年次生に対して、本来2年次生が講義を受ける内容のものについても適宜先取りして教えたり、2年次生に対して、1年次生で学修した内容の復習をしたりすることもある。3年次生については応用力、論述能力を含めた総合力の涵養が必要であると認識している。1年次生の「民事訴訟法Ⅰ」については録画し、オンデマンドで復習に役立てることができる。どの学年においても、民事訴訟法にどれだけ興味を抱いて自主的に学習できるかが重要であるとの認識から、教科書や判例評釈等からは学べない実務家としての考え方、悩み等を紹介し、民事訴訟法に興味を抱かせるようにしている。</p>

<p>ク 到達目標との関係</p>	<p>「共通的な到達目標モデル（第2次修正案）」（法科大学院協会）を意識し、講義科目についてはこれに対応した詳細なレジュメを使用している。また、「教科指導」において、講義を補充する指導を行っている。総合演習においても、上記モデルを意識して事例分析能力や論述能力を涵養できるよう努めている。授業で取り上げきれない部分については適宜自学自習するよう指示している。</p>
<p>ケ その他</p>	<p>エクセルファイルで判例一覧表を作成して配布している。これにより、学生が判例の要点をメモしたり、各自の使用している参考書の該当頁等を記入したり、年月日順に並べ替えて検索したりできるようにしている。</p>

■ 刑法分野

<p>ア 教育内容</p>	<p>「刑法Ⅰ・刑事法Ⅰ、刑法Ⅱ、刑法Ⅲ」では、刑法総論および刑法各論の基本的な知識の理解と修得に主眼を置いている。学生は、基本的な事項を理解することによって、法的思考力の基礎を修得することになるが、未修者の学生を対象としているため、基礎的な事項について、考え方の道筋を示しながら丁寧に解説するとともに、学生に質問して答えさせ、自ら考え理解するよう促している。</p>
<p>イ 授業の仕方</p>	<p>予習用のレジュメを配布し、授業までに確認しておくべき事項や考えてくるべき問題を具体的に示し、授業中はそれを基に学生に質問をして答えさせている。学説が複数ある論点については、それぞれの学説の立場に立って回答させ、議論する力がつくように工夫している。また、学生の答案にはコメントを書き込んで今後の学修に役立たせるとともに、詳細な解説と講評を公開し、その中でも重要な点については授業中に言及している。</p>
<p>ウ 学生の理解度の確認</p>	<p>授業中に学生に質問し、学生の理解度を確認している。質問は、基礎的な知識に関わるものだけでなく、事案の解き方についても質問し、個々の論点だけでなく考え方が身についているかも確認している。中間試験の答案やレポートの添削を通して個々の学生の課題を把握し、コメントを付して返却し、活用するよう促している。</p>
<p>エ 授業後のフォロー</p>	<p>授業用レジュメとは別に、特に初学者がつかずきやすいところの詳しい解説や、確認問題、判例の詳しい解説とその理解を問う問題を載せた「自主学习用レジュメ」を配布している。また、授業後には必ず質問を受け付け、オフィスアワーの時間外や授業後以外の時間でも研究室に来た学生の質問に対応している。レポートや答案の添削を通して受講生が苦手とする点を把握し、それについての解説・講評を公開し、個々の論点の解説だけでなく、特にテキストのどこを見るべきか、判例をどう読むべきか、など今後の学習方法についても指導をしている。</p>
<p>オ 出席の確認</p>	<p>毎回出席を把握、確認している。</p>

<p>カ 授業内の特徴的・具体的な工夫</p>	<p>判例や事例問題をできる限り多く扱い、抽象的な論点の把握だけではなく、事実を拾ってあてはめたり、評価したりする練習ができるような問題を設定し、学生に答えさせている。「自主学習用レジュメ」を配布し、予習復習の面でのフォローにも力を尽くしている。「自主学習用レジュメ」を配布することによって、学生が自分で勉強すべきことは自主学習に任せ、限られた授業時間内で重要な論点の確認や議論ができるように工夫している。</p>
<p>キ 対象学年にふさわしい授業の工夫</p>	<p>1年次生対象科目であり、純粋な未修者も受講しているため、基礎的な事項を説明するだけでなく、それを理解するために必要な考える力を養うことができるよう、考え方についても丁寧に説明している。</p> <p>授業のレベルについては、授業内容を「共通的な到達目標モデル（第2次修正案）」（法科大学院協会）に基づいて構成しており、基礎的な内容となっているので、1年次生にふさわしいものとなっていると考える。</p>
<p>ク 到達目標との関係</p>	<p>授業内容を「共通的な到達目標モデル（第2次修正案）」（法科大学院協会）に基づいて構成している。学生自らテキストや判例を熟読して拾得すべき用語の意味や基本的な事項については、自学自修に委ねることとしている。ただし、未修者にとってはそれも難しいと思われるため、「自主学習用レジュメ」を配布している。そこでは、テキストの内容の補足、考え方や理解の仕方のコツ、関連する論点等について言及し、学生が深く学ぶ助けとなるよう工夫している。そして、授業中に応用問題や事例問題を解答させる際に、自学自修に任せることとした基本的部分についても質問し、理解できているか確認している。</p>
<p>ケ その他</p>	<p>指定したテキストに掲載されていないが関連する判例や、指定したテキストの立場とは異なる立場の見解についてもレジュメの中で補足して説明し、学生の理解を促すよう工夫している。</p>